

かごしま子ども未来プラン2015

鹿児島県

はじめに



現在、我が国は、少子化の進行や超高齢社会の到来、急速なグローバル化の進展、生活スタイルや雇用形態の多様化など、社会のあらゆる面で大きな変革期を迎え、子どもや子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような中、少子化対策や次世代育成支援対策を進める上では、若い世代が希望どおりに働き、結婚、妊娠・出産、子育ての希望を実現することができる環境と、子どもが生きることの充実感や将来に対する夢・希望を抱きながら、安心してたくましく、心豊かに成長できる環境を整え、それらを取り巻く人々の意識も変えていくことが重要です。

このため、本県では、平成17年度を計画初年度とする「かごしま子ども未来プラン（前期・後期計画）」の10年間の取組や、平成26年度に実施した「少子化対策に関する県民意識調査」結果のほか、平成27年3月、国において決定された「少子化社会対策大綱」の内容などを踏まえ、県民や県議会、県子ども・子育て支援会議の皆様の御意見等も伺いながら、新たな計画として、「かごしま子ども未来プラン2015」を策定しました。

この計画は、依然として少子化に歯止めがかからない本県の現状等を踏まえ、新たに、総合的な結婚支援の推進を施策の方向の一つに位置づけるとともに、家庭や地域、職場など、社会全体が子育てに積極的に関わっていくことや、子どもの貧困対策、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現、県地方創生総合戦略と連携した働く場の創出などにも視点を置いて、本県の少子化対策や子育て支援、母子保健対策等に関する施策を総合的に推進していくための指針として策定したものです。

県としましては、県民の皆様や、関係機関・団体、市町村、国などと連携を図りながら、「結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会」をめざし、この計画を着実に推進してまいります。

終わりに、計画の策定に当たり、貴重な御意見・御提言をいただきました多くの方々に対し、心から感謝を申し上げます。

平成28年3月

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

目 次

第1章 計画の策定について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 計画策定の背景	3
1 少子化の進行	
(1) 全国及び本県の出生の動向	3
(2) 少子化の要因・背景	6
(3) 本県の地域特性	9
(4) 少子化が社会に与える影響	12
2 「結婚から妊娠・出産、子育て」と「子ども」を取り巻く環境	
(1) 結婚、妊娠・出産を希望する人への支援	13
(2) 子どもを安心して生み育て、次代の親の健全育成を支援	16
(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	18
(4) 地域社会全体で子育てを応援	20
第3章 基本理念及び基本目標	21
1 基本理念及び基本目標	21
2 重点目標及び施策の方向	22
3 体系図	29
第4章 施策展開の方向	30
第4章構成一覧	31
[1] ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援	
1 総合的な結婚支援の推進	
(1) 結婚への支援	32
2 安心して妊娠・出産するための支援の推進	
(1) 妊娠・出産等に関する総合的な支援	34
3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進	
(1) 地域における子どもの発達段階に応じた子育ての支援	38
(2) 子育ての経済的負担の軽減	47
(3) 子どもの健康の確保及び増進	49
(4) 障害児や要保護児童等への対策の推進	56
(5) 子どもの貧困対策の推進	63
(6) 子ども・子育てに安全・安心なまちづくりの推進	67
(7) 鹿児島の特徴を生かした施策の推進	70
4 成長に応じた教育の推進	
(1) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	72

5	仕事と子育てへの両立支援等の推進	
	(1) 仕事と生活の両立の推進	80
	(2) 雇用の場の確保	83

[2]	社会全体で行動し、少子化対策を推進	
1	結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり	
	(1) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進	85
	(2) 子育てを支援する生活環境の整備	86
	(3) 子どもの安全の確保の推進	89
2	企業の取組促進	
	(1) 企業の少子化対策や両立支援の取組を促進	93

第5章 数値目標 94

第6章 計画の推進体制 97

1	県民との協働	97
2	市町村との連携	97
3	県における推進体制	97

参考資料

1	計画策定の経過	98
2	鹿児島県子ども・子育て支援会議条例	99
3	鹿児島県子ども・子育て支援会議委員	100
4	少子化対策に関する県民意識調査結果（概要）	101
5	関係機関連絡先一覧	105

第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本県においては、少子化対策として、平成17年度を初年度とする「かごしま子ども未来プラン」（前期計画）、平成22年度を初年度とする「かごしま子ども未来プラン」（後期計画）を策定し、各種施策を推進してきたところです。

しかしながら、本県の合計特殊出生率は、平成26年において1.62であり、全国第7位の位置にランクされていますが、人口維持に必要とされる2.07を依然として大幅に下回っている状況が続いています。

このまま少子化が進行すれば、本県における2040年の人口は131万4千人程度まで減少し、小規模自治体が消滅するとの予測もあり、深刻な状況にあります。

国においては、平成15年7月から「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次世代育成支援を計画的に推進してきました。また、子ども・子育て支援等の充実を図るため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、平成26年12月には、人口減少問題を克服するため、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。さらに、平成27年3月には、「少子化社会対策大綱」が閣議決定されるなど、少子化に歯止めをかけるための新たな取組が進められています。

県においては、このような状況を踏まえ、今般、新たな計画を策定することとし、計画を策定するに当たっては、国が策定した「次世代育成支援対策都道府県行動計画策定指針」や「少子化社会対策大綱」、県が平成26年に実施した「少子化対策に関する県民意識調査」などを踏まえ、幅広い観点から検討し、「県少子化対策推進本部」や子どもの保護者、市町村長等から構成される「県子ども・子育て支援会議」等で総合調整や協議を行ってきました。

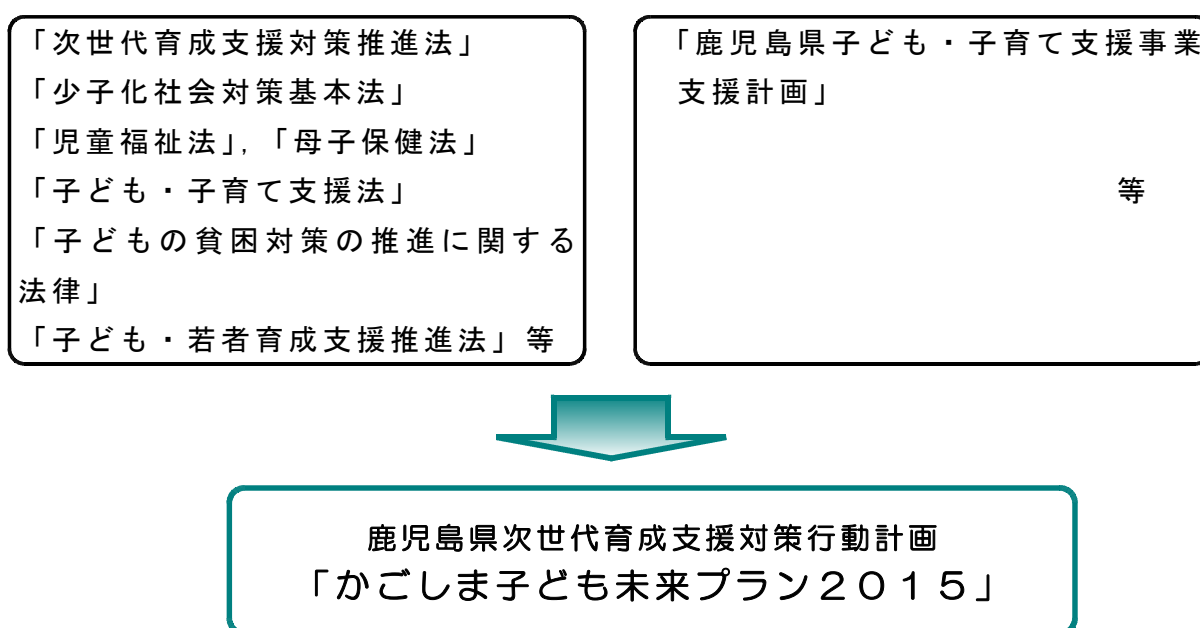
今回の計画においては、これまでの施策をより一層進めるとともに、少子化社会対策大綱で示された「結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援」と「社会全体で行動し、少子化対策を推進」を両輪として、今後、施策を推進していくための指針として策定しました。また、新たに、子どもの貧困対策の視点も盛り込んでいます。

今後、本計画の実現に向けて積極的に取り組みながら、結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会が実現できるような社会づくりを推進し、少子化に歯止めをかけ、次世代の育成を支援してまいります。

2 計画の位置付け

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」、「子ども・子育て支援法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」など関係法令の趣旨に基づき、「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」などの関連計画を取り入れながら、本県の少子化対策や子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進するための指針とするものです。

なお、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく貧困対策計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画及び「母子保健計画について」（平成26年6月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「策定指針」に基づく母子保健計画の内容を含むものです。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

第2章 計画策定の背景

1 少子化の進行

(1) 全国及び本県の出生の動向

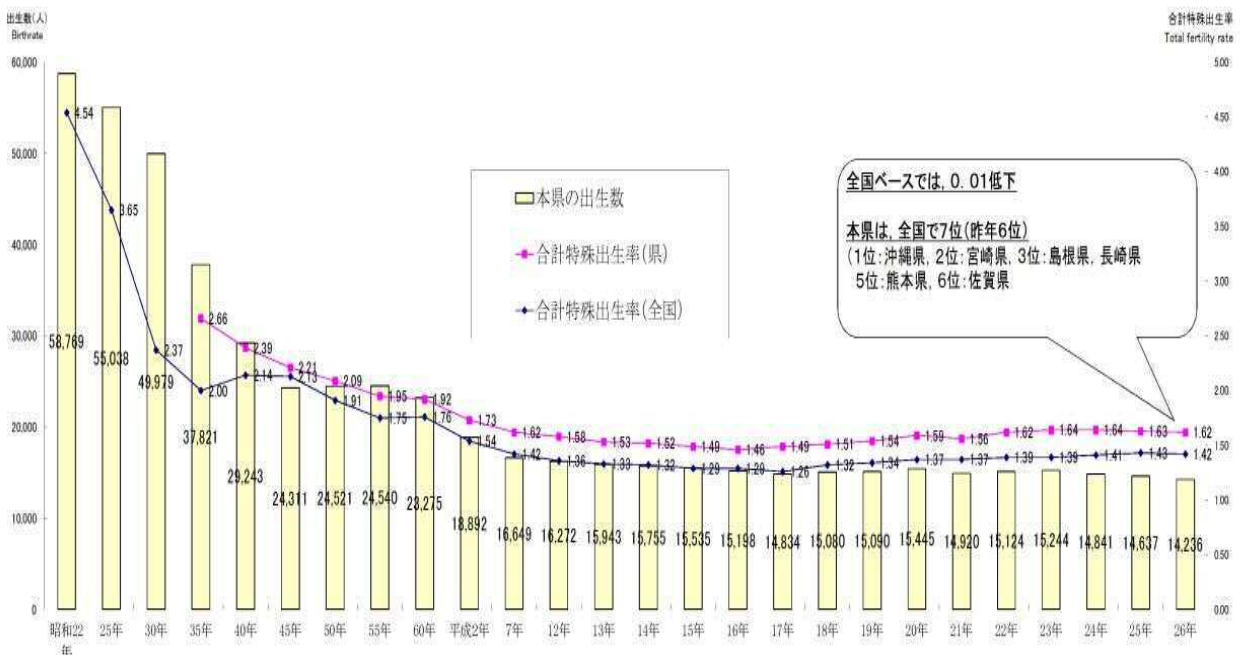
合計特殊出生率(*)については、昭和50年代頃から一貫して下がり続けており、全国は平成17年の1.26、本県は平成16年の1.46と、過去最低の数値を記録しました。以降、わずかながら上昇に転じ、平成26年は全国1.42、本県1.62となっていますが、人口維持に必要とされる2.07を大幅に下回る状況となっています。

また、平成26年の本県の出生数は14,236人で昭和40年と比べて約半分となっています。

全国の人口については、平成20年をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、このまま少子化が進むと約50年後の2060年の日本の総人口は約8,700万人になるといわれています。

本県においても同様の傾向にあり、平成17年の175万3千人が、2040年には131万4千人に減少するとの推計がでています。

* 出生の動向－合計特殊出生率、出生数 *

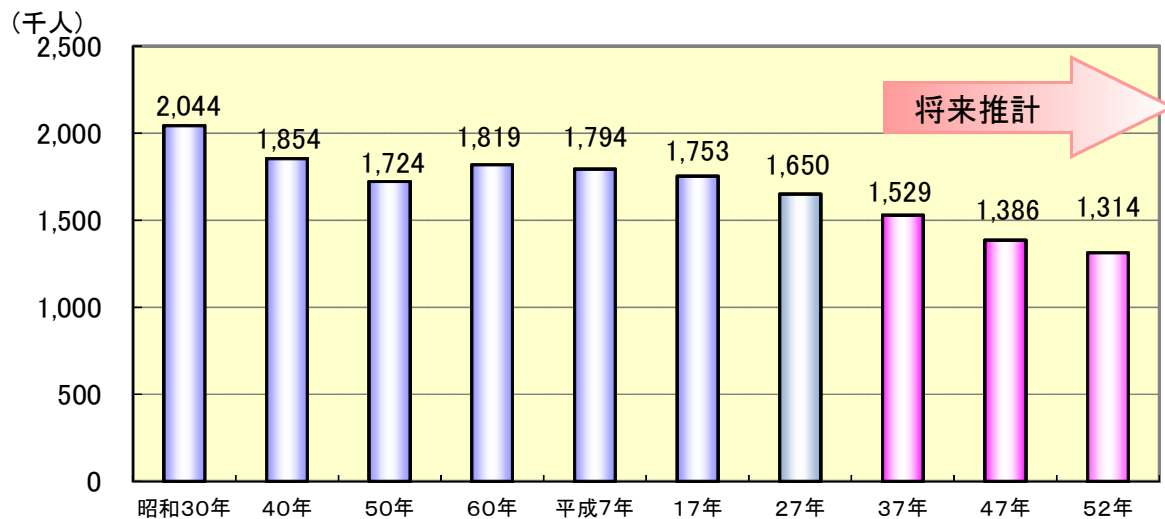


資料：人口動態統計

* 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むと仮定したときの子どもの数に相当する。

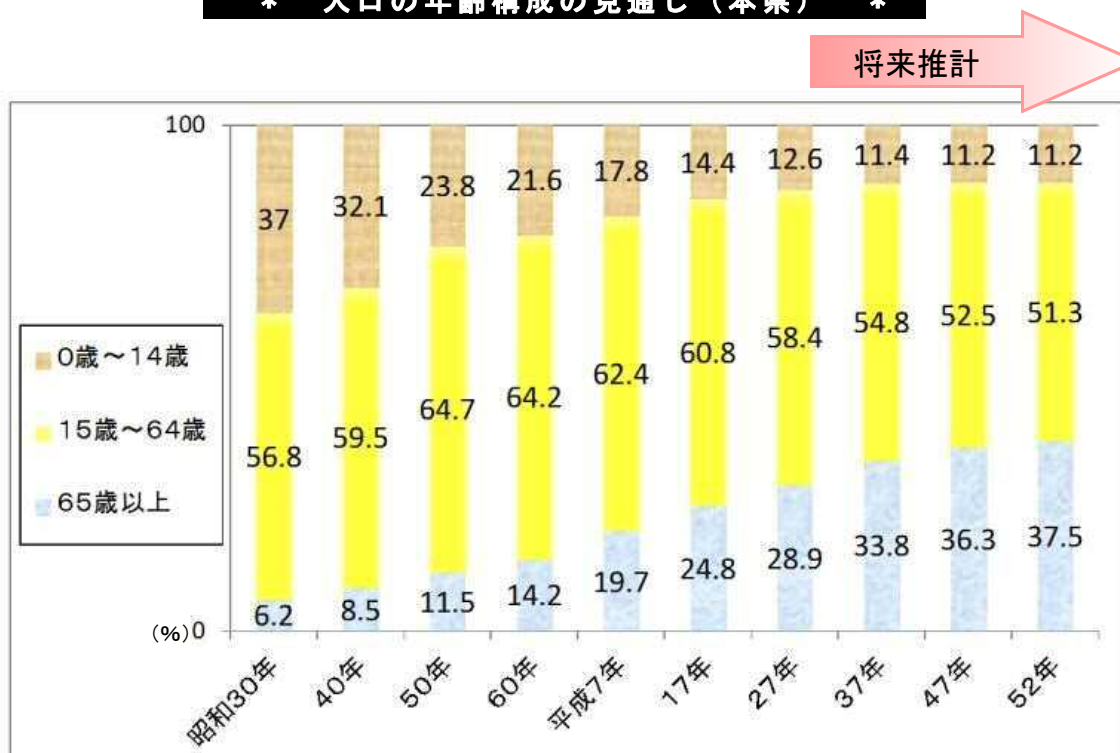
*** 総人口の推移及び将来推計（本県） ***



資料：総務省「国勢調査」

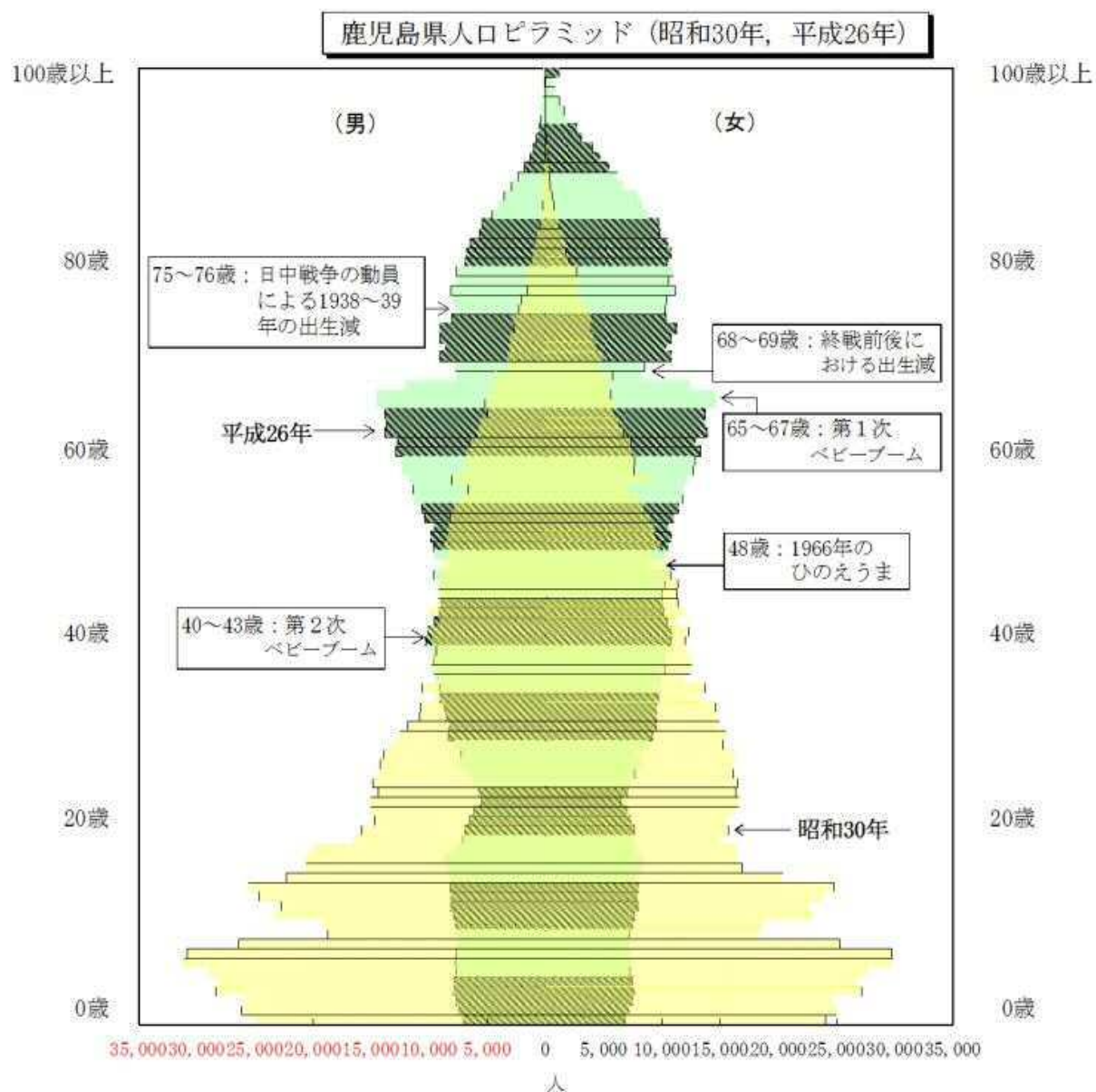
国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」

*** 人口の年齢構成の見通し（本県） ***



資料：総務省「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」



階級（5歳毎）人口推計（平成26年10月1日現在）

（人）

	総数	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49
総数	1,669,110	74,588	74,759	78,696	80,044	66,229	75,213	90,225	98,264	99,928	95,505
男性	780,141	38,305	38,441	40,280	40,141	31,084	35,309	43,108	47,507	48,139	45,504
女性	888,969	36,283	36,318	38,416	39,903	35,145	39,904	47,117	50,757	51,789	50,001

	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～99	100以上
総数	104,065	120,450	134,484	115,105	97,233	92,433	82,501	55,700	25,246	7,186	1,256
男性	50,107	59,064	67,152	56,399	44,088	39,194	31,611	17,569	5,742	1,229	168
女性	53,958	61,386	67,332	58,706	53,145	53,239	50,890	38,131	19,504	5,957	1,088

資料：県統計課「鹿児島県の推計人口」

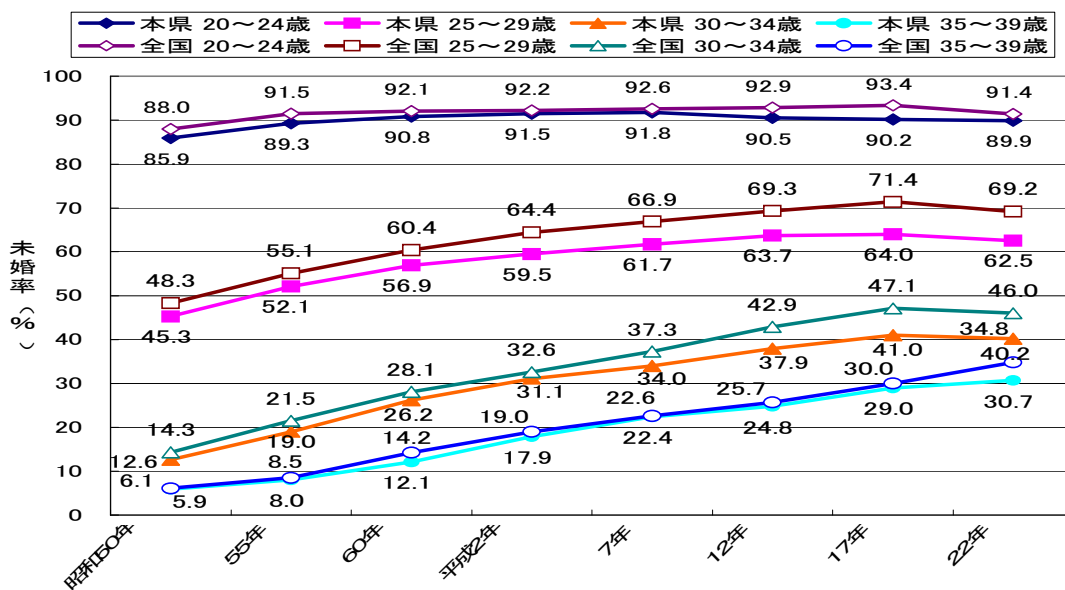
(2) 少子化の要因・背景

少子化の要因としては、結婚・出産に対する価値観の多様化等による未婚・晩婚化の進展や夫婦出生力(*)の低下、子育てに対する経済的、心理的及び肉体的な負担感や悩みの増大、女性の就業率の上昇、経済的に不安定な若者の増加など様々な要因が考えられます。

本県においても、ほとんどの年齢層で未婚率は近年ほぼ横ばい若しくは上昇しており、特に近年30代以上の未婚率の伸びが大きくなっています。

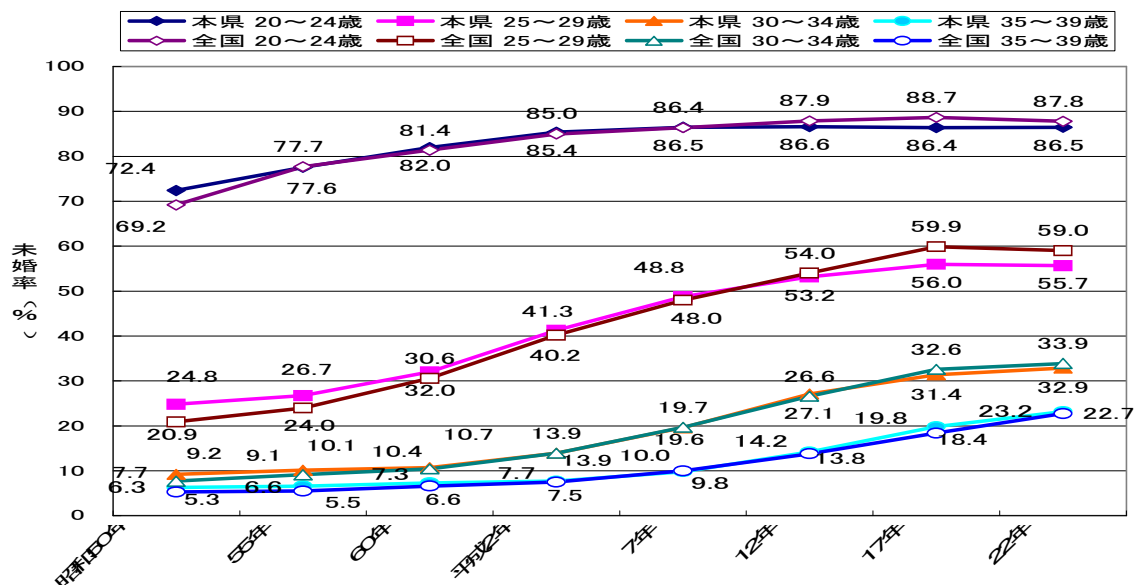
また、平成26年の全国の婚姻率(人口千対)は、5.1、本県は、4.7となっており、未婚化が進行しています。

*** 本県及び全国の年齢別未婚率の推移(男性)**



資料：昭和50年～平成22年国勢調査

*** 本県及び全国の年齢別未婚率の推移(女性)**



*** 夫婦出生力**

妻の年齢別に何人の子どもがいるかを表す統計上の用語である。

* 本県及び全国の初婚年齢等の推移 *

			1980(昭和55)年	2010(平成22)年	2013(平成25)年	2014(平成26)年
生涯未婚率	全国	男性	2.6%	20.1%		
		女性	4.5%	10.6%		
	本県	男性	2.8%	20.4%		
		女性	5.3%	10.6%		
平均初婚年齢	全国	男性	27.8歳	30.5歳	30.9歳	31.1歳
		女性	25.2歳	28.8歳	29.3歳	29.4歳
	本県	男性	27.5歳	29.7歳	30.3歳	30.5歳
		女性	25.2歳	28.2歳	28.9歳	29.0歳
出生児の母の年齢	全国	第1子	26.4歳	29.9歳	30.4歳	30.6歳
		第2子	28.7歳	31.8歳		
		第3子	30.6歳	33.2歳		
	本県	第1子		28.9歳		
		第2子		30.9歳		
		第3子		32.6歳		

資料：昭和50年～平成22年国勢調査

* 本県及び全国の婚姻率の推移 *

		1980(昭和55年)	2010(平成22年)	2013(平成25年)	2014(平成26年)
全国	婚姻件数	774,702組	700,214組	660,613組	643,749組
	婚姻率(人口千対)	6.7	5.5	5.3	5.1
本県	婚姻件数	11,539組	8,682組	8,179組	7,837組
	婚姻率(人口千対)	6.5	5.1	4.9	4.7

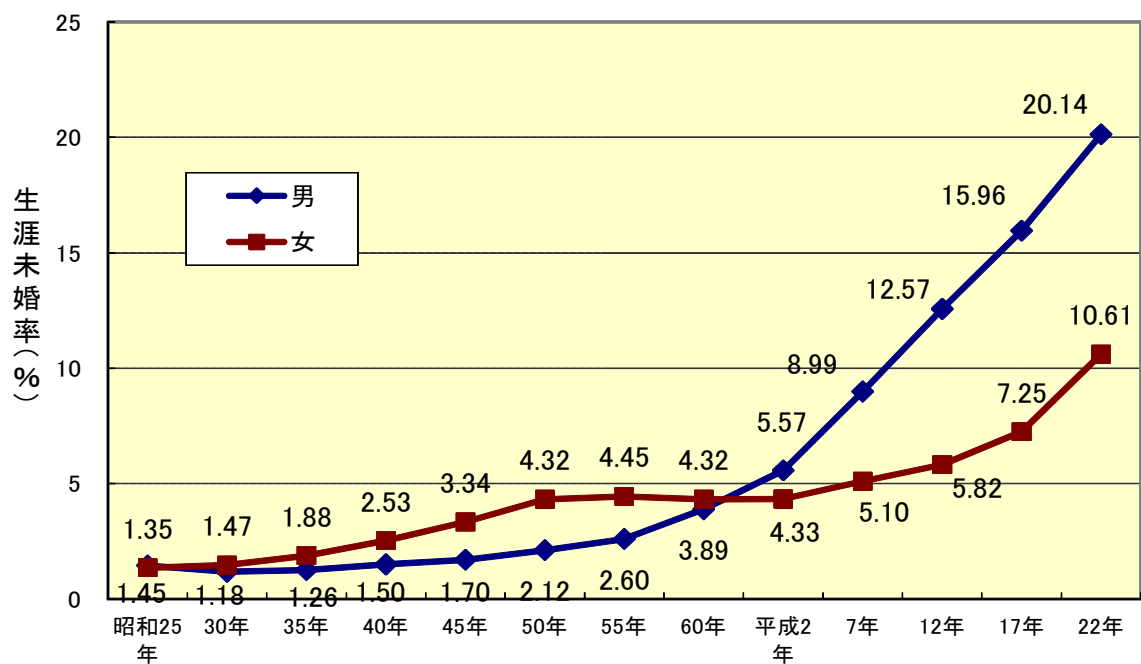
* 本県の未婚者数(平成22年) *

年齢 (歳)	男性			女性		
	総数	未婚者数	未婚率	総数	未婚者数	未婚率
20～24	33,899人	30,470人	89.9%	39,057人	33,772人	86.5%
25～29	41,182人	25,755人	62.5%	45,928人	25,604人	55.7%
30～34	46,070人	18,531人	40.2%	49,663人	16,356人	32.9%
35～39	48,613人	14,930人	30.7%	52,054人	12,079人	23.2%

資料：平成22年国勢調査

(注) 平成22年国勢調査からは総数に「不詳」を含まない取扱いとされている。

*** 生涯未婚率の推移(*) (全国平均) ***

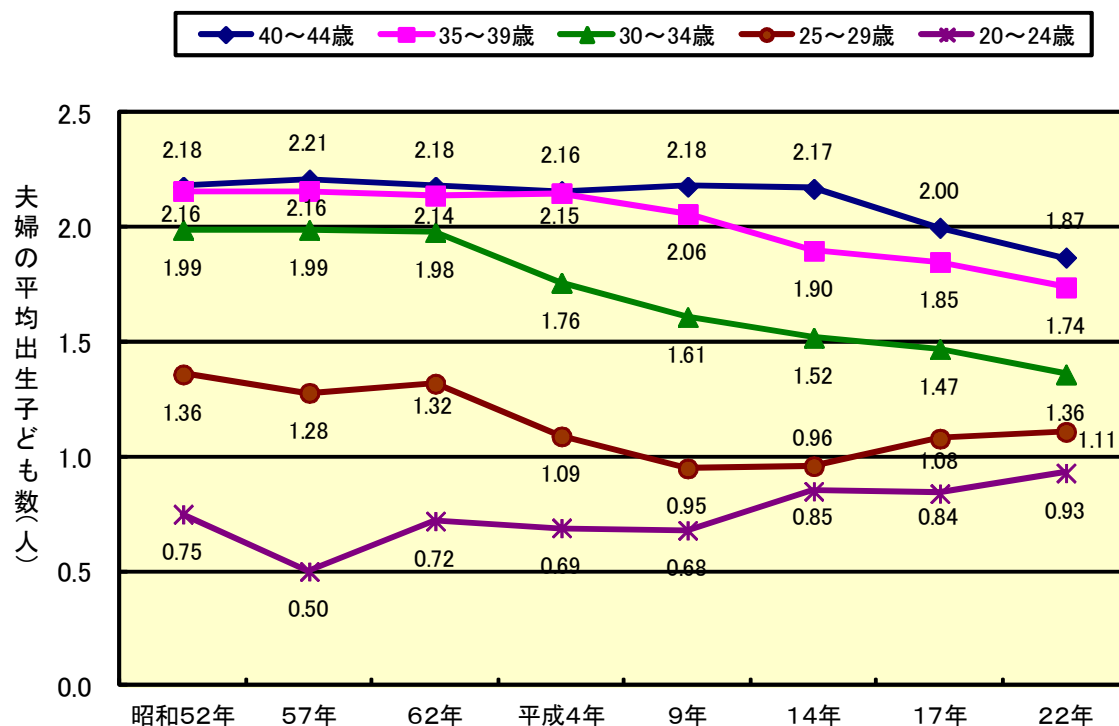


資料：総務省「国勢調査報告」

* 生涯未婚率

45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率を算出したものである。

*** 夫婦出生力の低下 (全国平均) ***



資料：国立社会保障・人口問題研究所「結婚と出産に関する全国調査」

(3) 本県の地域特性

全国的に少子化が進む中、合計特殊出生率の動きを見ると、本県は離島、特に奄美地域において高くなっており、平成20年～平成24年の合計特殊出生率の全国上位30市町村の中に、奄美地域の8町が入っています。しかしながら、奄美地域においても、人口維持に必要とされる2.07を上回る市町村は前回発表時と同じく4町のみとなっており、少子化の進行が止まっているとまでは言い難い状況となっています。

都市部、特に鹿児島市においては、合計特殊出生率が低くなっています。これは、都市部及びその周辺部においては、高齢化・過疎化の進行は遅いものの、未婚・晩婚化が進展している傾向にあることが伺えます。

農村部は、中山間地域など条件不利地域が多く、雇用の確保が難しいこともあり、若年層の定住化が進まず、高齢化・過疎化が一層進行し、結果的に子どもの数が減少し、少子化が進んでいるものと思われます。

このように少子化が進行する一方、本県は、多様で豊かな自然環境に恵まれ、各地域に個性ある伝統芸能・行事や郷土訓が伝承されています。また、地域住民同士の結びつきによる助け合いの精神が残され、異年齢・異世代による様々な体験活動も展開されるなど、良質な育児環境に恵まれています。

* 市町村別合計特殊出生率（平成20～24年） *

順位	市町村名	①H20～24	全国順位	②H15～19	増減(①-②)
1	伊仙町	2.81	1	2.42	0.39
2	徳之島町	2.18	6	2.18	0.00
3	天城町	2.12	10	2.18	▲ 0.06
4	与論町	2.10	11	1.90	0.20
5	長島町	2.06	17	2.05	0.01
6	瀬戸内町	2.06	18	1.68	0.38
7	屋久島町	2.03	20	2.02	0.01
8	南種子町	2.03	22	1.75	0.28
9	知名町	2.02	23	1.99	0.03
10	和泊町	2.00	25	2.15	▲ 0.15
11	喜界町	2.00	26	1.98	0.02
12	中種子町	2.00	27	1.97	0.03
13	志布志市	1.95		1.79	0.16
14	西之表市	1.94		1.99	▲ 0.05
15	鹿屋市	1.93		1.80	0.13
16	錦江町	1.91		1.79	0.12
17	伊佐市	1.90		1.65(大口市) 1.76(菱刈町)	0.14
18	東串良町	1.86		1.77	0.09
19	薩摩川内市	1.86		1.78	0.08
20	出水市	1.85		1.82	0.03
21	奄美市	1.83		1.71	0.12
22	龍郷町	1.83		1.81	0.02
23	大崎町	1.81		1.71	0.10
24	湧水町	1.79		1.79	0.00
25	南大隅町	1.78		1.73	0.05
26	大和村	1.78		1.57	0.21
27	さつま町	1.78		1.76	0.02
28	霧島市	1.73		1.63	0.10
29	南さつま市	1.69		1.61	0.08
30	宇検村	1.69		1.64	0.05
31	南九州市	1.68		1.60	0.08
32	肝付町	1.65		1.64	0.01
33	指宿市	1.64		1.59	0.05
34	曾於市	1.61		1.54	0.07
35	阿久根市	1.60		1.63	▲ 0.03
36	枕崎市	1.59		1.49	0.10
37	三島村	1.56		1.46	0.10
38	垂水市	1.56		1.46	0.10
39	いちき串木野市	1.55		1.40	0.15
40	始良市	1.55		1.53(始良町) 1.51(蒲生町) 1.39(加治木町)	0.02
41	日置市	1.54		1.46	0.08
42	十島村	1.49		1.62	▲ 0.13
43	鹿児島市	1.42		1.29	0.13

資料：平成26年2月13日 厚生労働省：「人口動態特殊報告」市町村別合計特殊出生率（平成20年～24年）（ベイズ推定値）

(注) ①市町村名は、平成26年12月31日現在のものである。

②前回発表時の市町村名は、合併後の市町村に対応する旧市町村名である。

【豆知識】 奄美高子宝地域の特徴

奄美地域は、平成20年～24年の市町村別合計特殊出生率において、全国上位30位までに、8町が入るなど、全国的にも子宝に恵まれた地域として知られています。

県では、平成16年度に奄美地域にある14市町村の合計特殊出生率の平均を上回っている7町（和泊町、喜界町、天城町、伊仙町、知名町、徳之島町、与論町）を「奄美高子宝地域」として、調査・分析を行い、以下のような特徴があることをまとめています。

- 1 「子は宝」の価値観がある。
 - ・「子は宝」、「子どもは多いほどよい」、「理想の子ども数が4人以上」とする傾向がある。
- 2 就業意欲が高い。
 - ・約7割の母親が就業し、育児を行っている。
 - ・「結婚したら主婦業に専念すべき」と考える母親が少なく、就業の高さを裏付けている。
- 3 育児に際して、何らかの制度・施設等を利用している母親が多く、特に、保育所・幼稚園の利用が多い。
- 4 周囲からの育児支援を受けている人の割合が多い。

特に、姉妹・兄弟・親族、友人・近所の人からの支援を受けている母親が多い。支援内容としては、

 - ・「子どもへの声かけ、子どもを預かる」などの子どもへの直接的支援
 - ・「惣菜や食材を届ける」などの生活手段的支援
 - ・「気持ちをわかる」等の情緒的支援
 - ・「育児についてわからないことを教える」などの知識的支援が多い。
- 5 子供を生み育てる環境が整っている。
 - ・「子や孫の世話を生きがいとする高齢者」が多い。
 - ・「食生活改善推進員の高い充足率」
 - ・「民生委員・児童委員」の活動が多い。
 - ・幼稚園・保育所数（人口10万対）が多い。
- 6 出産・育児に対する地域への期待として
 - ・子どもの育て方に関して、「地元で育ったことを誇りに思っている」、「郷土の文化を大事にする人に育ててほしい」と思っている母親が多い。
 - ・豊かな自然や人情味が地域の魅力である、子育てに適した環境であるという母親が多い。
 - ・子供を生み育てる面で望む町の姿は、「子どもがのびのび育つ町」、「子どもの健康や安全に不安のない町」、「経済的不安なく子育てができる町」である。
- 7 豆類、緑黄色野菜、肉類、油脂類を多く摂取しており、食物繊維、カルシウム、ビタミンE、不飽和脂肪酸等の摂取も充足している傾向がある。

資料：鹿児島県「あまみ長寿・子宝調査概要報告書」（平成16年10月）

(4) 少子化が社会に与える影響

① 経済の安定成長を阻害

少子化の進行により、人口が減少することで国内市場の縮小や労働力人口の不足等が発生し、経済の安定成長が阻害されます。

② 社会保障制度の崩壊

少子化の進行は、高齢者の割合の増加につながり、年金、医療、福祉等の社会保障の分野において、若い世代の負担増大につながります。

③ 小規模自治体の消滅

少子化の進行は、都市部への人口流出と相まって、都市部と地方の格差が拡大し、地方の小規模自治体は消滅の危機に瀕することが懸念されます。

④ 子どもの健全な成長への影響

子どもの数の減少による親の過保護や過干渉、子ども同士、特に異年齢の子どもとの交流機会の減少などにより、子どもの社会性が育ちにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されます。

⑤ 地域社会の活力の低下

少子化の進行による人口の自然減により、過疎化・高齢化がさらに進むものと懸念されます。これにより、例えば福祉サービスの運営など住民に対する基礎的なサービスを提供することが困難になるのではないかと懸念もあります。

2 「結婚から妊娠・出産，子育て」と「子ども」を取り巻く環境

(1) 結婚，妊娠・出産を希望する人への支援

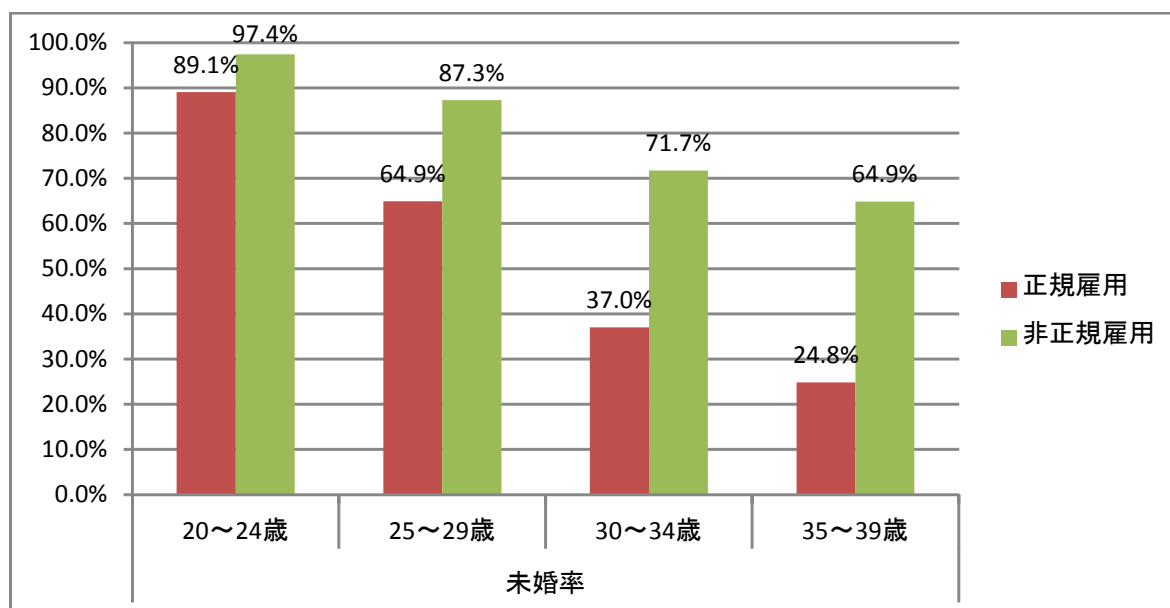
本県においても未婚率は，近年，男女とも高止まりの状況にあるとともに，初婚年齢や第一子出産年齢の上昇が少子化の大きな要因になっています。

また，非正規雇用労働者の全国の未婚率（平成26年度労働力調査）は，男性で高い傾向にあり，30代前半では，正規雇用の未婚率が37.0%であるのに対し，非正規雇用では71.7%となるなど，就業形態の違いにより家庭を持てる割合が大きく異なる状況にあります。

本県で実施した「少子化対策に関する県民意識調査」（平成26年11～12月）において，18歳以上の男女に独身でいる理由を尋ねたところ，30代では，「適当な相手にまだめぐり会わないから」との回答が76.3%，「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」が26.3%などとなっています。また，理想の子ども数を持ってない理由については，「収入に対して，子育てや教育にお金がかかりすぎるから」をあげた方が30代では6割近くを占め，「欲しいけれどもできないから」をあげた方が2割となっています。

30代の未婚者で結婚を希望する人は，7割を超えている状況にありますが，上記の理由等により結婚の希望が実現できていないことから，経済的基盤の安定を図るとともに，独身男女の出会いや不妊治療に対する支援などに引き続き努めることにより，結婚，妊娠・出産の希望が実現できる環境を整えていく必要があります。

* 就労形態別年代別の未婚率（全国） *



資料：平成26年度労働力調査（基礎調査）

* 結婚に対する意識（少子化対策に関する県民意識調査） *

・ 結婚願望について

「結婚したい」と回答した割合が、一般県民全体では、約5割であったが、大学生、20代、30代では約7割となっている。

区 分	一般県民(18歳以上全体)			大学生
		うち20代	うち30代	
結婚したい	51.2	70.2	73.6	76.6
一生結婚するつもりはない	18.9	3.5	13.2	2.1

・ 独身でいる理由（一般県民のみ：各年代の上位3項目まで）

「適当な相手にまだめぐり会わないから」と回答した割合が、一般県民全体では、約3割であったが、20代、30代では6割以上となっている。

区 分	一般県民(18歳以上全体)		
		うち20代	うち30代
適当な相手にまだめぐり会わないから	27.6	61.4	76.3
独身の自由さや気楽さを失いたくないから	11.7	4.9	26.3
今は仕事（または学業）に打ち込みたいから	10.3	36.8	23.7
結婚するにはまだ若すぎるから	5.6	26.3	0

・ 理想とする子どもの数（各年代の上位3項目まで）

一般県民全体、20代、30代とも3人と答えた方が最も多かったが、大学生では、1人と答えた方が最も多かった。

区 分	一般県民(18歳以上全体)			大学生
		うち20代	うち30代	
3人	60.5	49.0	50.7	0.8
2人	23.0	35.3	33.3	18.4
4人	5.9	3.9	5.0	—
1人	0.7	2.9	2.5	72.4

- ・ 子どもの理想の数と予定している数の差の理由（一般県民のみ：各年代の上位3項目まで）

子育て世代である20代、30代では、「収入に対して、子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多かった。

区 分	一般県民(18歳以上全体)		
		うち20代	うち30代
収入に対して、子育てや教育にお金がかかりすぎるから	20.8	71.4	58.7
健康上の理由から	7.8	14.3	9.3
欲しいけれどもできないから	6.9	0	21.3
自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから	5.9	28.6	10.7
高年齢で産むのはいやだから	5.8	9.5	22.7

資料：県青少年男女共同参画課「少子化対策に関する県民意識調査」（平成26年）

*** 不妊治療費助成及び不妊相談実績（平成21～25年度） ***

（件）

年度	不妊治療費 助成件数 （県全体）	不妊専門相談センター相談延べ件数	
		専門相談 （鹿児島大学病院）	一般相談 （各保健所）
21	979	26	610
22	1,098	22	577
23	1,388	26	758
24	1,504	57	779
25	1,801	47	967

資料：県子ども福祉課調べ

(2) 子どもを安心して生み育て、次代の親の健全育成を支援

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもを持つまで、乳幼児とふれあう経験が少ないまま親になることが増えており、地域の子育て力の低下等を背景に、子育てが孤立化し、子育てに不安や負担を感じる親が増加しています。

子育てを取り巻く環境が変容する一方で、特に幼稚園や保育所に通っていない在宅の3歳未満の子どもの子育て支援について、保護者が子育ての相談をする場や子どもと共に交流する場が必要となっています。

パートタイム労働等の就業形態をはじめとする生き方（ライフスタイル）の多様化により保育ニーズも多様化しており、こうした多様な保育ニーズへの対応が求められているとともに、幼児期の教育についても、地域によっては、幼稚園がないなどの事情により幼児期の教育を希望する方がこれを受けられない状況も見られます。

保護者が就労している場合等においては、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合などがあることから、病気をした子どもについて、一時的に保育等を行う病児保育の取組を促進する必要があります。

また、放課後児童クラブの平成26年における設置率（実施小学校区数／全小学校区数）は全国81.8%に対し、本県は、59.1%となっており、平成27年4月から対象児童が小学校6年生まで拡大されたことに伴い、今後、そのニーズは更に増大することが予想されることから、放課後児童対策の充実が必要となります。

さらに、次代を担う子どもたちが、就労や結婚、出産、子育てについてのライフデザインを描くためには、知、徳、体のバランスが取れた「生きる力」を育むことが必要であるため、その前提となる知識・情報を適切な時期に教育することが重要です。

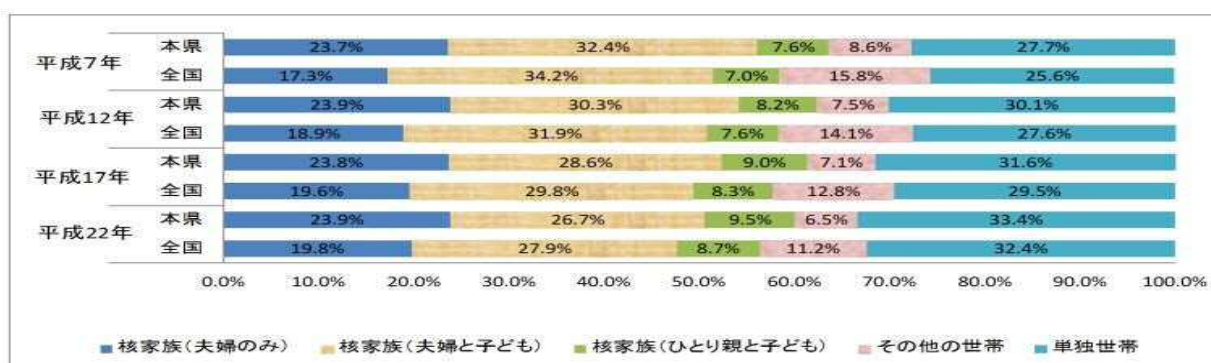
このようなことから、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、病児保育や放課後児童クラブなど地域における子育て支援の充実等を図る取組や正しい知識の教育の実施、教育環境の整備等を引き続き進めていく必要があります。

さらに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります。

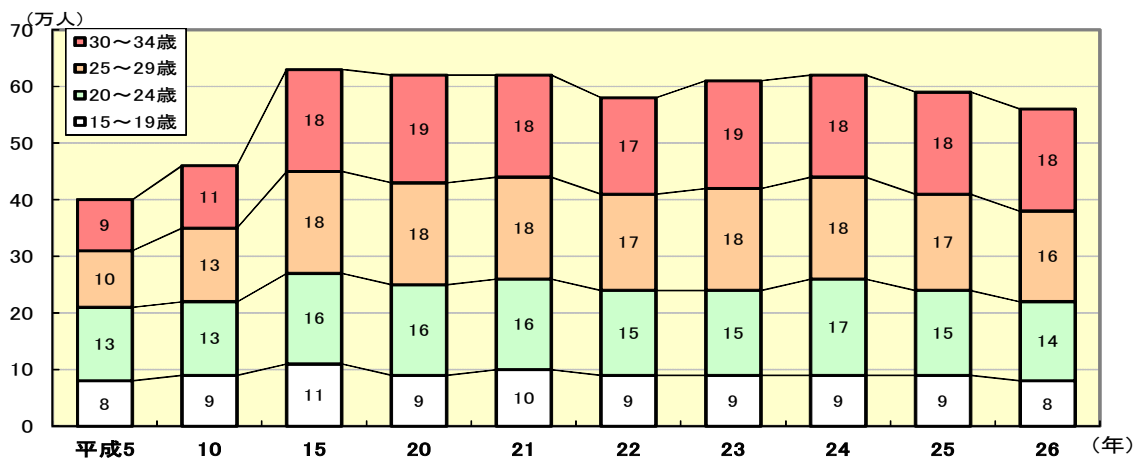
併せて、若年者が自立して家庭を持てるようにするためには、若年者、特にフリーター等に対し、意識啓発や職業訓練などの支援が必要です。

また、安心して子どもを生み育てるために周産期医療の充実を図るなどのほか、子育てに不安や負担を感じている親に対しての支援が求められます。

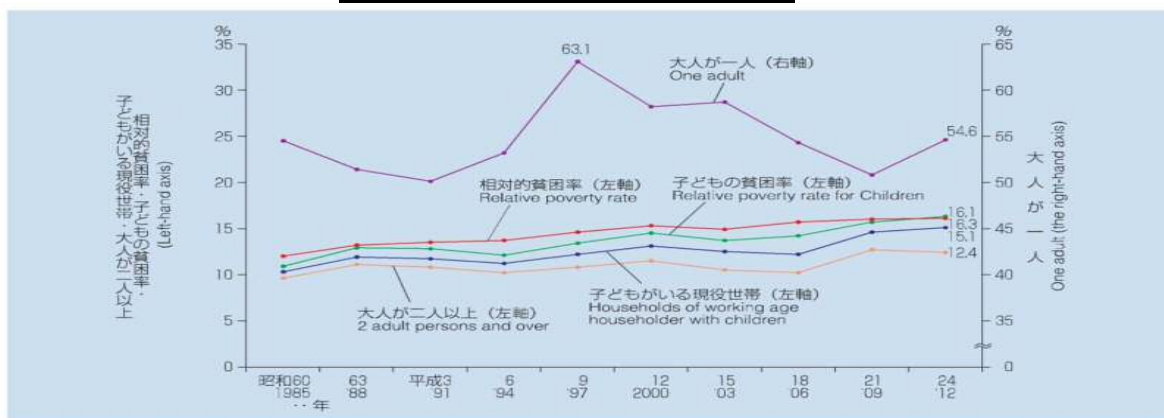
* 核家族化の状況（全国・本県） *



*** 若年無業者数の推移（全国）***



*** 貧困率の推移（全国）***



注：1. 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 2. 大人とは、18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 3. 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

*** 出産に関する主な指標（平成21～25年）***

年	乳児死亡率 (出生千対) (※1)		新生児死亡率 (出生千対) (※2)		周産期死亡率 (出生千対) (※3)		妊産婦死亡率 (出生10万対) (※4)		死産率 (出産千対) (※5)		低出生体重児出生割合 (出生百対) (※6)	
	本県	全国	本県	全国	本県	全国	本県	全国	本県	全国	本県	全国
21	2.1	2.4	0.9	1.2	4.0	4.2	6.5	4.8	30.3	24.6	10.7	9.6
22	2.2	2.3	1.0	1.1	4.4	4.2	6.4	4.1	30.0	24.2	10.4	9.6
23	2.4	2.3	1.0	1.1	4.5	4.1	6.4	3.8	28.6	23.9	10.5	9.6
24	1.9	2.2	0.9	1.0	3.4	4.0	0.0	4.0	27.5	23.4	10.2	9.6
25	2.5	2.1	1.0	1.0	3.3	3.7	0.0	3.4	28.1	22.9	10.4	9.6

資料：厚生労働省「人口動態統計」

- (※1) 乳児死亡率 = $\frac{\text{生後1歳未満の死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$
- (※2) 新生児死亡率 = $\frac{\text{生後28日未満の死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$
- (※3) 周産期死亡率 = $\frac{\text{周産期死亡数 (妊娠満22週以後の死産+生後1週未満の早期新生児死亡)}}{\text{出産数 (出生数+妊娠満22週以後の死産数)}} \times 1,000$
- (※4) 妊産婦死亡率 = $\frac{\text{妊産婦死亡数}}{\text{出産数 (出生数+妊娠満12週以後の死産数)}} \times 10万$
- (※5) 死産率 = $\frac{\text{死産数 (妊娠満12週以後の死産数)}}{\text{出産数 (出生数+死産数)}} \times 1,000$
- (※6) 低出生体重児出生割合 = $\frac{\text{低出生体重児数}}{\text{出生数}} \times 100$

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

共働き世帯が増加する中で、子育てに専念することを希望して退職する人がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しています。仕事やその他の活動と子育ての両立を支援するため、保育所の待機児童や放課後児童クラブが不足しているいわゆる「小1の壁」の問題を解決する必要があります。

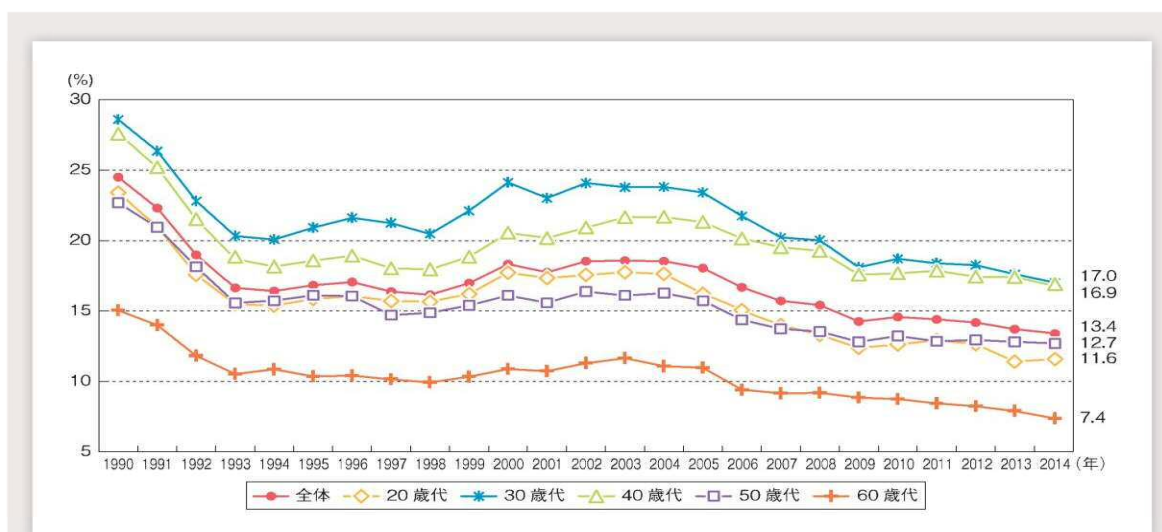
また、長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある30代及び40代の男性で長時間労働を行う人の割合は依然として高い水準にあります。男性を含めた全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれた生活を送ることができるよう、働き方の見直しが必要となっています。

長時間労働などにより、男性の家事・育児への参画が少ないことが、少子化の要因の一つとされており、総務省が実施した「平成23年社会生活基本調査」によると、本県の6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児参画時間は、一日当たり53分と全国39位と低迷しています。

このようなことから、長時間労働の是正、人事評価制度の見直しなど経営者・管理職の意識改革、男性の出産前後からの家事・育児への取組や休暇取得の促進など仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を更に推進していく必要があります。

さらに、結婚、妊娠・出産、子育ての希望を実現するためには、安定した雇用や経済的基盤が必要不可欠であり、これまでも地域の経済・雇用を支える足腰の強い産業の育成など様々な施策に取り組んできたところですが、今後、本県の地域特性や可能性を最大限に生かしながら、県民一人一人が生涯安心して働き、安定した生活が送れるよう、具体的な取組を着実に推進する必要があります。

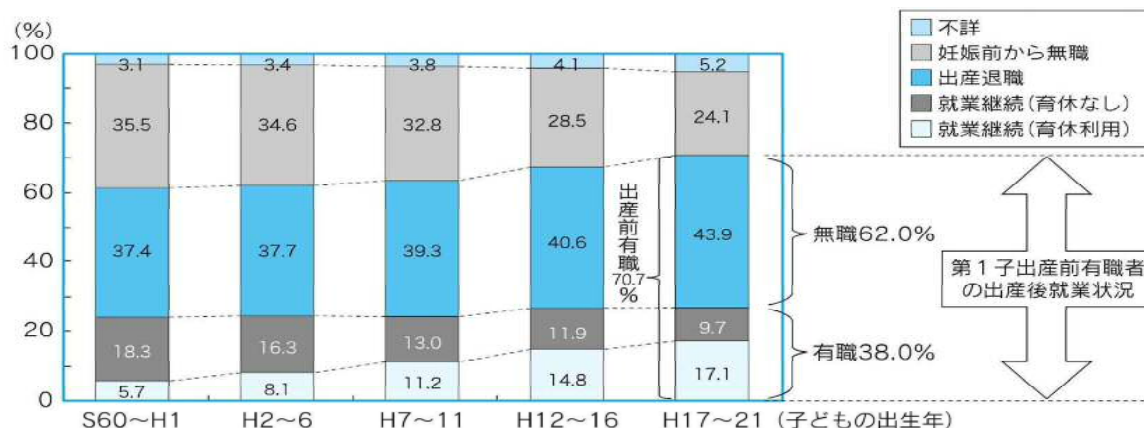
* 年齢別就業時間が週60時間以上となる男性雇用者の割合（全国） *



資料：総務省「労働力調査」

- 注：1. 数値は、非農林業就業者（休業者を除く）総数に占める割合。
2. 2011年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果。

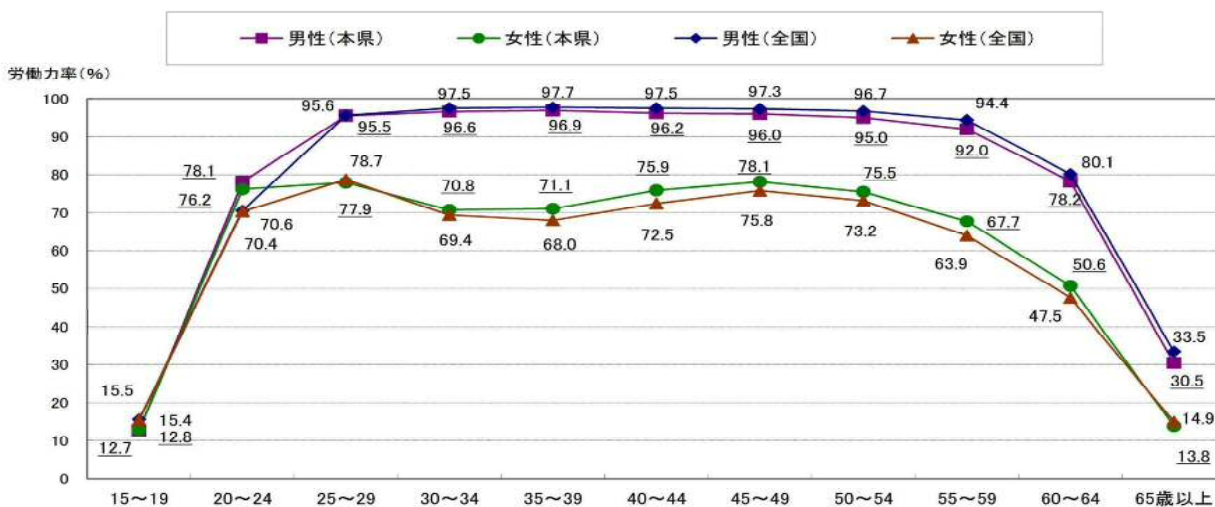
*** 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴（全国） ***



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成
 2. 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計
 3. 出産前後の就業経歴
 就業継続(育休利用) - 妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業
 就業継続(育休なし) - 妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業
 出産退職 - 妊娠判明時就業～子ども1歳時無職
 妊娠前から無職 - 妊娠判明時無職～子ども1歳時無職

資料：平成24年版男女共同参画白書（内閣府）

*** 男女別年齢階級別労働力率（本県・全国） ***



資料：総務省「平成22年国勢調査」

*** 6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児時間 ***

都道府県名	家事	育児	買い物	合計	都道府県順位
全国	12	39	16	67	—
鹿児島県	13	30	10	53	39

(資料) 平成23年社会生活基本調査生活時間に関する結果

(4) 地域社会全体で子育てを応援

近年の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化によって、周囲から子育ての支援を得ることが困難な状況となり、育児の孤立感・不安感を感じる親が増加していることから、地域や職場をはじめ、周囲の様々な方が、結婚や、妊娠中の方や子ども、さらには子育てを温かく見守り、困っているときには必要な手助けを行えるような、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる社会にしていくことが必要です。

また、子どもが被害者となる児童虐待や犯罪が多発しています。子どもが事件や事故に巻き込まれることがないように、非行防止対策や交通事故防止対策を始め、地域ぐるみで子どもの安全を確保するための取組が必要です。

特に、児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応のためには、市町村の要保護児童対策地域協議会による地域での見守り体制の充実と、専門機関である児童相談所の体制の充実強化が重要です。また、市町村や児童相談所に寄せられる児童虐待の通告・相談が増加してきており、迅速な対応のため、住民に身近な相談窓口である市町村と専門機関である児童相談所の適切な役割分担を図るとともに、各関係機関と連携して対応する必要があります。

このようなことから、安心して子育てができる環境を整えていくために、地域社会全体で子育てを応援していく機運を醸成する必要があります。

* 本県の児童虐待の状況（平成21年～25年） *

児童虐待の年度別推移（児童相談所認定分）（件）

年度	虐待認定件数					虐待通告 件数	全国の児童虐待 相談対応件数
	身体的 虐待	性的虐待	養育放棄等 (ネグレクト)	心理的 虐待	合計		
21	53	7	40	13	113	261	44,211
22	61	9	42	10	122	289	56,384
23	44	7	23	10	84	213	59,919
24	51	6	29	9	95	226	66,701
25	79	7	45	100	231	336	73,802

資料：県中央児童相談所調べ（全国の相談対応件数は福祉行政報告例による）

第3章 基本理念及び基本目標

1 基本理念及び基本目標

近年、核家族化の進展や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化により、地域や隣近所と付き合いのない家庭が増えています。そのため、近隣の住民など周囲の方々が、結婚を応援することや隣近所の子どもの面倒をみたり、子育ての手助けをする場面も少なくなっており、地域社会全体で応援するという意識が低くなっていることもうかがえます。

このような中、若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望や子どもが安心して成長できる環境を実現するためには、地域や職場、さらには周囲の様々な方が、結婚や、妊娠中の方や子ども、さらには子育てを温かく見守り、困っているときには必要な手助けを行うことが求められ、そうすることが、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる社会につながります。

少子化や次世代育成支援の対策としては、若い世代が希望どおりに働き、結婚、妊娠・出産、子育ての希望を実現することができる環境と、子どもが生きることの充実感や将来に対する夢・希望を抱きながら、安心してたくましく、心豊かに成長できる環境を整え、それらを取り巻く人々の意識も変えていくことが重要です。

そこで、本計画では、『結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会をめざして』の基本理念の下に、県のみならず県民や企業、市町村、地域社会が一丸となって、若者の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現と次代を担う子どもの育成支援に向けて施策を推進します。

基本理念

『結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会をめざして』
～子どもは未来からの預かりもの～

基本目標

個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望が、県内のどこにおいても実現できる社会づくりを推進し、少子化に歯止めをかけるとともに、次世代の育成を支援します。

2 重点目標及び施策の方向

基本理念及び基本目標を実現するため、以下の重点目標を定め、ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援を行うとともに、広く県民の皆さんや地域の団体などからも結婚や子育てなどを応援する取組を募集し、その取組を促進するなど、地域社会全体で行動し、少子化対策を推進します。

【重点目標1】

「若い年齢での結婚，妊娠・出産の希望が叶う鹿児島県」の実現を目指します。

①総合的な結婚支援の推進

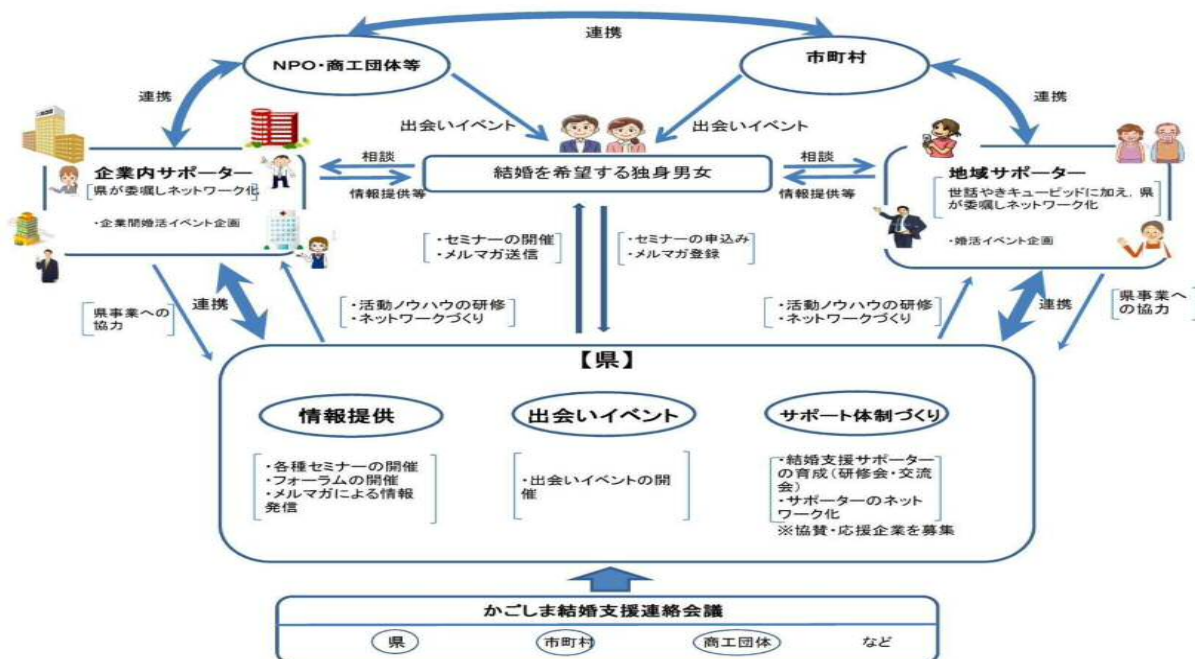
結婚を望みながら適当な相手に巡りあえない男女が、若い年齢での結婚を実現できるようにするためには、結婚や子育てなどの喜びを実感できる環境を整備することに加え、経済的基盤の安定や結婚に対する取組支援などが重要です。

若年層の結婚を視野に入れた将来設計の早期形成に努めるとともに、結婚を支援する体制の充実や出会いの機会に関する情報発信、個々人の結婚への取組を後押しする施策の充実などに努めるなど総合的な結婚支援施策を推進します。

【主な取組】

- 地域婚活サポーターや企業内婚活サポーターの育成及びネットワーク化
- 独身男女を対象としたスキルアップセミナーの開催や出会いイベント情報の提供

(結婚支援のイメージ図)



②安心して妊娠・出産するための支援の推進

妊娠・出産の希望を叶えるために、母体や胎児のリスクの低減に努めるとともに、安全かつ安心して妊娠・出産ができる環境整備が重要です。

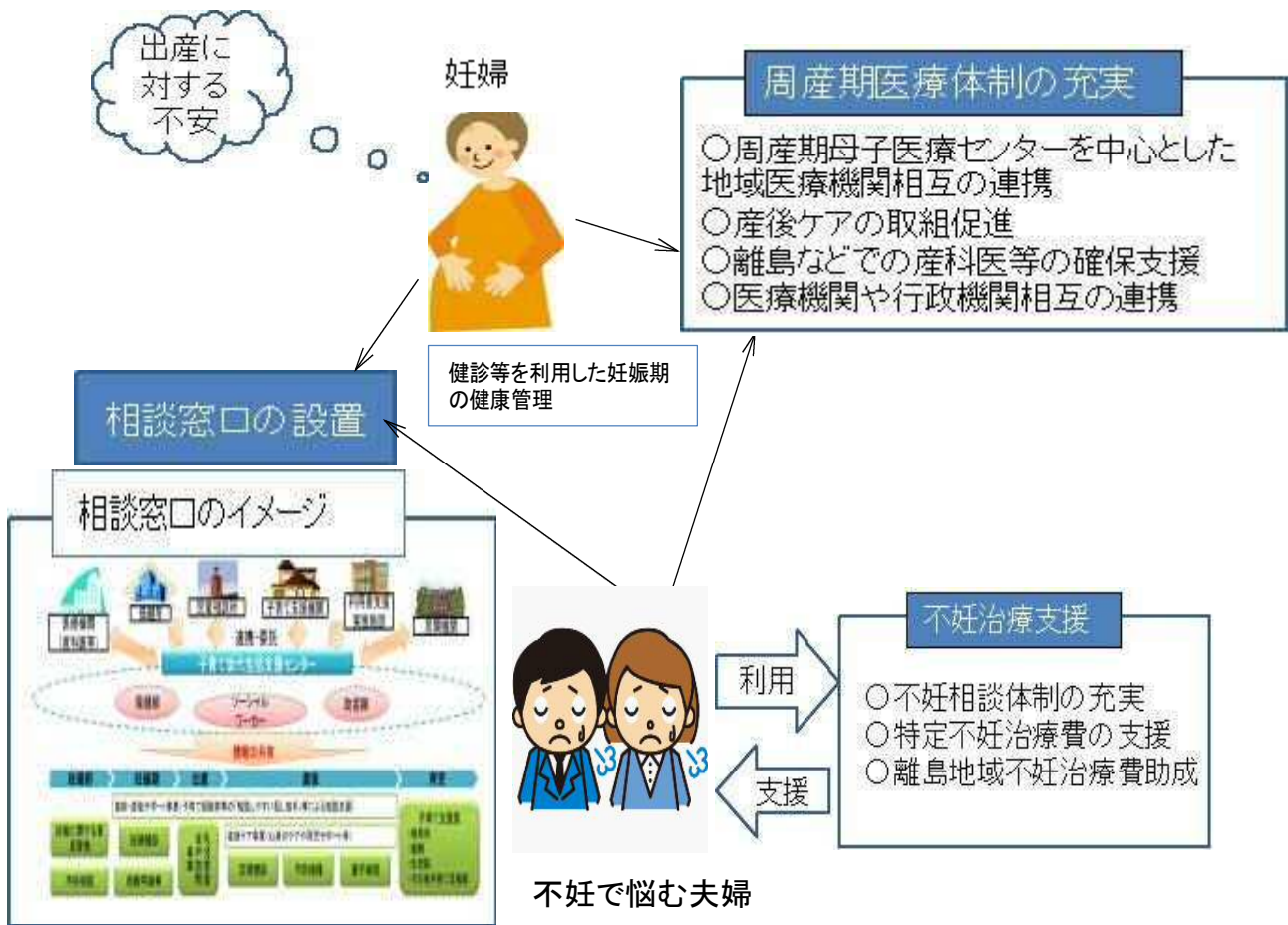
妊娠期の健康管理から産後ケアの推進など妊娠・出産・産後における切れ目のない支援が提供できる体制を推進します。

また、リスクの高い妊婦も安心して出産できるよう周産期医療体制の充実を図るほか、妊婦に優しい社会環境づくりに努めます。

【主な取組】

- 相談窓口（子育て世代包括支援センター(*)）の設置促進
- 周産期医療体制の充実及び産後ケアの取組促進
- 不妊治療に対する支援の充実及び妊娠・出産に対する支援

(妊娠・出産支援のイメージ図)



* 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供し、切れ目のない支援を実施するワンストップ拠点。妊産婦等の状況を継続的に把握し、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう支援する。

③成長に応じた教育の推進

次代を担う子どもたちが、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるようにするためには、自ら学び考える「生きる力」を育成することが必要であり、その前提となる知識・情報を適切な時期に教育することが重要です。

妊娠や出産などに関する医学的・科学的に正しい知識などについて、学校教育から家庭、地域、社会人段階に至るまで、教育や情報提供に係る取組を充実するとともに、特に、学校教育においては、正しい知識を教材に盛り込む取組などを進めます。

また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高めます。

【主な取組】

- 妊娠・出産、子育ての正しい知識を知るための教育の実施及び子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境整備

(教育支援のイメージ図)



【重点目標2】

「日本一子育てがしやすい鹿児島県」の実現を目指します。
特に、多子世帯に配慮した取組を推進します。

①不安や負担を和らげる子育て支援の推進

子育ての様々な不安や負担を和らげ、全ての子育て家庭が、安全かつ安心して子どもを育てられる環境を整備することが重要です。

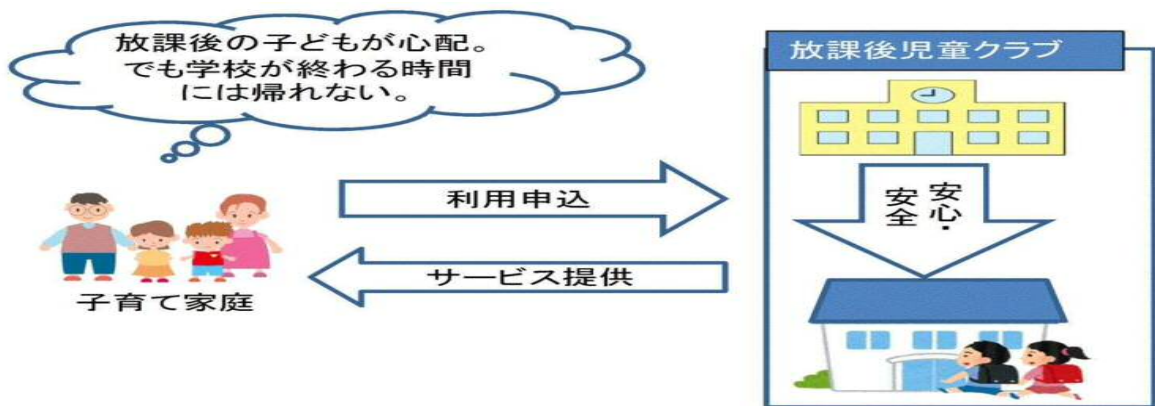
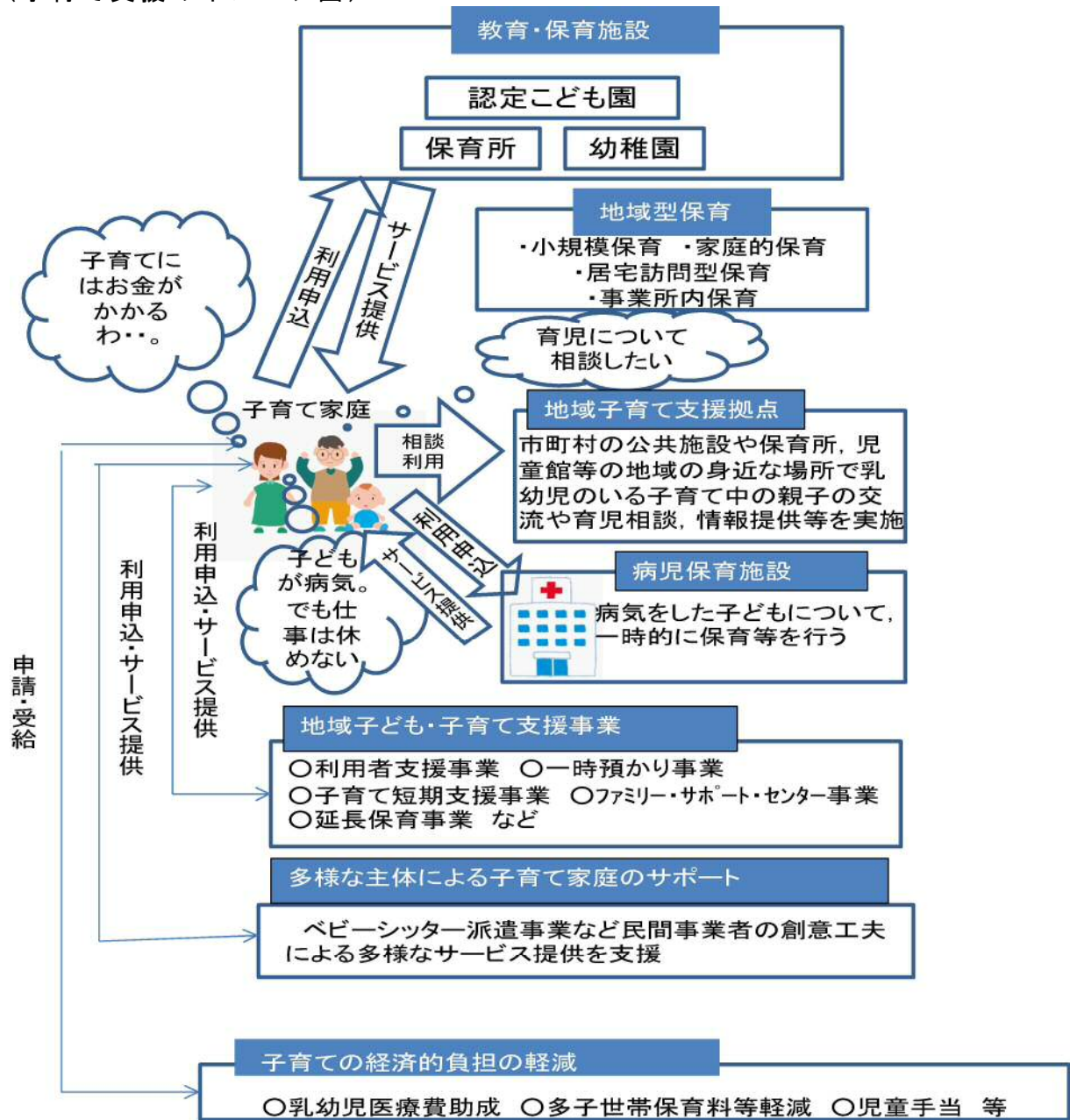
このため、平成27年3月に策定した「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保を図るとともに、病児保育の取組や放課後児童クラブの開設などを促進します。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減や小児医療の充実、地域の安全を向上させる取組を進めるとともに、離島・へき地においても障害児の巡回相談を行うことなどにより、安心して子育てができるよう子ども・子育て支援の充実等を図ります。

【主な取組】

- 保育所・認定こども園等の整備促進による待機児童の解消や研修等を通じた保育の質の向上
- 延長保育、病児保育等の多様な保育サービスの取組の促進
- 地域子育て支援拠点の充実
- 子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人のマッチングを図る、ファミリー・サポート・センター等の設置促進
- 放課後児童クラブの設置及び開設日・時間延長の促進並びに質の向上
- 多子世帯の保育料の負担軽減措置等の子育ての経済的負担軽減に向けた支援の充実
- 離島等に居住する障害児とその保護者を対象とする巡回療育相談の実施

(子育て支援のイメージ図)



【重点目標3】

結婚，妊娠・出産，子育てをしやすい働き方を推進します。

①仕事と子育ての両立支援等の推進

結婚，妊娠・出産，子育ての各段階のいずれにおいても，就労を望む場合に，望むタイミングで望む働き方ができるという希望がかなう環境の整備とともに，仕事と子育ての両立のための基盤整備が重要です。

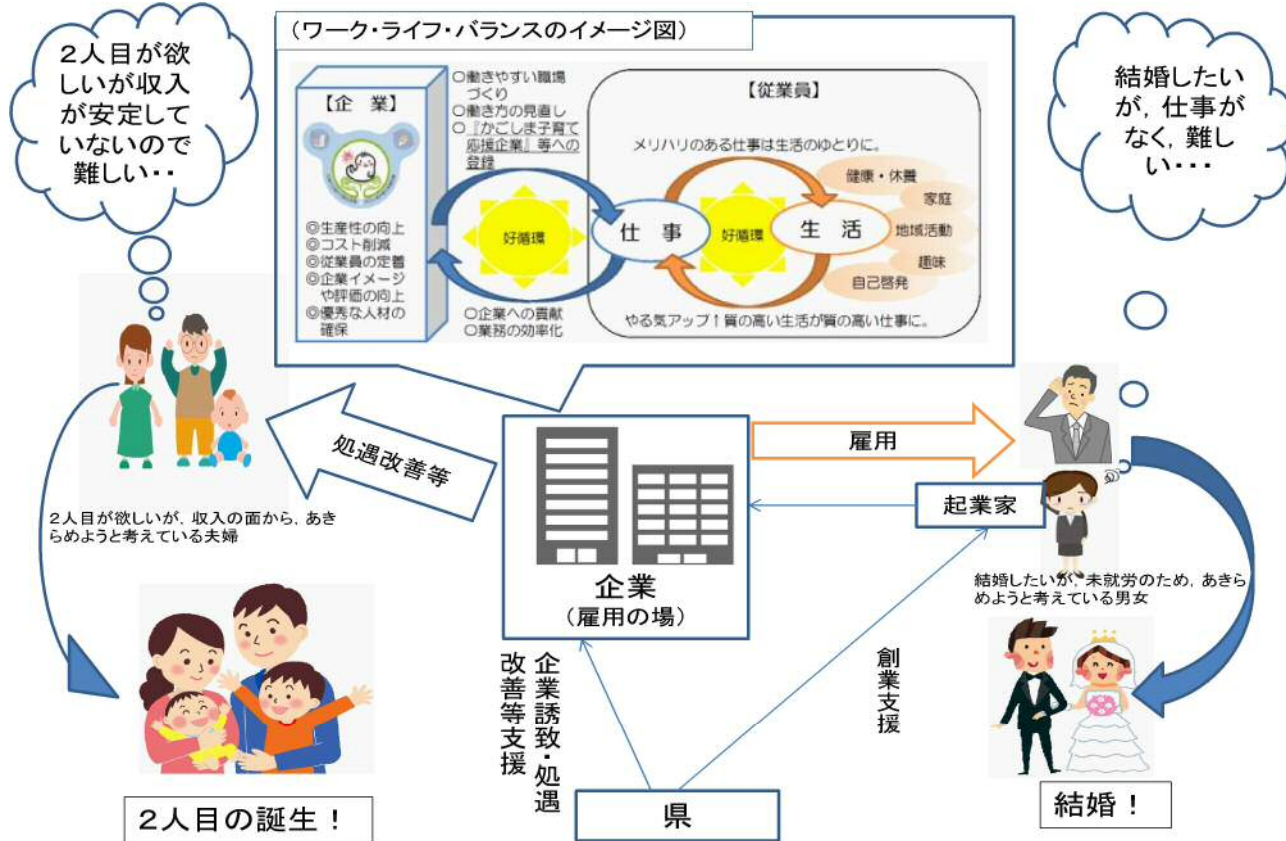
個々人の希望を踏まえた正社員化の促進や処遇改善，仕事と子育ての両立のための基盤整備などの施策を推進します。

また，鹿児島にしごとをつくり，安心して働けるようにするため，鹿児島の特性を生かした付加価値の高い産業の創出や地域産業の競争力強化に取り組むとともに，地域経済に付加価値を生み出す核となる企業の誘致や地域産業を支える若者の確保・育成に取り組むなど，雇用創出力向上を図ります。

【主な取組】

- 育児休暇等の取得などの多様な働き方，ワーク・ライフ・バランスの推進
- イクメン養成等による男性の意識改革推進
- 女性が活躍しやすい地域社会づくりの推進
- 創業や企業立地の促進，農林水産業における担い手の確保・育成，国内外からの誘客促進等による働く場の創出

(雇用の確保及び創出のイメージ図)



【重点目標4】

社会全体で行動し，少子化対策を推進します。

①結婚，妊娠・出産，子ども・子育てに温かい社会づくり

安心して妊娠・出産，子育てを行い，子どもの健やかな育ちを実現するためには，地域における子育て支援サービスの充実をはじめ，妊娠中の方や子ども連れで外出する際に生じる様々な支障を取り除き，外出しやすい環境を整備するとともに，子どもを犯罪等の被害から守る取組を強化することなど，結婚，妊娠・出産，子ども・子育てに温かい社会づくりを推進する必要があります。こうした環境整備は，若い世代が妊娠・出産，子育てに対して前向きに考えることにもつながります。

【主な取組】

- 地域社会全体で妊娠・出産，子育てを支える取組の一層の充実
- 子育てをしやすい環境づくりの推進

②企業の取組を促進

少子化対策を推進するに当たり，企業の果たす役割は大きなものがあります。従業員が安心して結婚し，子どもを生ま育てながら働き続けられる環境を整備するとともに，企業が地方自治体やNPO等と連携して少子化対策に取り組んでいく環境を整備していくことが重要です。

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の認定制度などを活用し，企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」とともに，先進事例を他企業へ波及させるための情報共有を進めるなど，企業における少子化対策や両立支援の取組を促進します。

【主な取組】

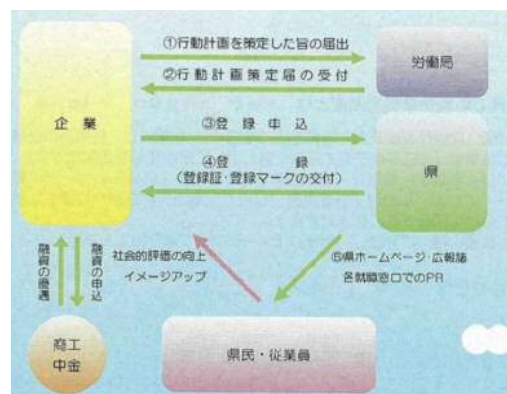
- 企業における従業員の仕事と子育ての両立支援の取組の促進及び協賛店の拡大

(社会全体での支援のイメージ図)

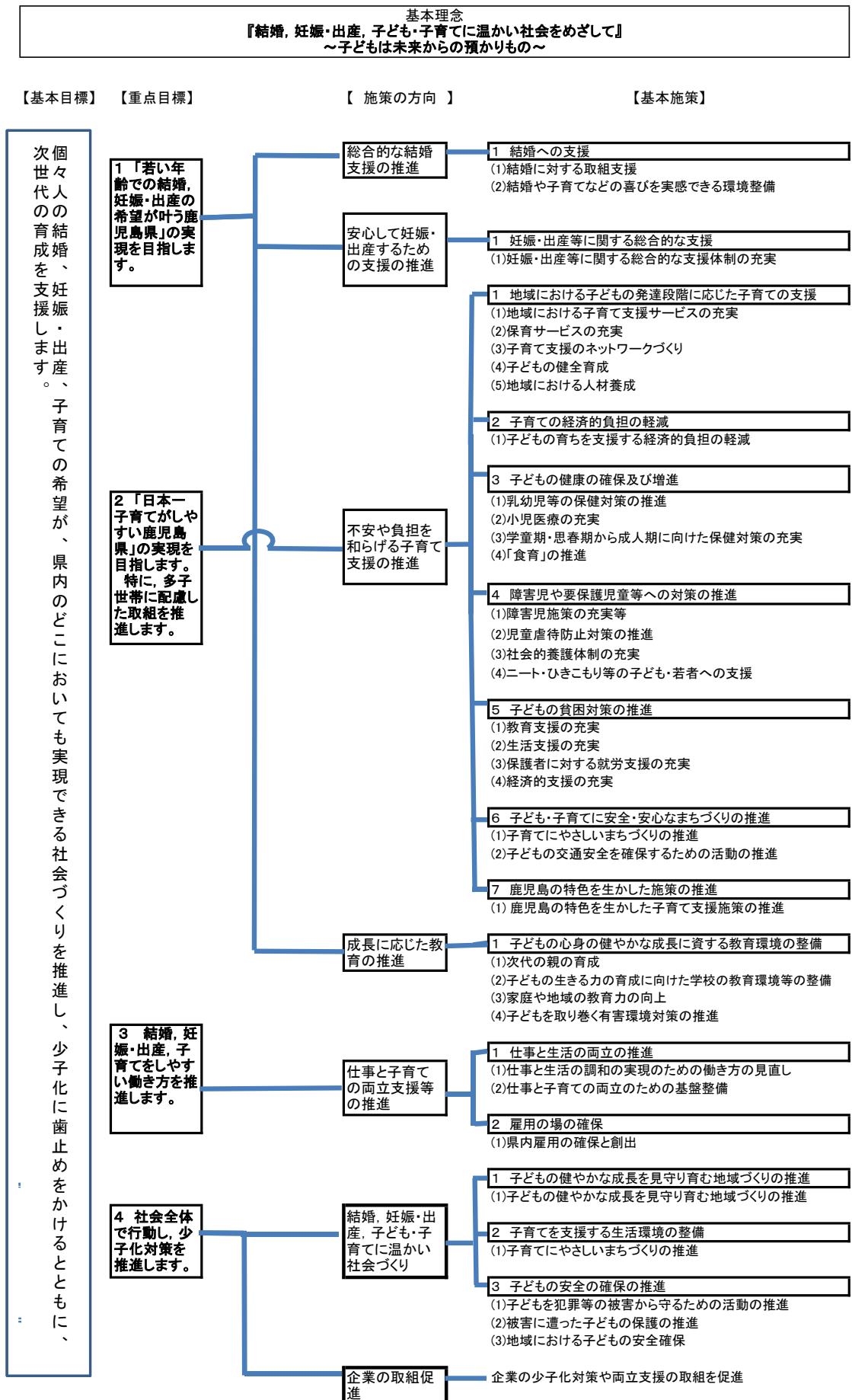
(子育て世帯に配慮した公園など
公共施設の整備促進)



(かごしま子育て応援企業の仕組み)



3 体系図



第4章 施策展開の方向

第4章 施策の方向

第4章構成一覽

少子化対策は、「結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援」と「社会全体で行動し、少子化対策を推進」を両輪として進めていくこととしており、ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援については、「ライフステージに応じた支援」と「ライフステージを通じた支援」とに分類し、施策を展開します。

[1]ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援

	施策の方向	基本施策	施策目標
ライフステージに応じた支援	1 総合的な結婚支援の推進	(1) 結婚への支援	① 結婚に対する取組支援 ② 結婚や子育てなどの喜びを実感できる環境整備
	2 安心して妊娠・出産するための支援の推進	(1) 妊娠・出産等に関する総合的な支援	① 妊娠・出産等に関する総合的な支援体制の充実
	3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進	(1) 地域における子どもの発達段階に応じた子育ての支援	① 地域における子育て支援サービスの充実 ② 保育サービスの充実 ③ 子育て支援のネットワークづくり ④ 子どもの健全育成 ⑤ 地域における人材養成
			(2) 子育ての経済的負担の軽減 (3) 子どもの健康の確保及び増進
		(4) 障害児や要保護児童等への対策の推進	① 障害児施策の充実等 ② 児童虐待防止対策の推進 ③ 社会的養護体制の充実 ④ ニート・ひきこもり等の子ども・若者への支援
		(5) 子どもの貧困対策の推進	① 教育支援の充実 ② 生活支援の充実 ③ 保護者に対する就労支援の充実 ④ 経済的支援の充実
		(6) 子ども・子育てに安全・安心なまちづくりの推進	① 子育てにやさしいまちづくりの推進 ② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
(7) 鹿児島県の特徴を生かした施策の推進		① 鹿児島県の特徴を生かした子育て支援施策の推進	
通じた支援	4 成長に応じた教育の推進	(1) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	① 次代の親の育成 ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ③ 家庭や地域の教育力の向上 ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	5 仕事と子育ての両立支援等の推進	(1) 仕事と生活の両立の推進 (2) 雇用の場の確保	① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備 ① 県内雇用の確保と創出

[2]社会全体で行動し、少子化対策を推進

施策の方向	基本施策	施策目標
1 結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり	(1) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進 (2) 子育てを支援する生活環境の整備 (3) 子どもの安全の確保の推進	① 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進 ① 子育てにやさしいまちづくりの推進 ① 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ② 被害に遭った子どもの保護の推進 ③ 地域における子どもの安全確保
2 企業の取組促進	(1) 企業の少子化対策や両立支援の取組を促進	① 企業の少子化対策や両立支援の取組を促進

【1】ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援

施策の方向 1 総合的な結婚支援の推進

基本施策 (1) 結婚への支援

《現状及び課題》

本県における生涯未婚率は、男性20.4%、女性10.6%（平成22年）であり、初婚年齢や第1子出産年齢も年々上昇しており、未婚化・晩婚化が少子化の大きな要因となっています。

県が平成26年度に実施した「少子化対策に関する県民意識調査」によると、結婚願望のある独身男女の割合は、20代で70.2%、30代で73.6%となっており、また、独身でいる理由を尋ねたところ20代、30代ともに「適当な相手にめぐり会わないから」と回答した人の割合が最も高く、結婚を希望しながらもその希望が実現できていないことがうかがえます。

結婚を望みながら適当な相手に巡り会えない男女が、若い年齢での結婚を実現できるようにするためには、結婚や子育てなどの喜びを実感できる環境を整備することに加えて、結婚に対する取組支援などが重要です。

このような状況に対応するため、若年層の結婚を視野に入れた将来設計の早期形成への支援に努めるとともに、結婚を支援する体制の充実や出会いの機会に関する情報発信、個々人の結婚への取組を後押しする施策の充実にも努めるなど総合的な結婚支援施策を推進します。

《施策目標》

① 結婚に対する取組支援

ア 男女の新たな出会いへの支援

結婚を望みながら適当な相手に巡り会えない男女が、若い年齢での結婚を実現できるようにするため、結婚を支援する体制の充実や出会いの機会に関する情報発信の充実にも努めるなど、男女の新たな出会いへの支援を行います。

② 結婚や子育てなどの喜びを実感できる環境整備

ア 結婚を応援する機運の醸成

地域における結婚を応援する機運の醸成や独身男女の結婚に対するポジティブな価値観を醸成するため、幅広い啓発活動に努めるとともに、結婚サポーターを育成します。また、若年層の結婚を視野に入れた将来設計の早期形成への支援にも努めます。

第4章 施策の方向 [1] - 1 総合的な結婚支援の推進

《具体的な取組》

① 結婚に対する取組支援

ア 男女の新たな出会いへの支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
結婚支援体制充実	ボランティア（世話やきキューピッド）や市町村において同様の活動を行っている方などを結婚サポーターとして育成するなど支援体制の充実	青少年男女共同 参画課
未婚者の出会いに関する情報発信の充実	ゆいネット(*)などによる公共団体等が実施する独身男女の出会いと交流のイベント情報等の情報発信の充実	青少年男女共同 参画課
出会いの機会の提供	独身男女の出会いを応援するため、県内各地でスキルアップセミナーを開催するとともに、結婚につながる出会いの機会の提供	青少年男女共同 参画課

② 結婚や子育てなどの喜びを実感できる環境整備

ア 結婚を応援する機運の醸成

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幅広い啓発活動の展開	結婚支援フォーラムの開催や各種広報媒体を活用した啓発活動の展開	青少年男女共同 参画課
結婚サポーターの育成及びネットワーク化	独身男女の結婚を支援する地域婚活サポーターや企業婚活サポーターに対して研修を行うなどの育成及びネットワーク化	青少年男女共同 参画課
ライフデザインの早期形成の推進	若年層におけるライフデザインの早期形成に向けて、ホームページ等を通じた情報提供	青少年男女共同 参画課

* ゆいネット

本県で行っている市町村等が実施する出会いイベント情報を登録者にメールで配信する取組。

【1】ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援

施策の方向 2 安心して妊娠・出産するための支援の推進

基本施策 (1) 妊娠・出産等に関する総合的な支援

《現状及び課題》

安心して妊娠期を過ごし安全に出産を迎えるためには、妊娠期の適切な健康管理と周産期医療体制の充実、また妊娠・出産に理解と配慮がある社会環境が重要です。

本県においては、総合周産期母子医療センターを中心に、県内5か所の地域周産期母子医療センターと地域の病院、診療所等との連携による周産期医療体制を整備しており、新生児死亡率や周産期死亡率等の母子保健指標は、全国平均と同等となっています。

しかし、一部の地域においては産科医や分娩できる医療機関が減少してきており、また出産年齢の上昇などによる妊娠・出産にリスクの高い妊婦の増加や低出生体重児も全国平均より高い水準にあることなどから、引き続き、妊娠、出産に関する安全性の確保を図ることが必要です。

また、妊娠・出産等に関する支援として、周産期医療体制の充実のほか、妊娠・出産に関する正しい知識の普及、リスクの高い妊婦に対する妊娠早期からの支援や相談体制の確保、産後ケアの推進など、関係機関と連携した妊娠・出産・産後にわたる切れ目のない支援が必要です。

一方、不妊治療を受ける夫婦も年々増加してきており、不妊に悩む人への精神的・経済的支援も求められています。

《施策目標》

① 妊娠・出産等に関する総合的な支援体制の充実

ア 母子保健医療対策の充実

安心して出産を迎えるために、周産期医療体制の充実のほか、妊娠の早期届出及び定期的な妊婦健康診査受診等の妊娠中の健康管理についての啓発に努めます。併せて、低出生体重児低減のための取組を推進します。

また、市町村と連携し、妊娠期から子育て期への総合的・継続的な切れ目のない支援体制を推進するとともに、妊産婦の心身の状態や胎児への負担に対する理解や配慮がある社会環境づくりに努めます。

産後も安心して子育てできるよう、産後ケアへの取組を促進するとともに、産後うつなど妊産婦の心の健康問題や妊娠や出産、育児に支障を及ぼすおそれのあるハイリスク妊産婦への対応については、その健やかな母性を育み守るため、医療機関や行政等関係機関の連携による支援体制を推進します。

イ 妊娠・出産に係る経済的負担の軽減

不妊治療に係る費用や離島に居住する方の妊娠・出産に要する経費の助成などの経済的な支援を行います。

ウ 不妊に悩む方等に対する支援の充実

不妊について専門的な相談を受けられる相談窓口の周知を図り、不妊治療についての適切な情報を提供するとともに、不妊治療を受ける場合の経済的負担の軽減に努めます。

また、不妊という状態からのストレスを生じさせないよう「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」について県民への意識の浸透を図ります。

第4章 施策の方向〔1〕－2 安心して妊娠・出産するための支援の推進

《具体的な取組》

① 妊娠・出産等に関する総合的な支援体制の充実

ア 母子保健医療対策の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
周産期医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療体制整備計画に基づく緊急時の母体・新生児搬送等の体制整備の推進 ・周産期医療協議会による周産期医療体制の整備等についての協議 ・総合及び地域周産期母子医療センターにおけるハイリスク妊婦や新生児に対する高度な医療の提供のための運営費等の助成 ・産科医療体制の確保が困難な地域において市町村等が産科医や助産師等の確保に要する経費の補助 	子ども福祉課
妊産婦の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の妊娠届出や妊婦健康診査受診による妊娠期の健康管理の重要性の啓発 ・市町村の母親学級・両親学級における妊娠や出産等に関する正しい知識の情報提供 ・父子手帳(*1)の配付による妊娠、出産、子育てへの配偶者の協力の大切さについて啓発 ・市町村や医療機関等との連携によるハイリスク妊産婦への保健指導の実施 ・働く妊婦の勤務上の配慮に係る母性健康管理指導事項連絡カード(*2)の活用促進 ・マタニティマーク(*3)の普及啓発 ・パーキングパーミット制度(*4)の普及啓発 	子ども福祉課 青少年男女共同参画課 障害福祉課 保健所
低出生体重児低減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の喫煙や受動喫煙、食生活等の生活習慣の問題など改善可能な要因について、市町村と連携し妊婦への保健指導や正しい知識の普及啓発等の予防対策を実施 ・若い世代に対して、喫煙や思春期のやせの問題及び妊娠・出産等についての正しい知識の普及啓発を推進 	子ども福祉課 保健所
妊産婦への相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的・継続的に相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置を促進し、切れ目ない支援を実施 ・医療機関等との連携による産後うつ等ハイリスク妊産婦の早期把握・早期支援の取組の推進 ・女性健康支援センター専門相談窓口の設置による妊娠・出産等に関する悩みについての電話相談やメール相談を実施、また一般相談窓口として保健所で相談に対応 ・母子保健関係者の質の向上及び活動推進のための妊娠・出産・育児支援に関する研修の実施 	子ども福祉課 保健所
産後ケアの取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・産後ケアについての情報発信 ・産後も安心して育児ができるよう出産後の母子への心身のケアや育児サポートを行う産後ケアに取り組む市町村への経費の補助 	子ども福祉課
HTLV-1 母子感染防止対策の推進	HTLV-1 キャリアの妊婦に対する精神的支援と、生まれてくる子どもへの感染を防ぐために、産科医療機関、保健所、市町村等が連携して、妊娠中から出産後、子育て期における支援を実施	健康増進課 保健所

*1 父子手帳

父親の主体的な育児への取組を促すために、作成したもので、本県では、市町村が母子健康手帳の交付に併せて配付している。

*2 母性健康管理指導事項連絡カード

妊娠中や出産後の健康保持のため、通勤緩和や休憩に関する措置が必要であるなど主治医等から受けた指導を事業主に明確に伝えるのに役立つ連絡カード。拡大コピーして用いることができるよう母子健康手帳に様式を記載してある。厚生労働省のホームページからもダウンロードできる。

*3 マタニティマーク

妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。また、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

*4 パーキングパーミット制度

障害のある人や介護の必要な高齢者、妊産婦など歩行が困難と認められる人に対し、駐車スペースの確保を図る制度

第4章 施策の方向 [1] - 2 安心して妊娠・出産するための支援の推進

イ 妊娠・出産に係る経済的負担の軽減

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
不妊治療費の助成	医療保険適用外で高額な医療費となる特定不妊治療(体外受精又は顕微授精)や特定不妊治療の一環として行う精子採取手術を受けた夫婦に対し経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を助成	子ども福祉課 保健所
離島地域不妊治療費支援	離島地域の夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療の通院や滞在に係る交通費、宿泊費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども福祉課
離島における出産経費の助成	常駐の産科医がない離島地域において、安心して出産できる環境づくりを推進するため、妊婦の健診や出産時に要する交通費等の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども福祉課

ウ 不妊に悩む方等に対する支援の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
不妊相談体制の充実	・不妊専門相談センター専門相談窓口において不妊治療等についての医師、助産師による電話相談やメール相談を実施、また一般相談窓口として保健所で相談に対応 ・不妊相談従事者の専門性向上のための研修会の開催	子ども福祉課 保健所
不妊治療費の助成【再掲】	医療保険適用外で高額な医療費となる特定不妊治療(体外受精又は顕微授精)や特定不妊治療の一環として行う精子採取手術を受けた夫婦に対し経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を助成	子ども福祉課 保健所
離島地域不妊治療費支援【再掲】	離島地域の夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療の通院や滞在に係る交通費、宿泊費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども福祉課

【1】ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援

施策の方向 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

基本施策 (1) 地域における子どもの発達段階に応じた子育ての支援

《現状及び課題》

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっており、子育てが孤立化し、子育てに不安や負担を感じる親が増加しています。

平成26年度に県が実施した「少子化対策に関する県民意識調査」によれば、「子どものしつけや教育の仕方がよくわからない」と回答した方が、20代で43%、30代で39%を占めている現状です。

このため、地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる地域子育て支援センターなどの各種の子育て支援サービスの充実や、ネットワーク化を図るとともに、親が安心して仕事と子育てを両立できるようにするため、保育所や放課後児童クラブ等の整備促進による待機児童の解消を図るほか、延長保育や病児保育など多様な保育サービスの提供を促進する必要があります。

《施策目標》

① 地域における子育て支援サービスの充実

ア 地域で子育てを支援する人材・組織の育成

家庭や地域の養育機能が低下する中で、子育て家庭の負担感の増大等に対応するため、子育てボランティアなど子育てや家庭教育支援に携わる人材の育成に努めます。

また、NPOや子育て支援に携わる関係団体等との連携のもと、地域での子育て支援拠点や民間の子育てサークル（子育てサロン等）、かごしま学校応援団などの地域の支援組織の整備を促進します。

② 保育サービスの充実

ア 子育て家庭の経済的負担の軽減

次代を担う子どもの健全育成を図るため、多子世帯に対する保育料等の負担の軽減措置などの経済的な支援を行います。

イ 保育基盤の充実

県子ども・子育て支援事業支援計画に基づき、必要とされる保育の量の確保を図り、子どもにとっての快適な保育環境を提供するため、保育所・認定こども園等の整備促進による待機児童の解消や、研修等を通じた保育の質の向上及び保育士等の確保などにより、充実した保育基盤づくりに努めます。

ウ 多様な保育サービスの提供

就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、延長保育や病児保育等のほか、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭や子どもを対象とする地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業などの市町村の取組を促進します。

また、幼稚園等においても、本来の教育活動だけではなく、保護者のニーズに応じ、在園児に対する平日や休日の預かり保育、幼児教育相談等の充実が図られるよう、これらの取組を促進します。

また、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園の整備など、就労形態の多様化や地域の実情に応じた取組を促進します。

③ 子育て支援のネットワークづくり

ア 各種相談支援機能の充実

保護者や子ども自身が安心して悩みなどを相談でき、身近なところで必要な情報提供や助言を受けられるよう、各種の相談支援機能の充実に努めるとともに、県子育て支援センターや各種相談機関等とのネットワーク化を推進します。

イ 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、地域全体できめ細かな支援サービスを効果的に提供するため、地域の児童福祉施設等の活用とともに、NPOや地域子育て支援センター、母親クラブ、民間の子育てサークル（子育てサロン等）など子育て支援に携わる関係団体等とのネットワーク化を図ります。

④ 子どもの健全育成

ア 児童厚生施設等における活動の充実強化

子どもの健全育成の拠点施設である児童館・児童センター等の活動内容の充実を図るほか、放課後児童クラブの設置を促進します。

また、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室との連携を促進します。

イ 青少年健全育成の推進

青少年にとって最も身近な家庭や地域社会を中心とした地域ぐるみの青少年育成活動を推進します。

また、不登校や問題行動等の未然防止、早期発見のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置するなど、学校、家庭、関係機関が一体となった取組を推進します。

ウ 放課後児童対策の促進

昼間保護者のいない家庭の小学校就学児童の放課後等における健全な育成を図るため、放課後子ども総合プランに基づき、学校の余裕教室などを活用した放課後児童クラブの設置及び開設日・時間の延長を促進し、放課後児童クラブの更なる充実を図ります。

また、放課後児童支援員等の確保及び資質の向上を図るための研修を行います。

エ いじめ問題等に対する相談・指導体制の充実

いじめの問題など児童生徒を取り巻く様々な状況に適切に対応するため、学校にいじめ問題等相談員を派遣し、児童生徒及びその保護者への指導・助言や、教職員への研修等を行うことにより、子どもが安心して相談できる体制づくりを進めます。

また、保護者や教職員、学校などに相談できない場合などは、第三者的な相談機関の存在も重要であることから、児童相談所や少年サポートセンター、総合教育センターなどで実施している電話相談等の周知を図り、適切な相談対応ができるよう努めます。

⑤ 地域における人材養成

ア 郷土の伝統を生かした体験活動の推進

異年齢集団での様々な体験活動を通して、子どもたちが思いやりの心や自律心、社会的な規範意識などを身に付けるという、鹿児島県の教育的風土や伝統のよさを生かした「かごしま地域塾」などの取組を推進します。

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

《具体的な取組》

① 地域における子育て支援サービスの充実

ア 地域で子育てを支援する人材・組織の育成

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域子育て支援センターに携わる人材の育成	地域の子育て支援に携わる子育てサークル担当者等を対象とした研修会開催等による人材育成	青少年男女共同参画課
地域子育て支援センター等の設置促進	地域の子育て家庭に対する育児支援等を目的に、保育所や保健センター等で育児不安に関する相談指導や民間の子育てサークル（子育てサロン）などへの支援等を行う地域子育て支援センターの設置促進及び活動内容の充実	青少年男女共同参画課
かごしま学校応援団の設置促進	地域ボランティアによる学習支援，部活動指導，環境整備，安全確保などの活動を通して，地域ぐるみで学校運営を支援する「かごしま学校応援団」の設置促進	社会教育課
地域で家庭教育支援に携わる人材の養成	相談対応や専門家の紹介，家庭教育情報の収集・提供，効果的な学習機会の企画・運営等，家庭教育支援に関する活動を整備・調整・推進する人材の養成	社会教育課
子育て支援等の担い手となる人材の確保及び資質の向上	地域子ども・子育て支援事業等に従事する子育て支援員の確保及び資質の向上を図るための研修の実施	青少年男女共同参画課

② 保育サービスの充実

ア 子育て家庭の経済的負担の軽減

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
第3子以降の保育料等の軽減	私立幼稚園・保育所等を利用する多子世帯の第3子以降の保育料等を助成	青少年男女共同参画課

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

イ 保育基盤の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
保育所等の整備促進	多様な保育ニーズに対応した保育サービスの確保や待機児童解消及び耐震化を図るための保育所，認定こども園の整備促進	青少年男女共同参画課
地域型保育の実施促進	待機児童の解消や地域の子育て支援機能の維持・確保を図るため，小規模保育などの地域型保育の実施促進	青少年男女共同参画課
保育士等の資質向上	保育士及び保育教諭の資質の向上を図るための研修の実施	青少年男女共同参画課
自己評価の実施・第三者評価の実施促進	保育の質の向上を図るため，保育所等における自己評価の実施及び第三者評価の実施促進	青少年男女共同参画課
保育士等の人材確保	<ul style="list-style-type: none"> 保育士及び保育教諭の人材確保のため，潜在保育士の復帰支援や研修の実施 保育教諭確保のための保育士資格及び幼稚園教諭免許状の取得支援 	青少年男女共同参画課

ウ 多様な保育サービスの提供

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
利用者支援の実施促進	子ども又はその保護者の身近な場所で，教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに，関係機関との連絡調整等を行う利用者支援の実施促進	青少年男女共同参画課
延長保育の実施促進	保育認定を受けた子どもについて，通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において，保育所，認定こども園等で保育を行う延長保育の実施促進	青少年男女共同参画課
地域子育て支援センターの設置促進 【再掲】	地域の子育て家庭に対する育児支援を目的に，育児不安に関する相談指導や子育てサークルへの支援等を行う地域子育て支援センターの設置促進及び活動内容の充実	青少年男女共同参画課
病児保育の実施促進	病児について，病院・保育所等に付設された専用スペース等において，看護師等が一時的に保育等を行う病児保育の実施促進	青少年男女共同参画課
休日保育の実施促進	保護者の勤務等により，休日等に保育が必要である場合の保育の実施促進	青少年男女共同参画課
子育て短期支援の実施促進	一時的に保育が必要な児童又は緊急に保護を必要とする母子等に対する短期預かり事業の実施促進	青少年男女共同参画課

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

ウ 多様な保育サービスの提供

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ファミリー・サポート・センターの設置促進	地域の人材を活用し、働く人の仕事と家庭の両立支援や子育て支援等を行うファミリー・サポート・センターの設置促進	雇用労政課
幼稚園等における子育て支援の実施促進	預かり保育や教育相談等の実施促進及び保護者への情報提供	青少年男女共同参画課
認定こども園の整備促進	幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園の整備促進	青少年男女共同参画課
認可外保育施設の保育サービスの向上	待機児童の受入れや多様な保育サービスの実施など、一定の役割を果たしている認可外保育施設における保育サービスの向上を促進	青少年男女共同参画課

③ 子育て支援のネットワークづくり

ア 各種相談支援機能の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県子育て支援センターによる子育てネットワークの推進	県及び地域子育て支援センターと各種相談機関等とのネットワーク化による情報交換及び相互研さんの推進	青少年男女共同参画課
児童相談所の相談機能の充実	児童の問題に関する相談機関である児童相談所における相談機能の充実	子ども福祉課 児童相談所
地域子育て支援センターの設置促進【再掲】	地域の子育て家庭に対する育児支援等を目的に、育児不安に関する相談指導や子育てサークルへの支援等を行う地域子育て支援センターの設置促進及び活動内容の充実	青少年男女共同参画課
子ども・家庭110番による電話相談の実施	子どものしつけ、心や身体の発達など子どもの問題で悩みを持つ保護者、友達や家族のことで悩んでいる子どもに対する電話相談の実施	中央児童相談所
小児救急電話相談事業（#8000番）の実施	子どもの急病時に看護師等が症状に応じて適切な助言等を行う電話相談の実施	地域医療整備課
家庭児童相談室による相談の実施	地域振興局等の家庭児童相談室における家庭相談員等による相談の実施	地域振興局・支庁地域保健福祉課
男女共同参画に係る相談の実施	子育てや家庭に関することを含め、男女共同参画を阻害する行為に関する様々な悩みに対する相談の実施	男女共同参画室 男女共同参画センター

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

ア 各種相談支援機能の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問により、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保	青少年男女共同参画課 子ども福祉課
養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）の推進	子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭に対し、保健師等による指導・助言等の実施	青少年男女共同参画課 子ども福祉課
家庭教育・子育てに関する情報の提供	家庭教育・子育てに関する相談機関や支援制度等に関する情報の取りまとめ及び提供	社会教育課
配偶者等からの暴力対策の推進	配偶者等からの暴力を防止し、子どもを含めた被害者の保護を図り、暴力のない家庭環境を確保するための関係機関の連携強化及び女性相談センターを中心とする各配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	男女共同参画室 男女共同参画センター 女性相談センター 地域振興局・支庁地域保健福祉課

イ 子育て支援のネットワークづくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子育てネットワークの推進	地域子育て支援センター、母親クラブ、子育てサロン等の子育てサークル、各種児童福祉施設など関係団体等とのネットワーク化による県全体の子育て支援機能の充実強化	青少年男女共同参画課

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

④ 子どもの健全育成

ア 児童厚生施設等における活動の充実強化

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童館・児童センター等の活動の充実強化	児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童館・児童センター等の活動の充実強化	青少年男女共同参画課
放課後児童クラブの設置及び開設日・時間の延長の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間保護者がいない家庭における小学校就学児童の放課後等の健全な育成を図るための放課後児童クラブの設置及び開設日・時間の延長の促進 ・放課後子ども総合プランに基づく放課後子供教室との連携促進 ・多様な民間サービスの参入促進 	青少年男女共同参画課

イ 青少年健全育成の推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「 ^{ふるさと} 郷土に学び・育む青少年運動」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・^{ふるさと}郷土に根ざした国際的な人材を育成するため、青少年が主体的に活動する場や機会を確保し、社会的に自立した個人として成長していけるよう、青少年育成を推進 ・青少年育成県民会議をはじめとした関係機関・団体との推進体制を充実し、相互に連携した活動を促進 ・「青少年育成の日(*1)」や「家庭の日(*2)」の普及啓発及び青少年健全育成活動や青少年を健全に育てる環境づくりの推進 	青少年男女共同参画課
地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成のための社会教育指導者の養成の促進 ・青少年健全育成に関わる社会教育関係団体等の育成 ・県PTA連合会、県子ども会育成連絡協議会等関係機関・団体との連携による青少年健全育成活動の推進 	社会教育課
不登校や問題行動等に対する学校等における取組の推進	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した不登校や問題行動等に係る相談・指導体制、支援対策の充実	義務教育課 高校教育課

*1 青少年育成の日

本県では、毎月第3土曜日を「青少年育成の日」と定め、家庭・学校・職場・地域等が一体となった取組を推進し、関係施策の実効を期するための契機としている。

*2 家庭の日

本県では、すべての家庭が、円満で明るい家庭をつくるよう、広く県民の自覚と意識の高揚を図ることを目的として、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めている。

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

ウ 放課後児童対策の促進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
放課後児童クラブの設置及び開設日・時間の延長の促進 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間保護者がいない家庭における小学校就学児童の放課後等の健全な育成を図るために放課後児童クラブの設置及び開設日・時間の延長の促進 ・放課後子ども総合プランに基づく放課後子供教室との連携促進 ・多様な民間サービスの参入促進 	青少年男女共同参画課
放課後児童支援員等の研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員の認定資格研修の実施 ・子育て支援員の研修の実施 	青少年男女共同参画課

エ いじめ問題等に対する相談・指導体制の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
いじめ問題等相談員の派遣	学校にいじめ問題等相談員を派遣し、児童生徒及び保護者の相談への対応や教職員への研修を実施	義務教育課 高校教育課
子どもに係る電話相談事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・少年サポートセンターに設置している「ヤングテレホン」の広報 ・中央児童相談所の「子ども・家庭110番」、少年サポートセンターの「ヤングテレホン」、県総合教育センターにおける「かごしま教育ホットライン24」など電話相談等の充実 	少年サポートセンター 中央児童相談所 総合教育センター

⑤ 地域における人材養成

ア 郷土の伝統を生かした体験活動の推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域社会に蓄積された知恵を生かした活動の推進	<small>ふるさと</small> 郷土に学び・育む青少年運動の組織体制やNPO・企業、老人クラブ等との連携による組織を基盤とし、地域の縁 <small>えにし</small> や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かした活動を行う「かごしま地域塾」の拡大・普及	青少年男女共同参画課
地域における交流活動の推進	放課後に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安心・安全な活動拠点（居場所）を設け、地域住民との交流活動等の取組を推進	青少年男女共同参画課
地域における体験活動の推進	地域の伝統や文化などを生かした様々な体験活動を通して、郷土鹿兒島に誇りを持つとともに、社会性や自主性を有する子どもたちを育む活動を行う子ども会、公民館活動を支援	社会教育課

施策の方向 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

基本施策 (2) 子育ての経済的負担の軽減

《現状及び課題》

平成26年度に県が実施した「少子化対策に関する県民意識調査」によれば、20代と30代における「理想とする子どもの数」は、「3人」が最も多くなっている一方で、「実際の子どもの数（予定）」は、「2人」との回答が最も多くなっています。その差の理由としては、「収入に対して、子育てや教育にお金がかかりすぎるから」との回答が多い状況です。

このため、若年層の経済的基盤の安定を図るとともに、乳幼児の医療費助成や多子世帯に対する保育料等の軽減措置など、引き続き経済的負担の軽減を図っていく必要があります。

《施策目標》

① 子どもの育ちを支援する経済的負担の軽減

ア 子育て家庭の経済的負担の軽減

次代を担う子どもの健全育成を図るため、就学前における乳幼児医療費助成や多子世帯に対する保育料等の負担の軽減措置などの経済的な支援を行います。

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

《具体的な取組》

① 子どもの育ちを支援する経済的負担の軽減

ア 子育て家庭の経済的負担の軽減

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
かごしま子育て支援パスポート事業の推進	事業に善意で協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した子育て家庭に対し、割引や独自の優待サービスなどを提供することにより、地域全体で子育てを支援する機運の醸成及び子育て家庭の負担軽減の推進	青少年男女共同参画課
乳幼児医療費助成	子育て期にある家庭の乳幼児に係る医療費の経済的負担を軽減することにより、乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳幼児医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部の補助	子ども福祉課
第3子以降の保育料等の軽減【再掲】	認可保育所・私立幼稚園等を利用する多子世帯の第3子以降の保育料等を助成	青少年男女共同参画課
放課後児童クラブの保護者負担の軽減	保護者負担金の軽減を図るため、放課後児童クラブへの運営費への補助を実施	青少年男女共同参画課
児童手当の支給	中学校卒業までの児童のいる世帯への手当の支給	青少年男女共同参画課
高等学校等就学支援金	・高等学校等に在籍する生徒に対して高等学校等就学支援金を支給 ・私立高校等については、所得要件を満たす世帯の高校生等に対して就学支援金を加算	総務福利課 学事法制課
奨学のための給付金事業	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給	高校教育課 学事法制課
高校生・大学生等に対する奨学金の貸与	・学力及び人物が優れているのにも関わらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 ・大学等進学に係る経済的負担の軽減を図り、本県の将来を担う有為な人材を育成するため、奨学金を貸与	総務福利課

施策の方向 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

基本施策 (3) 子どもの健康の確保及び増進

《現状及び課題》

子どもを安心して生み育てることができる社会づくりのためには、周産期から小児期全般にわたり、切れ目のない保健対策や医療提供体制が必要です。

また、未熟児もしくは障害や慢性疾患を持つ子どもたちには、地域で十分な保健・医療、福祉サービスが提供される必要があります。子どもや家族に対する地域の養育支援体制、あるいは在宅医療の支援体制について、生活の質の向上の視点に立った環境整備が必要です。

思春期は、子どもから大人への成長過程において、一生の中で最も心身の変化が著しく、自我の確立に伴う大人社会や権威への反発、身体的発達と精神的発達とのアンバランスが顕著な時期です。思春期の子どもたちの健康を保持増進することは、生涯にわたる健康的な生活習慣の基盤を築く観点からも極めて重要です。

また、10代の人工妊娠中絶や性感染症などに対して引き続き取組を推進し、子どもたちの性に関する正しい理解と知識の啓発を図ることが成人期に向けても必要となります。

さらに、食については、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせないものであるため、乳幼児期から発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる「食を営む力」を培うことが重要です。授乳期から思春期にかけて、子どもの成長を見通して、その特徴を踏まえた食に関する取組を進めていくことが求められます。

《施策目標》

① 乳幼児等の保健対策の推進

ア 保健対策の充実と親に寄り添う支援

乳幼児の疾病や発達の問題などを早期に把握し、適切な医療や支援につなげるとともに、子育てに関する知識の普及・啓発を行い、子どもの成長発達に応じた親と子の支援に努めます。

育児に不安を抱えていたり、未熟児や発達障害などで子どもに育てにくさを感じる親への支援に努めます。

子どもたちを感染症から守るため、予防接種の接種率の向上や正しい情報提供など、安全で安心な予防接種を推進します。

また、「かごしま歯と口腔の健康づくり県民条例」や「鹿児島県歯科口腔保健計画」に基づき、乳幼児期からのむし歯予防対策を推進します。

② 小児医療の充実

ア 子育て家庭の経済的負担の軽減

次代を担う子どもの健全育成を図るため、就学前の乳幼児医療費や、未熟児や特定の疾病を有する児童が適切な治療を受けるための医療費について経済的な支援を行います。

イ 小児医療体制の充実・強化

かかりつけ医を持つことの重要性を子どもを持つ保護者に啓発していくとともに、地域のかかりつけ医の支援体制の整備に努めます。

また、子どもの命と健康を守り、保護者の育児に関する不安の解消を図るため、小児救急医療体制の整備に努めます。

ウ 小児在宅医療の充実

在宅での医療を必要とする小児患者や障害のある子どもに対して、在宅においても必要な医療・保健・福祉サービスが提供され、子どもやその家族が地域で安心して療養できる体制づくりを進めます。

エ 小児慢性特定疾病(*)対策の推進

慢性的な疾患にかかっていることにより、長期にわたる療養を必要とする児童の健全育成を図るため、小児慢性特定疾病児の医療費の負担軽減を行います。

また、小児慢性特定疾病児及びその家族が適切な医療と支援を受けて安全に安心して生活でき、生活の質の向上や自立が促進されるよう支援体制の整備に努めます。

③ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

ア 性教育、薬物乱用防止教育及び喫煙・飲酒対策の充実

子どもたちに性についての正しい知識を適切に提供・教育することで、子どもたちが性に関する行動を自ら考え、自ら決定できる能力を身に付けたり、「いのち」の大切さや相手を思いやる気持ちを培うことができるよう取組を推進します。

また、薬物の影響・怖さなどを伝える薬物乱用防止教室等を開催し、薬物乱用の防止に努めます。

併せて、喫煙・飲酒について、その健康被害に関する正しい知識の提供に努めるとともに、家庭、学校、地域が一体となってその予防に取り組みます。

さらに、職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図ります。

イ 思春期の子どもの心のケアに関する支援体制の充実

欲求・不安・悩み・ストレスへの適切な対処法について、子どもたちへの教育や職員への指導・助言ができる体制づくりに努めます。

また、家庭、学校、地域、行政、保健・医療従事者等の関係者や関係機関・団体との連携をさらに図るとともに、各々の役割等について相互理解を深めることにより、地域社会において思春期の子どもたちを支える環境づくりに努めます。

併せて、自殺対策についても、相談支援体制の充実に努めます。

④ 「食育」の推進

ア 「食育」の普及・啓発

子どもが成長していく過程では、親をはじめ、子どもの食に関わる人々や関係機関・団体は数多く存在します。子どもの「食べる力」を育てていくためには、学校・家庭だけでなく地域社会全体での取組が必要であることから、地域・職域・学域保健が連携し、専門的・広域的観点からの情報収集及び効果的な情報提供に努め、食に関する関係機関等のネットワークづくりを進めていきます。

* 小児慢性特定疾病

子どもの慢性疾病のうち、小児がんなど特定の疾病を指している。

現在14疾患群（704疾病）が、その対象として国に認定されており、医療費の自己負担分について一部助成がなされている。

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

《具体的な取組》

① 乳幼児等の保健対策の推進

ア 保健対策の充実と親に寄り添う支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
乳幼児の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問等による早期の育児支援の推進 ・乳幼児健康診査等における疾病や発達の遅れ等の早期発見並びに発達等の問題が心配される子どもの早期支援体制の充実 ・市町村と連携し、健診等における子どもの成長発達過程に応じた子育てに関する知識の情報提供 ・乳幼児突然死症候群や小児事故に関する予防対策等についての普及啓発の推進 	子ども福祉課 保健所
育児不安や育てにくさを感じる親への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・未熟児や発達障害、慢性疾患等のある子どもを養育している親の精神的負担の軽減や育児支援のため、市町村と連携した訪問や交流会等の実施 ・親が障害を有するなど、子育てが困難な親への保健師等の訪問や関係者の連携等による育児支援の実施 ・市町村や医療機関等関係機関の連携のもと、育児に不安を感じていたり、育児に困難を来す心配のある妊産婦を早期に把握し養育支援を行う地域体制の推進 ・母子保健関係者の専門性向上のための研修会の開催 	子ども福祉課 保健所
先天性代謝異常等検査の実施	新生児に対する先天性代謝異常等検査の実施による異常の早期発見並びに異常が発見された子どもへの適切な治療による障害の予防	子ども福祉課
予防接種の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき市町村が行う定期予防接種の円滑な推進 ・接種率向上を図るため、予防接種の意義・効果について普及啓発を推進 	健康増進課
むし歯予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や学校が行う歯科保健活動の支援 ・県歯科医師会、市郡歯科医師会、(社)かごしま口腔保健協会及び8020運動推進員連絡協議会と連携した普及啓発活動の推進 	健康増進課

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

② 小児医療の充実

ア 子育て家庭の経済的負担の軽減

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
乳幼児医療費助成 【再掲】	子育て期にある家庭の乳幼児に係る医療費の経済的負担を軽減することにより、乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳幼児医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部の補助	子ども福祉課
養育医療(*1)の給付	医療を必要とする未熟児の医療費の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担	子ども福祉課
障害児に対する医療費の給付 (自立支援医療(育成医療)(*2)) (重度心身障害者医療費の助成)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体に障害を有する児童の障害を除去又は軽減する手術等の治療に要する医療費の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担 ・重度心身障害児に係る医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助 	障害福祉課
小児慢性特定疾病医療費の助成	小児慢性特定疾病の治療に係る経済的負担の軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成	子ども福祉課

イ 小児医療体制の充実・強化

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
かかりつけ医の重要性の普及啓発	子どもを持つ保護者に対するかかりつけ医の重要性・必要性の普及啓発	子ども福祉課
かかりつけ医に対する支援体制の整備	かかりつけ医支援の中核的な役割を担う地域医療支援病院の整備	保健医療福祉課
小児救急医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域における小児救急医療体制の充実 ・鹿児島市立病院(小児救急医療拠点病院(*3))や済生会川内病院、鹿屋医療センター等と各地域の小児科の医療機関等との連携による救急医療体制の確保 ・小児救急電話相談事業の実施 	地域医療整備課
小児科医をはじめとした医師の確保	小児科等の拠点病院等に勤務予定の医学生に対する医師修学資金の貸与、小児科等において、専門(後期)研修を受ける医師に対する研修奨励金の支給などによる小児科医等の養成・確保	地域医療整備課

*1 養育医療

出生体重が2,000g以下、あるいは身体的に未熟で家庭で保育することが難しく、医師が入院治療の必要があると診断した未熟児が指定養育医療機関に入院して治療を受けた場合に、医療費の自己負担分について給付を受ける制度で、所得に応じて一部自己負担がある。

*2 自立支援医療(育成医療)

身体に障害がある子どもで、障害をなくしたり、障害の程度を軽くする確実な治療効果が期待できる時、指定育成医療機関での治療費について給付を受ける制度で、所得に応じ一部自己負担がある。

*3 小児救急医療拠点病院

複数の二次保健医療圏を対象に、休日や夜間における小児重症救急患者を受け入れる医療機関

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

ウ 小児在宅医療の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
関係機関の連携による支援体制の整備	医療・保健・福祉・行政等の関係機関及び団体の代表者による小児在宅医療に関する連携体制等についての会議の開催	子ども福祉課
在宅医療を支える人材育成	看護や介護の支援関係者を対象とした在宅医療に係る技術向上のための研修の実施	子ども福祉課
在宅療養児や家族の交流の促進	在宅療養児及びその家族の支援のための療養に関する情報交換や精神的負担の軽減のための交流会の開催	子ども福祉課 保健所
在宅療養児及び家族への支援	医療機関、訪問看護ステーション、保健所、市町村等の連携によるNICU(*)等入院中から在宅療養への移行支援及び退院後の訪問指導等の実施など、保健・医療、福祉サービスの提供体制の推進	子ども福祉課 保健所
在宅重度心身障害児の家族支援	在宅の重度心身障害児の看護や介護に係る家族の負担軽減を図るため、訪問看護師が家族に代わって看護を行うための経費の助成を行う市町村に対しその経費の一部を補助	障害福祉課

エ 小児慢性特定疾病対策の推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
小児慢性特定疾病医療費の助成 【再掲】	小児慢性特定疾病の治療に係る経済的負担の軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成	子ども福祉課
小児慢性特定疾病児日常生活用具給付	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付する市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども福祉課
適切な医療や療育が受けられる在宅医療の推進や自立の促進に向けた支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や訪問看護ステーション、療育機関や市町村等関係機関と連携した在宅療養環境や支援体制の整備 保健所や当事者団体による児童やその家族に対する相談支援や勉強会・情報交換会の実施 自立支援員による自立に向けた相談支援の実施 関係機関等との情報共有や支援の在り方等を検討する個別支援会議や地域レベルの連携会議の開催 小児慢性特定疾病対策協議会や小児慢性特定疾病児童等地域支援協議会の開催により、慢性疾病児をとりまく環境や関係機関の連携の在り方等今後の支援対策を協議 	子ども福祉課 保健所

* NICU (Neonatal Intensive Care Unit : 新生児集中治療管理室)

新生児の治療に必要な新生児用呼吸循環監視装置や人工換気装置、保育器等を備え、24時間体制で集中治療が必要な新生児の治療を行う施設のことをいう。

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

③ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

ア 性教育、薬物乱用防止教育及び喫煙・飲酒対策の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
正しい性の知識の提供と子どもたちが自ら決定できる能力獲得への取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の子どもたちの身体と心の悩みへの相談に対応 ・性や性感染症等に関する正しい知識の提供と自ら性に関する適切な行動がとれるよう、思春期の子どもたちへの健康教育の実施 ・学校保健及び母子保健関係者の連携やネットワーク構築による思春期の課題の情報共有と課題への取組の推進 ・エイズ予防普及啓発講演会等による高校生等への普及の推進 	子ども福祉課 健康増進課 保健所
	<ul style="list-style-type: none"> ・「性教育指導の手引」等の活用による性教育の取組の推進 ・専門家等との連携による性教育の充実 	保健体育課
薬物乱用防止教育及び喫煙・飲酒対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・中学・高校生に対する薬物乱用防止教育及び大学への出前講座の実施 ・地域住民に対する薬物乱用防止啓発セミナーの実施 	薬務課
	学校における、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	保健体育課
	非行防止教室、薬物乱用防止教室の開催	少年課
	ホームページ等を活用した喫煙や飲酒が健康に及ぼす影響等に関する情報の提供	健康増進課

イ 思春期の子ども心のケアに関する支援体制の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ストレス等に対する指導・助言体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健関係者への思春期精神保健等に関する知識の普及 ・精神保健福祉センターにおける専門医の配置による相談体制の充実、相談支援に従事する関係者への研修の実施 ・思春期の子どもを含めた具体的な自殺対策の取組を協議するための「自殺対策連絡協議会」・「自殺対策ネットワーク会議」の開催及び自殺予防情報センターにおける相談対応など ・LINEなどインターネットを利用して10代の自殺対策に取り組む民間団体の活動への助成 	子ども福祉課 保健所 精神保健福祉センター 障害福祉課
	学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置による助言・指導体制の充実	義務教育課 高校教育課

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

④ 「食育」の推進

ア 「食育」の普及・啓発

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの成長過程に応じた望ましい食生活習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携し乳幼児健診等における食育に関する保護者への情報提供 ・母子保健関係者への食育に関する情報提供 ・思春期のやせや肥満，望ましい食生活の在り方等を含めた思春期教育 	子ども福祉課 保健所
	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会に委託し，「健康かごしま21」，「かごしま健康イエローカードキャンペーン」，「食生活指針」等の普及啓発を実施	健康増進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体で構成する「かごしまの”食”交流推進会議」を設置し，連携して県民への食育を推進 ・子どもをはじめとする県民を対象とした「かごしま版食事バランスガイド」等の活用促進 ・子どもや，幼稚園や小中学校等の指導者を対象とした「体験を通じた食の生産過程や農林水産業」の理解促進 	農政課
	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ，食に関する自己管理能力を育成 ・学校給食を活用した食に関する指導を推進 ・地域の特性を生かした農業体験学習の取組 ・「早寝早起き朝ごはん」等家庭や地域への基本的な生活習慣に関する意識啓発のための取組の推進 	保健体育課 義務教育課 社会教育課

施策の方向 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

基本施策 (4) 障害児や要保護児童等への対策の推進

《現状及び課題》

障害のある子どもが、積極的に社会活動に参加し、その能力を十分に発揮できるような環境づくりが求められており、障害等の有無にかかわらず、全ての人々が家庭や地域において、普通の生活を送ることができる社会をめざす「ノーマライゼーション」(*1)の理念に基づき、社会全体で障害児やその親を支援することが大切です。

児童虐待については、子どもに対する重大な人権侵害であり、地域社会においては、その地域で生活し活動する全ての大人に対して、子どもを虐待から守る役割を担っているということを認識するよう促すとともに、児童虐待への対応においては、早期発見・早期対応のみならず、発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの各段階において、子どもの権利擁護という理念に立脚した多様な関係機関による切れ目ない支援を行う必要があります。

また、保護を必要とする児童や支援が必要な児童等への対応については、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもが有する問題や子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う必要があります。

施設等での養育が必要な子どもに対しては、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等の施設の役割に応じた適切な措置に努め、児童の権利擁護や施設環境の充実を図るとともに、里親制度の活用を推進する必要があります。

《施策目標》

① 障害児施策の充実等

ア 早期気づき・早期支援の推進

発達障害が疑われる子どもについて、市町村が実施する乳幼児健康診査等において早期に気づき、関係機関と連携した早期支援を行うことにより、子どもの成長発達を促進し、保護者の精神的負担を軽減できるよう支援体制の充実を図ります。

イ 障害児施策の充実

障害のある子ども及びその保護者に対する早期からの相談・療育指導等により、一人一人のニーズや特性に応じた、きめ細やかな支援を推進します。

また、認定こども園、幼稚園、保育所等や放課後児童クラブにおける障害児の受入れ促進を図るほか、学校においては、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育の推進を図り、障害のある幼児児童生徒の健全な成長を支援します。

さらに、障害のある子どもの就労支援を図るため、障害者就業・生活支援センター(*2)における指導・助言などを実施します。

発達障害については、見た目には障害がわかりにくいという特徴があることから、市町村や関係機関と連携して、広く理解の促進に努めます。

*1 ノーマライゼーション

高齢者や障害者はもちろん、子ども、女性等を含めた全ての人が、家庭や地域で共に暮らし、普通の生活を送ることができる社会をつくるという考え方

*2 障害者就業・生活支援センター

障害者に対し、身近な地域において、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行う機関

② 児童虐待防止対策の推進

ア 早期発見・早期対応及び再発防止のための体制整備

「子ども虐待防止ネットワーク会議」や「子どもSOS地域連絡会議」の開催のほか、市町村等で実施している乳幼児健康診査を活用した相談・指導等を実施するとともに、妊娠期から育児期に支援を必要とする家庭に関する情報を把握できる医療機関と市町村母子保健部門が情報共有等を図るなど、児童相談所・市町村・福祉事務所・保健所・学校・警察等の各関係機関による緊密な連携を図り、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

また、市町村の要保護児童対策地域協議会において、関係機関の連携が強化され、活動の充実が図られるよう支援するとともに、居住実態が把握できない児童等についての情報共有を図り、子どもの安全確認・安全確保が迅速に行える体制づくりを促進します。

さらに、児童虐待を受けた児童の心身に著しく重大な被害を受けた事例について、検証機関による検証を行い、その結果を県、市町村及び関係機関の取組に生かすことにより児童虐待の再発防止を図ります。

イ 児童虐待防止に係る広報・啓発活動の推進

本県における児童虐待防止を図るために、オレンジリボン・キャンペーンの実施や県ホームページの活用など、あらゆる機会を通じて積極的な広報・啓発を行い、児童虐待防止の意識啓発に努めるとともに、地域で子どもを見守る取組を推進します。

また、児童虐待問題への対応や、相談に当たる各市町村の担当職員、主任児童委員、児童福祉施設の職員などの資質を高めるための専門研修を実施します。

ウ 親と子の心の健康づくりの推進

子どもが低出生体重児や慢性疾患児である等で育児負担や不安がある保護者等に対して、不安やストレスの軽減を図るためのグループミーティングや個別相談を実施します。

また、精神的、身体的または生活環境上の理由から、妊娠や出産、育児について困難を来す心配がある妊産婦に対して、関係機関との連携のもとに、保健師等が妊娠中から出産・育児期を通じた継続的な指導等を行うことにより、児童虐待の未然防止に努めます。

エ カウンセリングの実施等による心のケアの充実

児童相談所において、虐待を受けた子どもや虐待を行った親に対して、精神科医師などの専門家によるカウンセリングを行い、心理的なケアの充実と適切な保護及び指導を行います。

オ 自立支援対策の充実

在宅指導を行う場合は、児童相談所の担当職員等による継続的な家庭訪問や来所指導等により、子どもの状態や保護者の養育状況を把握し、家庭内における親子関係の改善を図ります。

児童福祉施設へ入所又は里親へ委託している子どもについては、訪問や面談等を通じて、子どもの意向が十分に尊重され、効果的な自立支援計画の策定が行われるように助言等を行い、適切な処遇が図られるよう支援を行うとともに、家庭復帰が可能であると判断された事例については、家族再統合プログラムを作成し、早期に復帰できるよう支援します。

③ 社会的養護体制の充実

ア 家庭養護の推進

里親制度の普及・啓発に努め、家庭での養育に欠ける子どもに対し、家庭的な生活環境を提供し、その健全な育成が図られるよう努めます。

また、養育里親の新規登録を増やすとともに、里親への新規委託及びファミリーホーム(*1)の開設を推進します。

イ 児童養護施設等の機能の充実

子どものプライバシーに配慮した生活環境や学習環境等の整備を推進するとともに、より家庭的な環境の中での専門的なケアや自立支援が行えるよう、施設の状況に即した児童養護施設及び乳児院の養育単位の小規模化や地域分散化の取組を推進します。

また、施設における職業指導員等の活用により、適切な職業観の形成や生活技術の取得等、自立する力を身につける養育が行われるよう支援します。

④ ニート・ひきこもり等の子ども・若者への支援

ア 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者のための総合相談窓口の設置や、関係機関・団体による支援ネットワークの整備など、関係機関・団体が一体となった取組を進めます。

さらに、フリーター等を含む若年者の職業的自立に向けた就労支援を図るため、職業訓練や若者就職サポートセンター(*2)、地域若者サポートステーション(*3)における職業適性診断・指導やカウンセリングなどを実施します。

また、不登校や問題行動等の未然防止、早期発見のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置するなど、学校、家庭、関係機関が一体となった取組を推進します。

イ 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、地域全体できめ細かな支援サービスを効果的に提供するため、地域の児童福祉施設等の活用とともに、NPOや地域子育て支援センター、母親クラブ、民間の子育てサークル（子育てサロン等）など子育て支援に携わる関係団体等とのネットワーク化を図ります。

*1 ファミリーホーム

里親や児童養護施設等の経験がある養育者となり、養育者の住居において、5、6人の子どもを養育する制度

*2 若者就職サポートセンター

若者に対し、就職に関するあらゆるサービスをワンストップで一元的に提供し、本県若年者の雇用環境の改善を図る施設

*3 地域若者サポートステーション

学校卒業若しくは中途退学又は離職後、一定期間無業の状態にある者の職業的自立を支援するための施設

第4章 施策の方向〔1〕－3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

《具体的な取組》

① 障害児施策の充実等

ア 早期気づき・早期支援の推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
乳幼児健康診査等における早期気づき・早期支援の推進	市町村が実施する乳幼児健康診査等における発達障害が疑われる子どもの早期気づきから親子教室や保育・療育施設等との連携による早期支援やフォローアップなど、身近な地域で安心して早期に支援が受けられる体制を推進	子ども福祉課 障害福祉課
乳幼児発達相談の実施	離島地域における発育や精神・運動等の発達に問題のある乳幼児又はそのおそれのある乳幼児等に対して、早期に専門的支援を行うほか、必要に応じて療育につながることにより乳幼児の健全な発達を促進するため、発育発達クリニックを定期的に開催	子ども福祉課

イ 障害児施策の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
障害児通所支援の推進	障害児を対象に通園の方法による療育指導を行うほか、認定こども園・保育所・幼稚園に在籍しながら児童発達支援(*1)を利用している方に対し、利用者負担額の一部を助成	障害福祉課
障害児への介護等の実施（ホームヘルプ）	日常生活を営むのに支障がある障害児に対する入浴、排泄など介護等の実施	障害福祉課
障害児に対する保護の実施（ショートステイ）	障害児の介護を行う保護者が、疾病等のため一時的に介護ができない場合の、施設による短期間の保護の実施	障害福祉課
障害児に対する医療費の給付（自立支援医療（育成医療）） （重度心身障害者医療費の助成） 【再掲】	・身体に障害を有する児童の障害を除去又は軽減する手術等の治療に要する医療費の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担 ・重度心身障害児に係る医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課
難聴児に対する支援の実施	身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課
発達障害児等への支援体制の整備	・発達障害が疑われる子どもとその保護者が、身近な地域で早期に継続した療育指導や支援を受けることができるよう、地域における療育支援の中核的な役割を担う児童発達支援センター(*2)の設置等を支援 また、こども総合療育センターにおいて、障害児全般にわたる総合相談窓口を備えるとともに、発達障害児、知的障害児及び肢体不自由児を対象とした外来診療・療育、離島等への巡回療育相談、地域療育支援体制構築のための助言・指導及び研修を実施 ・児童相談所において、離島等に居住する児童とその保護者に対し、児童福祉司、児童心理司、精神科医等の専門スタッフが巡回して、指導・助言や療育手帳(*3)の判定等の実施	障害福祉課 こども総合療育センター 児童相談所
在宅重度心身障害児の家族支援 【再掲】	在宅の重度心身障害児の看護や介護に係る家族の負担軽減を図るため、訪問看護師が家族に代わって看護を行うための経費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課

*1 児童発達支援

通所利用の障害児やその家族に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活の適応訓練その他の便宜の供与

*2 児童発達支援センター

児童発達支援に加え、地域の障害児やその家族の相談、障害児を預かる施設への援助、助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設

*3 療育手帳

知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくし、福祉の増進に資することを目的として交付する手帳

第4章 施策の方向〔1〕－3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

イ 障害児施策の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
保育所等への巡回支援の促進	発達障害等に関する知識を有する専門員により、保育所等の子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回支援を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課
私立幼稚園等の特別支援教育の推進	障害のある幼児を就園させている私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園に対する、特別支援教育を行う上で必要な教育費の補助	青少年男女共同参画課
保育所等の障害児保育の促進	保育所等及び地域型保育事業における障害児の受入れの促進	青少年男女共同参画課
放課後児童健全育成の促進	放課後児童クラブにおける障害児の受入れの促進	青少年男女共同参画課
特別支援教育の推進	・障害のある幼児児童生徒一人一人に対し、関係機関が連携・協働して支援できるように個別の指導計画や教育支援計画の作成を推進するなど特別支援教育体制を整備 ・共生社会の形成に向けた障害者理解を推進するために、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を推進	義務教育課
就労の支援	・障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活・社会生活上の支援を実施 ・発達障害者支援センターにおいて、就労に関する相談対応や情報提供を実施	雇用労政課 障害福祉課 こども総合療育センター
発達障害への理解の促進	発達障害者支援センター(*)を核にした、障害の特性に応じた啓発の実施	障害福祉課 こども総合療育センター

② 児童虐待防止対策の推進

ア 早期発見・早期対応及び再発防止のための体制整備

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「子ども虐待防止ネットワーク会議」の開催	県単位で、福祉・保健・学校・警察等の関係機関・団体が集まり、児童虐待防止等について協議、検討する会議を開催	子ども福祉課 児童相談所
「子どもSOS地域連絡会議」の開催	各地域振興局・支庁単位で、児童虐待の早期発見や早期対応等についての情報交換・相互協力を行うための連絡会議を開催し、要保護児童対策地域協議会の機能強化及び活動の充実を促進	子ども福祉課 児童相談所
乳幼児健康診査等における育児支援の強化	・市町村で実施している乳幼児健康診査等において、臨床心理士や保育士等の配置による保護者の育児不安や児童虐待防止についての相談・指導等の促進 ・乳幼児健康診査等において把握された支援を必要とする乳幼児及び保護者等に対する事後指導の実施	子ども福祉課 保健所
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進【再掲】	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問により、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保	子ども福祉課
養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）の推進【再掲】	子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭に対し、保健師等による指導・助言等の実施	子ども福祉課

イ 児童虐待防止に係る広報・啓発活動の推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童虐待防止に係る研修会及び広報の実施	市町村担当職員、主任児童委員、児童養護施設職員等を対象とした、児童虐待等に関する専門研修の実施	子ども福祉課 児童相談所
	児童相談所への視察及び研修受入や、市町村や関係団体が独自に実施する研修会への児童相談所職員の派遣	子ども福祉課 児童相談所
	「児童虐待防止推進月間（毎年11月）」などにおけるオレンジリボン・キャンペーンの実施のほか、県ホームページ等による広報・啓発	子ども福祉課 児童相談所

* 発達障害者支援センター

発達障害児（者）やその家族からの相談に応じ、ライフステージに応じた支援を行うとともに、発達障害についての情報提供や研修を行う機関（本県においては、こども総合療育センターに併設）

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

ウ 親と子の心の健康づくりの推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ハイリスク母子等への支援	・市町村と連携し、育児不安やストレス、虐待傾向などの様々な要因をもつ家庭に対して保健師の訪問等による妊娠早期から出産、育児期を通じた継続的な支援や育児不安の軽減を図るためのグループミーティング等の実施	子ども福祉課 保健所

エ カウンセリングの実施等による心のケアの充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
虐待を受けた子どもや保護者についてのケア	児童相談所における、精神科医師などの専門家によるカウンセリングの実施	子ども福祉課 児童相談所

オ 自立支援対策の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童相談所による在宅指導	定期的な家庭訪問や来所指導等のほか、地域の関係機関による見守り活動等の実施	子ども福祉課 児童相談所
児童福祉施設等における取組への指導等	定期的な施設等訪問やケース会議等による状況把握、児童自立支援計画策定についての指導・助言	子ども福祉課 児童相談所

③ 社会的養護体制の充実

ア 家庭養護の推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
里親制度の普及・啓発等	里親制度の普及・啓発についての広報活動を実施するとともに、里親へ養育を委託している児童に対する心のケアなど専門職員によるサポートを実施	子ども福祉課
里親支援の充実	・里親支援専門相談員の資質向上や関係機関との情報共有を図るため連絡会議を開催 ・里親支援を行うため、全ての施設へ里親支援専門相談員の配置を促進 ・レスパイト・ケア(*)や週末里親の活用、里親サロン等による相談により、里親の負担を軽減	子ども福祉課
ファミリーホームの開設及び支援	各施設に、ファミリーホームの開設を働きかけるとともに、養育里親からのファミリーホームへの移行を促進	子ども福祉課

イ 児童養護施設等の機能の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
施設の小規模化及び施設機能の地域分散化	・全施設における、小規模グループケアの実施を促進 ・施設機能の地域分散化にむけた地域小規模児童養護施設又は、分園型小規模グループケアの実施を促進	子ども福祉課
施設の専門性の向上	・施設職員の専門性の向上のため、各種研修内容の充実 ・児童の処遇アセスメントの見直し及び施設の地域支援機能強化のため、全ての施設に心理担当職員の配置を促進	子ども福祉課
学習指導の強化	個々の学力・態様に応じた学習環境を整え、進学に対する学習指導やスポーツ・ダンス等表現活動により情緒を安定させ児童の自立を支援する学習指導を促進	子ども福祉課
就労支援の充実	・施設における職業指導員の配置を促進 ・職業指導員による児童の適性、能力等に応じた職業選択に関する助言、情報の提供	子ども福祉課
自立に向けた継続的養育の支援	・進学や就労に際して、自立生活能力を向上させるため18歳以降の措置延長を積極的に活用 ・自立援助ホームの充実及び連携	子ども福祉課
アフターケアの充実	里親支援専門相談員や職業指導員による児童の定期的な状況確認や相談等アフターケアの充実を促進	子ども福祉課

* レスパイトケア

委託児童を養育している里親家庭が、一時的な休息を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行うこと。

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

④ ニート・ひきこもり等の子ども・若者への支援

ア 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども・若者育成支援施策の総合的推進及び支援ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者のための総合相談窓口の設置・運営等による支援施策の総合的推進 関係機関・団体が一体となった子ども・若者育成支援ネットワークの整備等による専門家や関係機関・団体と連携・協力した効率的な施策の展開 	青少年男女共同参画課
職業的自立に向けた就労支援	<ul style="list-style-type: none"> フリーター等を含む若年者の就職促進のため、企業での実践的な職業訓練を設定し、企業ニーズに即応した人材を育成 フリーター等を含む若年者の就職支援のため、若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導、カウンセリング、各種支援セミナーや職業相談・職業紹介などを実施 フリーター等を含む若年者等の県内企業への就職促進を図るため、経済団体等に対し、求人枠の確保や雇用の維持要請 地域若者サポートステーションにおいて、学校卒業若しくは中途退学又は離職後、一定期間無業の状態にある者の職業的自立を支援 	雇用労政課
	高校へのキャリアカウンセラーの配置による就労支援の充実	高校教育課
不登校や問題行動等に対する学校等における取組の推進【再掲】	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した不登校や問題行動等に係る相談・指導体制、支援施策の充実	義務教育課 高校教育課

イ 子育て支援のネットワークづくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子育てネットワークの推進【再掲】	地域子育て支援センター、母親クラブ、子育てサロン等の子育てサークル、各種児童福祉施設など関係団体等とのネットワーク化による県全体の子育て支援機能の充実強化	青少年男女共同参画課

施策の方向 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

基本施策 (5) 子どもの貧困対策の推進

《現状及び課題》

子どもたちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることが必要です。

しかしながら現実には、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない状況にあります。

子どもたちの将来をより一層輝かしいものとするためには、子どもたちの育成環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて総合的に推進する必要があります。

《施策目標》

① 教育支援の充実

子どもたちの将来が、その生まれ育った家庭の事情に左右されてしまう場合が少なくない現状を踏まえ、全ての子どもが基礎学力を身に付け、希望する進路を実現できるよう、確かな学力の育成を支える必要があります。

多くの貧困世帯で、子どもたちが学習面での課題に直面しており、経済的な問題で、子どもたちが夢をあきらめることのないよう、学習環境の整備や進学の実現に取り組むとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

② 生活支援の充実

貧困世帯では心身の健康、借金、家庭、人間関係など、複合的で多様な課題を抱えており、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、世帯の生活を支え、子どもの成長や就労を支える総合的な取組が求められています。

また、貧困世帯に属する子どもたちは、貧困に伴う直接的な不利益ばかりではなく、地域社会からの孤立や理解者の不在により、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されており、そうした状態に陥らないように、相談事業や交流事業の充実を図ります。

③ 保護者に対する就労支援の充実

保護者に対する就労やキャリアアップ支援による世帯所得の向上は、子どもの貧困対策の中でも、最も基本的かつ優先度の高い取組です。

一人一人のキャリアや経験等とそれぞれの置かれている状況に応じて、ハローワークと連携した就労支援や、スキルアップのための各種講習会の開催、自立に向けた資格取得の支援など、細やかな支援を図ります。

④ 経済的支援の充実

子どもの貧困対策として、就労や生活、教育に係る様々な取組を進めていく上で、世帯の状況や所得に応じた、各種手当や給付・貸付制度等の活用により、世帯の生活の経済的基盤に対する支援を図ります。

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

《具体的な取組》

① 教育支援の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
奨学のための給付金事業【再掲】	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等が いる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給	高校教育課 学事法制課
就学援助制度の実施	小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって 就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品や 修学旅行費など就学に必要な経費を援助	義務教育課
高校生・大学生等 に対する奨学金の 貸与 【再掲】	・学力及び人物が優れているのにも関わらず、経済的理 由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 ・大学等進学に係る経済的負担の軽減を図り、本県の将 来を担う有為な人材を育成するため、奨学金を貸与	総務福利課
不登校や問題行動 等に対する学校等 における取組の推 進【再掲】	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー 等を活用した不登校や問題行動等に係る相談・指導体制、 支援体制の充実	義務教育課 高校教育課
進路保障の取組の 推進	人権教育を推進する中で、子どもたちの就労や進路、 学力に係る現状や課題を踏まえ、自己実現を果たしてい くために必要な力を育む進路保障の取組について、教職 員に対し理解と認識を深める研修を実施	人権同和教育 課
生活福祉資金（教 育支援資金）の貸 付	低所得者世帯の子どもが高等学校、大学又は高等専門 学校に就学するために必要な経費の貸付	社会福祉課
生活困窮者世帯の 子どもの学習支援	生活困窮者(*)世帯等の子どもに対して、学習支援や居 場所の提供、進路相談、高校中退防止のための支援を行 うほか、親に対する養育支援を実施	社会福祉課
ひとり親家庭等の 児童に対する学習 支援	ひとり親家庭等の児童が、経済的理由などにより、学 習や進学の意欲が低下したり、十分な教育が受けられな いことがないよう、学習支援を実施	子ども福祉課
児童養護施設等の 子どもに対する学 習環境の整備と学 習支援	養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこな かった児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の 自立支援のための学習支援を充実	子ども福祉課

* 生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

② 生活支援の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> 自立相談支援機関(*1)において、生活困窮者から相談を受け、抱えている課題を評価・分析の上、自立支援計画(*2)を作成し、それに基づき、各種支援を包括的に実施 離職等により住宅を失った又はその恐れの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう有期で家賃相当額を支給 家計に問題を抱える生活困窮者の早期の生活再生に向けて、家計管理能力の向上や滞納の解消、債務整理に関する支援を実施 	社会福祉課
保育等の確保	<ul style="list-style-type: none"> 昼間保護者がいない家庭における小学校就学児童の健全な育成を図るために放課後児童クラブの設置促進 放課後子ども総合プランに基づく放課後子供教室との連携促進 保育所等の整備促進 	青少年男女共同参画課
利用者支援の実施促進【再掲】	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援の実施促進	青少年男女共同参画課
県営住宅入居における当選倍率優遇方式の実施	ひとり親世帯、子育て世帯（未就学児を持つ世帯）及び多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる世帯）に対する当選倍率優遇方式の実施	住宅政策室
生活保護費の支給と自立支援	生活保護世帯について、保護費の支給により最低限度の生活を保障するとともに、生活指導や就労支援等により自立を助長する。	社会福祉課
ひとり親家庭等に対する日常生活の支援	修学や疾病等の事由により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な際の支援員を派遣	子ども福祉課
ひとり親家庭の学び直しの支援	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげるため、ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験に係る受講費用の支援を実施	子ども福祉課
子どもの成長や就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設等を退所した子どもが、就職やアパート等の賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の保険料補助を実施 児童養護施設等を退所後すぐに就業する者又は大学等において高等教育を受ける者等に対し、安定した生活基盤を築くための支援や就職に必要な資格取得のための支援を実施 	子ども福祉課
ひとり親家庭の交流	ひとり親家庭の親と子のふれあいの場を提供するとともに、会員相互の連携を深めるための研修を実施	子ども福祉課
相談・指導の実施	子育て及び児童全般に係る問題やひとり親家庭における生活一般や就業についての相談・指導の実施	子ども福祉課

*1 自立相談支援機関

生活困窮者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言等を行い、包括的な支援を実施する機関

*2 自立支援計画

生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、本人の置かれている状況や本人の意思を十分に確認した上で、支援の種類及び内容等を記載したもの。

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

③ 保護者に対する就労支援の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
経済的自立に向けた就労支援	若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導やカウンセリング，各種支援セミナーや職業相談・職業紹介などを実施	雇用労政課
ひとり親家庭等に対する職業訓練	就労経験がない又は就労経験に乏しいひとり親家庭の母又は父等に対して，準備講習付きの職業訓練を実施	雇用労政課
生活困窮者に対する就労及び就労準備の支援	生活困窮者に対して，一般就労に向けた個別支援を行うほか，就労に向けた準備としての基礎能力の形成を図るための支援を実施	社会福祉課
ひとり親家庭等に対する就業・自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークとの連携によるひとり親家庭の母又は父等に対する就業相談，就業支援講習会を実施，また，弁護士等による養育費等に係る法律相談を実施 ・ひとり親家庭の母又は父の就業を促進するため，職業能力開発のための講座受講料の一部を負担するほか，看護師等の資格取得のための養成機関で2年以上修学する際の資格取得期間中の生活費の一部を支給 ・就職に有利な資格の取得を目指す，ひとり親家庭の親に対し，養成機関への入学準備金及び資格取得後の就職準備金の貸付を実施 ・より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ，正規雇用を中心とした就業につなげるため，ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験に係る受講費用の支援を実施 	子ども福祉課

④ 経済的支援の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県営住宅における家賃の減免	県営住宅の入居者及び入居しようとする者で，収入が著しく低額な者に対し，関係法令に基づき家賃の減免を実施	住宅政策室
ひとり親家庭等に対する医療費助成	ひとり親家庭等に医療費の助成を行う市町村に対し，その経費の一部を補助	子ども福祉課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し，児童の福祉の増進を図るため，父又は母と生計を同一としない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給	子ども福祉課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り，併せて，これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども福祉課

施策の方向 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

基本施策 (6) 子ども・子育てに安全・安心なまちづくりの推進

《現状及び課題》

ゆとりを持って子育てを行い、子どもが心身ともにのびのびと成長していくためには、本県の特長である豊かな自然環境、歴史・文化環境を保全し、次世代に引き継ぐことが重要です。

また、住環境や生活環境は、子育てに大きな影響をもたらすことから、家族みんなが、ゆとりと豊かさを感じられる住環境の向上に努めるほか、安らぎと活動の場を提供する公共空間の確保等に努めることも大切です。

さらに、子どもたちが、安心して外出できるよう、道路や施設のバリアフリー化を進めるほか、防犯体制の整備や、子どもに対する交通ルールの理解と交通マナーの向上についての教育を行うなど、安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。

《施策目標》

① 子育てにやさしいまちづくりの推進

ア 子育てにやさしい住宅の供給

住まいづくりにおいて子育てを支援するため、良質なファミリー向け住宅の供給など住環境の整備を促進します。

イ 公共施設等のバリアフリー化の促進

妊産婦や乳幼児連れの人などが安心して生活できるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和を図るなど、公共的施設等のバリアフリー化を促進します。

ウ 子どもを犯罪、事故から守る取組の充実

子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、防犯意識の啓発や防犯診断を実施するとともに、交通事故が多発している道路等において歩道等の整備を進めるなど、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

エ 子どもたちを災害から守る対策の推進

子どもたちが土砂災害に遭わないように、子どもたちが集い憩う児童福祉館等要配慮者利用施設を保全する砂防えん堤(*)等の整備を推進するとともに、市町村が行う当該施設に対する警戒避難体制の整備を支援します。

オ 安心して遊べる場の整備

子どもたちが自然とふれあえる場である河川等の水辺において、水遊び場や散策路等の親水施設を整備するほか、安全に遊べる公園・海岸の整備を促進します。

② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

ア 交通安全教育の普及

子どもやその保護者を対象に、警察や学校等の関係機関が一体となって交通安全教育や広報・啓発活動等を実施し、交通安全意識の高揚に努めます。

* 砂防えん堤

土砂災害による被害を防ぐために作られる施設。

土石流を受け止める働きのほかにも、土砂を貯めて溪流の縦断勾配を緩やかにし、土砂のスピードを抑えて、河岸の浸食や山の崩壊を抑制する働きがある。

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

《具体的な取組》

① 子育てにやさしいまちづくりの推進

ア 子育てにやさしい住宅の供給

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ファミリー向け住宅の供給促進	安心して子育てできる環境を整備するため、市街地へのアクセスに優れ、自然環境に恵まれたガーデンヒルズ松陽台において、子育て世帯向けの県営住宅を整備	住宅政策室
空き住宅等を改良して子育て世帯等に賃貸する民間賃貸住宅の登録・情報発信	子育て世帯を含む住宅確保要配慮世帯の居住の安定の確保を図るため、空き住宅等を改良して住宅確保要配慮者に賃貸する民間住宅の登録・情報発信	住宅政策室
健康な住まいづくりに関する相談等の実施	住宅相談業務の一環としてシックハウスに関する相談の実施	住宅政策室
子育て世帯に対する入居収入基準の緩和	子育て世帯（小学校就学前までの子どもを持つ世帯）に対する県営住宅への入居収入基準の緩和	住宅政策室

イ 公共施設等のバリアフリー化の促進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
公園の整備	公園にある段差を解消するなど、バリアフリー歩行空間の創出	都市計画課
街路の整備	市街地における歩きやすい歩行空間の形成及び歩行者等の交通安全の確保	都市計画課
人にやさしい道づくりの推進	高齢者や障害者等の安全で快適な移動を確保するため、適切な段差・勾配・水平空間を確保した歩道を整備することによるバリアフリー歩行空間の創出	道路維持課

ウ 子どもを犯罪、事故から守る取組の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
街路の整備	市街地における歩きやすい歩行空間の形成及び歩行者等の交通安全の確保	都市計画課
人にやさしい道づくりの推進【再掲】	高齢者や障害者等の安全で快適な移動を確保するため、適切な段差・勾配・水平空間を確保した歩道を整備することによるバリアフリー歩行空間の創出	道路維持課
登下校時の見守り活動の推進	県民の総力をあげて犯罪をなくす県民運動の重点として、「子どもの犯罪被害の防止」を掲げ、県・県警・関係者と連携し、登下校時間に合わせた通学路等における子どもの見守り活動を実施	生活・文化課 生活安全企画課
交通安全施設等の整備	交通事故が多発している道路その他特に交通の安全を確保する必要がある歩道及び自転車歩行者道の整備	道路維持課

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

エ 子どもたちを災害から守る対策の推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
砂防えん堤等の整備	児童福祉館など要配慮者利用施設を守る砂防えん堤の整備及び市町村が行う当該施設に対する警戒避難体制の整備の支援	砂防課

オ 安心して遊べる場の整備

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
リバーフロント(*)の整備	多くの人々が川に親しみ、地域におけるふれあいの場となるような水辺空間の整備の促進	河川課
海岸環境の整備	海岸保全区域内において、自然環境と調和した海浜地のレクリエーション機能、良好な生活環境を創造するための整備	港湾空港課
公園の整備	ふれあいの場やうるおいのある生活環境等の確保を図るための都市公園の整備	都市計画課

② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

ア 交通安全教育の普及

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「児童生徒等交通事故0月間運動」の実施	「交通事故0月間運動」(年2回)期間における交通安全全ポスター・標語・作文等のコンクールや、登下校時の巡回指導、通学路の安全点検等の実施・交通安全教室など、子どもの危険予測、危機回避能力を高める交通安全教育の推進	保健体育課
学校保健・安全・歯科保健講習会の実施	「学校保健・安全・歯科保健講習会」での、教職員・PTA関係者等に対する交通安全教育の推進	保健体育課
児童生徒等交通事故防止対策連絡会の開催	交通安全教育の推進及び児童生徒の交通事故防止対策等について、警察・学校・各関係機関が連携強化を図るための連絡会の開催	保健体育課
交通事故をなくす県民運動の重点として「子どもの交通事故防止」を掲示	幼児児童生徒の年代の特性に応じた交通安全教育を行い、運転者に対しては、子どもを見かけたら減速、徐行する等「思いやりのある運転」の実践を県民運動として官民一体となり推進	生活・文化課
出張交通安全教育の実施	交通安全教育の内容が、児童等の心に残る持続的な安全意識の向上を図れるよう創意工夫した教育内容の実施	交通企画課

* リバーフロント

河岸や河畔など川に面した水辺空間

施策の方向 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

基本施策 (7) 鹿児島県の特徴を生かした施策の推進

《現状及び課題》

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や地域の方々から日々の子育てに対する助言や協力を得ることが困難になっており、子育てが孤立化し、子育てに不安や負担を感じる親が増加しています。

本県には以前から離島を中心に「子は宝」という考えの下、地域における育児支援を積極的に行う風土があることから、そのような特長を生かした子育て支援を行うことが必要です。

また、子どもたちが思いやりの心や自立心、社会的な規範意識などを身に付けるため、鹿児島県の教育的風土や伝統のよさを生かした異年齢集団での体験活動を推進するとともに、鹿児島県の豊かな自然を生かした山村留学などを支援する必要があります。

さらに、すでに子育てを終えた中高年の方々が、子育て世帯に対して、郷土の風土を生かして積極的に子育てを支援する取組や他県から仕事等で赴任してくるの方々に対して単身ではなく、家族全員で赴任したくなるような機運を醸成する取組が必要です。

《施策目標》

① 鹿児島県の特徴を生かした子育て支援施策の推進

ア 鹿児島県の特徴を生かした子育て支援施策の推進

全国的にも子宝に恵まれた地域として知られている奄美地域の子育て支援の取組を県内全域に普及する取組を行うとともに、鹿児島県の教育的風土や伝統のよさを生かした「かごしま地域塾」などの取組を推進します。

また、鹿児島県の豊かな自然や地理的特性を活かした山村留学等の受入れを支援します。

さらに、子育て世帯を支援するボランティアが郷土の風土を生かして積極的に子育て支援ができるよう、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等の取組を促進するとともに、学童期においては、放課後子ども教室の開設を促進します。

併せて、鹿児島県の特徴を活かした子育て支援施策について、県外への情報発信に努めることで、他県から本県へ赴任しようとする方が家族全員で赴任したくなるような機運を醸成します。

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

《具体的な取組》

① 鹿児島県の特色を生かした子育て支援施策の推進

ア 鹿児島県の特色を生かした子育て支援施策の推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域による子育てに係る取組の普及	全国的にも子宝に恵まれた地域として知られる奄美地域の子育て支援の取組を県内全域に普及する取組を実施	青少年男女共同参画課
地域社会に蓄積された知恵を生かした活動の推進【再掲】	^{ふるさと} 郷土に学び・育む青少年運動の組織体制やNPO・企業、老人クラブ等との連携による組織を基盤とし、地域の縁や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かした活動を行う「かごしま地域塾」の拡大・普及	青少年男女共同参画課
地域における体験活動の推進【再掲】	地域の伝統や文化などを生かした様々な体験活動を通して、郷土鹿児島に誇りを持つとともに、社会性や自主性を有する子どもたちを育む活動を行う子ども会、公民館活動を支援	社会教育課
山村留学受入れの支援	鹿児島の豊かな自然や地理的特性を活かした山村留学について、市町村の取組をホームページ等で広報し、県内外からの留学受入れを支援	義務教育課
子育て経験者による子育て支援ボランティアの促進	地域子育て支援拠点やファミリー・サポートセンターなどを活用した地域住民同士の結びつきを生かした子育て経験者による子育て支援ボランティア等の取組を促進	青少年男女共同参画課 雇用労政課
地域における交流活動の推進【再掲】	放課後に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安心・安全な活動拠点（居場所）である放課後子供教室を設け、地域住民との交流活動等の取組を推進	青少年男女共同参画課
かごしまの子育て支援情報の県内外への発信	鹿児島県の特色を生かした子育て支援情報を県内外へ発信し、家族で本県に住みたいとなる機運を醸成	青少年男女共同参画課

【1】ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援

施策の方向 4 成長に応じた教育の推進

基本施策 (1) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

《現状及び課題》

長期的な少子化の一因として、未婚化・晩婚化が進行していますが、その背景としては、結婚や子どもを持つことに対する意識の変化や、かつて地域が果たしていた縁結び機能の低下などが挙げられます。子どもを生み育てることの意義や家庭の大切さを理解できるよう、学校教育において家庭や地域との連携のもと、家庭観や子育て観の醸成に取り組む必要があります。

同時に、次代を担う子どもたちが、たくましく、個性豊かに、自ら学び考える「生きる力」を育成するためには、必要な学力と体力を高め、学ぶことの楽しさが実感できる教育環境を提供することが必要です。

また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、郷土の様々な教育的資源を活用して、家庭や地域の教育力を総合的に高めていく必要があります。

さらに、近年の情報化社会の進展により、違法・有害な情報が氾濫し、子どもが被害者、さらには加害者になるという事案も発生するなど、心身ともに発達段階にある子どもたちを取り巻く社会環境は依然として深刻な状況が続いています。子どもたちが、流通する情報を的確に選択する能力の向上を図るとともに、有害情報の発信者に対する自主的・主体的な取組を働きかけていくことが必要です。

《施策目標》

① 次代の親の育成

ア 家庭観・子育て観の醸成の推進

次世代の親となる若い世代が、「いのち」の大切さと子どもを生み育てられることの素晴らしさを理解し、結婚、出産、子育てに夢を持つことができるよう、その意識の啓発に努めます。

また、学校教育において家庭や地域との連携の下、家庭観・子育て観の醸成に取り組みます。

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

ア 確かな学力の向上

学力の確かな定着を図るために、少人数授業、習熟度別授業等のきめ細かな指導環境の整備を推進し、個に応じた指導の徹底を図るとともに、小・中・高校間の連携の下、学力向上に取り組めます。

イ 道徳教育、人権教育、男女平等教育の充実

子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育むために、教育活動全体を通じて子どもの心に響く道徳教育、人権教育、男女平等教育の充実を図ります。

ウ 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者のための総合相談窓口の設置や、関係機関・団体による支援ネットワークの整備など、関係機関・団体が一体となった取組を進めます。

さらに、フリーター等を含む若年者の職業的自立に向けた就労支援を図るため、職業訓練や若者就職サポートセンター、地域若者サポートステーションにおける職業適性診断・指導やカウンセリングなどを実施します。

また、就学時における不登校や問題行動等の未然防止、早期発見のため、スクールカウンセラー等を配置するなど、学校、家庭、関係機関が一体となった取組を推進します。

養育里親の新規登録を増やすとともに、里親への新規委託及びファミリーホームの開設を推進します。

エ 教育環境の向上

老朽化した校舎の改築や教育内容の多様化・情報化等に対応した施設・設備の整備を推進し、幼児児童生徒が安全で充実した学校生活を送れるよう、教育環境の向上に努めます。

また、研修等を通じた幼児教育の質の向上を図ります。

③ 家庭や地域の教育力の向上

ア 家庭教育への支援

保護者が自信と責任感をもって子育てができるよう、学習機会を提供するとともに、家庭教育に関して気軽に相談できる体制づくりをすすめ、家庭における育児力・教育力の向上を促進します。

また、保護者が子どもの主体性や人権を尊重した子育てに努めるとともに、子どもの人権尊重の精神が育まれるよう、意識の啓発に努めます。

イ 豊かな自然環境、歴史・文化環境の保全と活用

子どもが、郷土に愛着をもって心身ともにのびのびと成長することができるよう、本県の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、豊かな歴史、文化の蓄積に対する理解と認識を深めるよう、その学習機会の充実を図るなど、子どもが心豊かに育つ環境づくりを進めます。

ウ 健やかな体の育成及び運動習慣

望ましい生活習慣についての指導を強化していくとともに、積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、指導方法の工夫・改善等を進めるとともに、家庭・地域との連携を深めます。

エ 体験活動の普及・促進

地域や学校、関係機関などと連携して、ボランティア活動や自然体験、課外活動、文化芸術鑑賞などの体験活動や異年齢活動の機会の充実を図ることで、子どもたちに豊かな心や社会性を育てていくための環境づくりに積極的に取り組みます。

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

ア 性教育及び薬物乱用防止教育の充実

子どもたちに性についての正しい知識を適切に提供・教育することで、子どもたちが性に関する行動を自ら考え、自ら決定できる能力を身に付けたり、「いのち」の大切さや相手を思いやる気持ちを培うことができるような取組を推進します。

また、薬物の影響・怖さなどを伝える薬物乱用防止教室等を開催し、薬物乱用の防止に努めます。

イ 有害環境浄化活動の推進

家庭、学校及び地域の関係機関・団体、ボランティアなどの地域住民と緊密な連携と相互協力を築き、有害図書類視聴制限の徹底、カラオケ・コンビニ等への立入調査や、インターネット上の青少年有害情報フィルタリングソフト及びフィルタリングサービス利用の普及啓発を行います。

また、飲酒・喫煙防止活動等を行うとともに、街頭キャンペーンによる啓発活動や不正薬物の排除により薬物乱用の防止に努め、子どもたちにとって健全な社会環境づくりに努めます。

第4章 施策の方向 [1] - 4 成長に応じた教育の推進

《具体的な取組》

① 次代の親の育成

ア 家庭観・子育て観の醸成の推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童生徒に対する生命尊重等に係る教育の推進	地域の人材や関係機関と連携した道徳教育を中心とした「いのち」の大切さ等に係る教育の推進	義務教育課
ポジティブな結婚観・子育て観の啓発	結婚・出産・子育てに対する理解と認識を深めるための講演会等の開催など意識啓発活動の促進	青少年男女共同参画課
親になるための学びの推進	親になるための学びを支援するための世代別学習プログラム（中・高の家庭科等の授業で活用できる補助資料）の作成と普及	社会教育課

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

ア 確かな学力の向上

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
基礎学力の向上	学習指導要領における基礎学力及び活用する力の定着度調査及び指導方法の改善	義務教育課
県立高校進学指導支援事業	・授業力向上研究員の研修・研究による指導力の向上 ・公開授業等の実施 ・夏トライ！グレードアップ・ゼミの開催	高校教育課

イ 道徳教育，人権教育，男女平等教育の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
道徳教育の充実	・学校段階や発達段階に応じた教育活動全体での道徳教育の充実 ・家庭や地域との連携による社会全体での道徳教育の推進	義務教育課
人権教育の充実	・学校，家庭，地域における同和教育をはじめとする人権教育の充実 ・教職員の人権意識の高揚・資質の向上及び人権教育の指導内容・方法の工夫・改善	人権同和教育課
人権尊重を基盤とした男女平等教育の充実	・生徒や教職員，保護者を対象とした人権尊重を基盤とした男女平等意識の形成と男女共同参画についての理解を深めるための出前講座やセミナーの開催	男女共同参画室 男女共同参画センター

第4章 施策の方向 [1] - 4 成長に応じた教育の推進

ウ 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども・若者育成支援施策の総合的推進及び支援ネットワークの整備 【再掲】	・子ども・若者のための総合相談窓口の設置・運営等による支援施策の総合的推進 ・関係機関・団体が一体となった子ども・若者育成支援ネットワークの整備等による専門家や関係機関・団体と連携・協力した効率的な施策の展開	青少年男女共同参画課
職業的自立に向けた就労支援 【再掲】	・フリーター等を含む若年者の就職促進のため、企業での実践的な職業訓練を設定し、企業ニーズに即応した人材を育成 ・フリーター等を含む若年者の就職支援のため、若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導、カウンセリング、各種支援セミナーや職業相談・職業紹介などを実施	雇用労政課
	高校へのキャリアカウンセラーの配置による就労支援の充実	高校教育課
不登校や問題行動等に対する学校等における取組の推進【再掲】	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した不登校や問題行動等に係る相談・指導体制、支援施策の充実	義務教育課 高校教育課

エ 教育環境の向上

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県立学校施設の整備	・老朽化した校舎等の改修や耐震化など安全対策の推進 ・教育内容等の新たな需要に基づく整備推進 ・学校施設のバリアフリー化の整備推進	学校施設課
私立学校施設の耐震化の促進	安心・安全な教育環境の整備を図るため、私立学校施設の耐震化を促進	学事法制課 青少年男女共同参画課
幼稚園教諭等の資質向上	幼稚園教諭及び保育教諭の資質向上を図るための研修の実施	青少年男女共同参画課 義務教育課
自己評価の実施・第三者評価の実施促進	教育の質の向上を図るため、幼稚園における自己評価の実施及び第三者評価の実施促進	青少年男女共同参画課 義務教育課

第4章 施策の方向 [1] - 4 成長に応じた教育の推進

③ 家庭や地域の教育力の向上

ア 家庭教育への支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
家庭教育の意識啓発、指導	県子育て支援センター等における、子育て家庭を対象とした、家庭教育の重要性や家庭教育に対する責任感を高めるための意識啓発及び指導	青少年男女共同参画課 児童相談所
家庭の意義等についての意識啓発	毎月第3日曜日の「家庭の日」の広報等を通じた、家庭の意義や大切さについての意識啓発	青少年男女共同参画課
家庭教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育に関する人材の養成や学習機会の提供及び情報提供 学校、地域、企業等の様々な団体が連携し、地域ぐるみで家庭教育を支援していく気運の醸成 	社会教育課
人権に関する啓発活動の推進	全ての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、また、子どもの人権尊重の精神が育まれるよう、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動の推進	人権同和対策課
人権尊重を基盤とした男女平等教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等を対象とした人権尊重を基盤とした男女平等意識の形成と男女共同参画についての理解を深めるための出前講座やセミナーの開催 	男女共同参画室 男女共同参画センター

イ 豊かな自然環境、歴史・文化環境の保全と活用

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
多様で恵み豊かな環境の保全	自然保護思想の普及啓発、自然公園・自然環境保全地域の適切な保護管理	自然保護課
	県内の大気汚染の状況並びに公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の常時監視を実施	環境保全課
歴史、文化遺産の周知・活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 歴史、文化遺産の周知による郷土の理解と認識の醸成及びその活用による学習機会の充実 文化財や地域の歴史等に関する学習機会及び体験活動の場の提供 	生活・文化課 文化財課

ウ 健やかな体の育成及び運動習慣

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「たくましい“かごしまっ子”」育成推進事業の実施	研究協力校を指定し、授業における体力向上の方策についての研究を進めるとともに、訪問指導や学校体育優良校の表彰等を通じた、学校・家庭・地域が連携した体力向上の推進	保健体育課
運動部活動の活性化	運動部活動において、生徒へより専門的な指導を行い、スポーツに親しむ態度や、体力・競技力の向上を図るために、地域のスポーツ人材の活用や地域のスポーツクラブ等との連携を推進	保健体育課

第4章 施策の方向 [1] - 4 成長に応じた教育の推進

エ 体験活動の普及・促進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
運動部活動の活性化【再掲】	運動部活動において、生徒へより専門的な指導を行い、スポーツに親しむ態度や、体力・競技力の向上を図るために、地域のスポーツ人材の活用や地域のスポーツクラブ等との連携を推進	保健体育課
環境学習の推進	環境ワークショップの開催などにより、児童生徒等が環境問題や環境保全活動に興味を持ち行動するきっかけづくりを支援し、環境学習を推進	地球温暖化対策課
自然体験活動の推進	豊かな自然の中で、思いやりや耐性、自主性、社会性、協調性などを身に付けさせるために、社会教育施設等を利用した自然体験や生活体験を実施	社会教育課
環境保全活動のための人材育成	環境保全活動を積極的に行っていくようとする児童生徒を対象とした「環境レター」の募集や、「かごしまこども環境大臣」の任命などにより、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人材を育成	地球温暖化対策課
森林・林業の体験活動の促進	森林・林業に対する理解の向上や次代の担い手の育成を図るための森林・林業教育の実施や体験活動等への支援	地球温暖化対策課 森林経営課
農業の体験活動の促進	農業や食料に対する理解の醸成等を図るため、農作業や調理の体験活動、農家への訪問や宿泊体験活動等の実施の支援	農政課 農村振興課 経営技術課 畜産課 農地整備課
魅力ある私立学校づくり	私立学校（小・中・高・幼稚園・幼保連携型認定こども園）における、国際化教育や体験学習等の特色ある教育の推進	学事法制課 青少年男女共同参画課
文化芸術に親しみ触れる機会の提供	豊かな感性を育む青少年のための芸術鑑賞事業や市町村による青少年劇場等の実施により、文化芸術に親しみ触れる機会を提供	生活・文化課

第4章 施策の方向 [1] - 4 成長に応じた教育の推進

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

ア 性教育及び薬物乱用防止教育の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
正しい性の知識の提供と子どもたちが自ら決定できる能力獲得への取組の推進 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の子どもたちの身体と心の悩みへの相談に対応 ・性や性感染症等に関する正しい知識の提供と自ら性に関する適切な行動がとれるよう、思春期の子どもたちへの健康教育の実施 ・学校保健及び母子保健関係者の連携やネットワーク構築による思春期の課題の情報共有と取組の推進 ・エイズ予防普及啓発講演会等による高校生等への普及の推進 	子ども福祉課 健康増進課 保健所
	<ul style="list-style-type: none"> ・「性教育指導の手引」等の活用による性教育の取組の推進 ・専門家等との連携による性教育の充実 	保健体育課
薬物乱用防止に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中学・高校生に対する薬物乱用防止教育及び大学への出前講座の実施 ・地域住民に対する薬物乱用防止啓発セミナーの実施 	薬務課
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における外部講師を活用した薬物乱用防止教室の実施 	保健体育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室，薬物乱用防止教室の開催 	少年課

イ 有害環境浄化活動の推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー補導及びサイバーセキュリティカレッジ(*)の実施 ・チームティーチングによる非行防止教室の開催 ・リーフレット配布及び広報活動の実施による有害サイトに係る被害防止対策の充実 ・未成年者の飲酒・喫煙防止活動 ・遊技場等への立入りによる防犯協力依頼の実施 	少年課
青少年環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「郷土に学び・育む青少年運動」の推進 ・県青少年保護育成条例の適正な運用 ・青少年保護育成審議会の開催 ・青少年環境づくり懇談会の開催 ・書店，レンタルビデオ店，カラオケ・コンビニ等に対する立入調査，指導の実施 ・青少年環境情報誌の発行 	青少年男女共同参画課
薬物乱用を許さない環境づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭キャンペーン等による薬物乱用防止啓発活動 ・地域における薬物乱用防止指導員の活動強化 ・無承認無許可医薬品の疑いのある製品の買上検査の実施 	薬務課
県民の総力をあげて犯罪をなくす県民運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭キャンペーン等による万引き防止など防犯意識啓発活動 ・県民運動実施要綱を県内各小・中学校へ配布 ・県民運動広報ポスターを県内各高校へ配布 	生活・文化課 生活安全企画課

* サイバーセキュリティカレッジ

情報セキュリティに関する意識・知識の向上を図り，サイバー犯罪の被害防止等を目的として学生（小・中・高）のほか，教員や保護者等の教育関係者や各事業所を対象として講演等を行っている。

【1】ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援

施策の方向 5 仕事と子育ての両立支援等の推進

基本施策 (1) 仕事と生活の両立の推進

《現状及び課題》

共働き世帯が増加する中で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しています。

結婚や子育てを行う上においては、仕事と生活の両立を図る必要がありますが、長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある30代及び40代の男性で長時間労働を行う人の割合は依然として高い水準にあり、働き方の見直しが必要になっています。

このようなことから、女性の就労継続に向けた環境を整えるとともに、長時間労働の是正や経営者・管理職の意識改革、男性の育児休暇取得など仕事と生活の調和をさらに推進していく必要があります。

《施策目標》

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ア 仕事と生活の調和実現に向けた普及啓発

「かごしま子育て応援企業」の登録・紹介や「育児の日」の普及・啓発を通じて、仕事と子育ての両立に向けた広報・啓発に努め、職場を優先する意識や慣行の見直しを図ります。

イ 子育てと仕事を両立させやすい環境づくり

労働セミナーや男女共同参画を推進するセミナー等の実施、仕事と家庭の両立支援を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進し、子育てと仕事を両立させやすい環境づくりに努めます。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

ア 子育てと仕事を両立させやすい環境づくり

「かごしま子育て応援企業」の登録・紹介等の実施、ワーク・ライフ・バランスについて考える契機となるよう、「育児の日」の普及促進を行うとともに、男性の家事・育児参加を促進するなど、仕事と子育てを両立させるための基盤整備を行います。

第4章 施策の方向 [1] - 5 仕事と子育ての両立支援等の推進

《具体的な取組》

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ア 仕事と生活の調和実現に向けた普及啓発

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「かごしま子育て応援企業」の登録・紹介	仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録・紹介し、企業の子育て支援に対する自主的な取組を促進	雇用労政課
「育児の日」の普及促進	妊婦及び子どものいる世帯を地域全体で応援する機運の醸成に資するとともに、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について考える契機となるよう、「育児の日」(*)の普及促進	青少年男女共同参画課

イ 子育てと仕事を両立させやすい環境づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりの促進	男女ともに仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりを推進するため、広報誌「労働かごしま」の発行や労働セミナーの開催、労働条件等の調査・公表を通じた、男性も含めた働き方の見直しや関係法令、各種助成制度の周知・啓発	雇用労政課
「かごしま子育て応援企業」の登録・紹介【再掲】	仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録・紹介し、企業の子育て支援に対する自主的な取組を促進	雇用労政課
ファミリー・サポート・センターの設置促進【再掲】	地域の人材を活用し、働く人の仕事と家庭の両立支援や子育て支援等を行うファミリー・サポート・センターの設置促進	雇用労政課
男女共同参画を推進するセミナー等の実施	子育て中の女性やキャリアアップを目指す女性等を対象とした、女性が就業の継続や能力の発揮を促進するための講座等の開催	男女共同参画室 男女共同参画センター
県建設工事入札参加資格の格付における技術事項等評価点数への加点	県が発注する建設工事の入札参加資格の取得を希望する建設業者が、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出している場合、技術事項等評価点数に加点	監理課

* 育児の日

本県では、妊婦や子どものいる世帯を地域全体で応援する機運を醸成するため、毎月19日を「育児の日」と定め、広く県民に子育て応援を呼びかけ、様々な取組を展開している。

第4章 施策の方向 [1] - 5 仕事と子育ての両立支援等の推進

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

ア 子育てと仕事を両立させやすい環境づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「かごしま子育て 応援企業」の登録 ・紹介【再掲】	仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録・紹介し、企業の子育て支援に対する自主的な取組を促進	雇用労政課
「育児の日」の普及 促進【再掲】	妊婦及び子どものいる世帯を地域全体で応援する機運の醸成に資するとともに、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について考える契機となるよう、「育児の日」の普及促進	青少年男女共同参画課
男性の家事・育児 参加促進	男性（父親）の積極的な家事・育児参加を促進することにより、母親の家事・育児負担を軽減を図るため、父子手帳の作成や「イクメン」の育成等を推進	青少年男女共同参画課

施策の方向 5 仕事と子育ての両立支援等の推進

基本施策 (2) 雇用の場の確保

《現状及び課題》

共働き世帯が増加する中で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しています。

また、少子化の要因のひとつである未婚化については、その原因として、若者の雇用形態の不安定さなどからくる経済的基盤の弱さが指摘されています。

このようなことから、女性の就労継続に向けた環境を整えるとともに、経済的基盤の弱さを克服するには、安定した雇用が必要不可欠ですが、雇用の創出に当たっては、本県の強みである農林水産業やそれらを活用した食品関連産業等、電子・自動車関連産業の集積を生かすとともに、本県特有の観光資源やシラスなどの地域資源を最大限に生かしながら産業振興に向けた取組を今後とも進めていく必要があります。

《施策目標》

① 県内雇用の確保と創出

ア 働く場の創出

鹿児島にしごとをつくり、安心して働けるようにするため、鹿児島の特性を生かした付加価値の高い産業の創出や地域産業の競争力強化に取り組むとともに、地域経済に付加価値を生み出す核となる企業の立地促進や立地企業の成長支援等に取り組むなど、本県の雇用創出力向上を図ります。

イ 県内雇用の促進

結婚、妊娠・出産、子育ての各段階のいずれにおいても、就労を望む場合に、望むタイミングで望む働き方ができるという希望がかなう環境を整備することが重要であることから、個々人の希望を踏まえた正社員化の促進や処遇改善、子どもを持ちながら働き続けることができるよう雇用を促進する取組を進めます。

《具体的な取組》

① 県内雇用の確保と創出

ア 働く場の創出

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
農林水産業における担い手の確保・育成	本県農林水産業を支える担い手の確保・育成を図るため、情報の提供や各種相談会の実施、現場における研修等を支援	森林経営課 経営技術課 水産振興課
国内外からの誘客促進	明治維新150周年や国体、オリンピック等の各イベントをはじめ、「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録や、今後見込まれる奄美の世界自然遺産登録などを契機に関係団体とも連携し、国内外からの誘客を促進	観光課
新たな起業家の育成支援	創業を志す者や創業後間もない事業者に対して、創業に必要な知識の習得、創業初期の負担軽減などのきめ細やかな支援を行うことにより、様々な分野で新たな起業家を育成し、創業による新たなビジネスや雇用を創出	産業立地課
創業や新分野進出等に取り組む製造業者への支援	創業や新たな分野への進出、規模拡大に取り組む中小製造業者に対し、経営計画の策定、研究開発、設備投資等に対する一貫した支援を行い、本県の中核となる産業、企業を創出	産業立地課
企業立地の促進	本県の特性を生かした食品関連産業や電子、自動車関連産業をはじめ今後、成長が見込まれる環境・新エネルギー産業など付加価値の高い次世代の基幹産業を担う企業の立地促進や立地企業の成長支援	産業立地課
食品関連産業の振興	本県工業製品出荷額の約5割を占める食品関連産業において、マーケットイン戦略の推進や食品加工の高品質化・技術革新、経営力の向上等を総合的に支援し、食品関連産業の更なる振興と雇用の創出・拡大	商工政策課 経営金融課 産業立地課 雇用労政課 農政課

イ 県内雇用の促進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
若年者等に対する就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・本県若年者等の就職支援のため、若者就職サポートセンターにおいて、職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーや職業相談・職業紹介などを実施 ・若年者等の県内企業への就職促進を図るため、経済団体や県内企業等に対し、求人枠の確保や雇用の維持、労働者の処遇改善等の要請を実施 ・国との連携による、新規学卒者や若年者を対象とした県内企業合同説明会の実施や、県外進学者や県外就労者等を対象としたUIJターンフェアの首都圏等での開催 	雇用労政課
働きたい女性の再就職支援セミナーの実施	結婚・出産・子育て等により就労を中断し、再就職を希望する女性を対象に、再就職に必要な知識等の習得のための研修を実施	雇用労政課

【2】社会全体で行動し, 少子化対策を推進

施策の方向 1 結婚, 妊娠・出産, 子ども・子育てに温かい社会づくり

基本施策 (1) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進

《現状及び課題》

子育て家庭の孤立化を防ぎ, 子育てを社会全体で支えるためには, 地域において子育てをサポートするための仕組みづくりとともに, 地域の団体や企業, 地域住民など, 地域の多様な主体が連携・協力して, 地域全体で子育てを応援する機運の醸成を図っていく必要があります。

《施策目標》

① 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進

ア 地域で子育てを担う機運づくり

地域や職場, 家庭で「子育てしやすい環境づくり」に取り組む「育児の日」の普及に取り組めます。

また, 市町村, 子育てを支援する企業・事業所と連携して実施する「かごしま子育て支援パスポート」の拡充を図ります。

《具体的な取組》

① 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進

ア 地域で子育てを担う機運づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「育児の日」の普及促進	妊婦及び子どものいる世帯を地域全体で応援する機運の醸成に資するとともに, 仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について考える契機となるよう, 町内会, NPO, 市町村社会福祉協議会等と連携して, 「育児の日」を普及促進	青少年男女共同参画課
かごしま子育て支援パスポート事業の推進	妊婦及び子どものいる世帯が事業に善意で協賛する企業や店舗の優待サービスを受けられる「かごしま子育て支援パスポート」について, 市町村と連携して普及拡大	青少年男女共同参画課
「育児の日」協力企業の登録・紹介	「育児の日」に, ノー残業デーや年休取得促進日を設定するなどの取組を行う企業について, 「育児の日」協力企業として登録し, 県ホームページ等で紹介	青少年男女共同参画課

施策の方向 1 結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり

基本施策 (2) 子育てを支援する生活環境の整備

《現状及び課題》

ゆとりを持って子育てを行い、子どもが心身ともにのびのびと成長していくためには、本県の特長である豊かな自然環境、歴史・文化環境を保全し、次世代に引き継ぐことが重要です。

また、住環境や生活環境は、子育てに大きな影響をもたらすことから、家族みんなが、ゆとりと豊かさを感じられる住環境の向上に努めるほか、安らぎと活動の場を提供する公共空間の確保等に努めることも大切です。

さらに、子どもたちが、安心して外出できるよう、道路や施設のバリアフリー化を進めるほか、防犯体制の整備など、安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。

《施策目標》

① 子育てにやさしいまちづくりの推進

ア 子育てにやさしい住宅の供給【再掲】

住まいづくりにおいて子育てを支援するため、良質なファミリー向け住宅の供給など住環境の整備を促進します。

イ 公共施設等のバリアフリー化の促進【再掲】

妊産婦や乳幼児連れの人などが安心して生活できるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和を図るなど、公共的施設等のバリアフリー化を促進します。

ウ 子どもを犯罪、事故から守る取組の充実【再掲】

子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、防犯意識の啓発や防犯診断を実施するとともに、交通事故が多発している道路等において歩道等の整備を進めるなど、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

エ 子どもたちを災害から守る対策の推進【再掲】

子どもたちが土砂災害に遭わないように、子どもたちが集い憩う児童福祉館等要配慮者利用施設を保全する砂防えん堤等の整備を推進するとともに、市町村が行う当該施設に対する警戒避難体制の整備を支援します。

オ 安心して遊べる場の整備【再掲】

子どもたちが自然とふれあえる場である河川等の水辺において、水遊び場や散策路等の親水施設を整備するほか、安全に遊べる公園・海岸の整備を促進します。

第4章 施策の方向 [2] - 1 結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり

《具体的な取組》

① 子育てにやさしいまちづくりの推進

ア 子育てにやさしい住宅の供給【再掲】

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ファミリー向け住宅の供給促進	安心して子育てできる環境を整備するため、市街地へのアクセスに優れ、自然環境に恵まれたガーデンヒルズ松陽台において、子育て世帯向けの県営住宅を整備	住宅政策室
空き住宅等を改良して子育て世帯等に賃貸する民間賃貸住宅の登録・情報発信	子育て世帯を含む住宅確保要配慮世帯の居住の安定の確保を図るため、空き住宅等を改良して住宅確保要配慮者に賃貸する民間住宅の登録・情報発信	住宅政策室
健康な住まいづくりに関する相談等の実施	住宅相談業務の一環としてシックハウスに関する相談の実施	住宅政策室
子育て世帯に対する入居収入基準の緩和	子育て世帯（小学校就学前までの子どもを持つ世帯）に対する県営住宅への入居収入基準の緩和	住宅政策室

イ 公共施設等のバリアフリー化の促進【再掲】

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
公園の整備	公園にある段差を解消するなど、バリアフリー歩行空間の創出	都市計画課
街路の整備	市街地における歩きやすい歩行空間の形成及び歩行者等の交通安全の確保	都市計画課
人にやさしい道づくりの推進	高齢者や障害者等の安全で快適な移動を確保するため、適切な段差・勾配・水平空間を確保した歩道を整備することによるバリアフリー歩行空間の創出	道路維持課

ウ 子どもを犯罪、事故から守る取組の充実【再掲】

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
街路の整備	市街地における歩きやすい歩行空間の形成及び歩行者等の交通安全の確保	都市計画課
人にやさしい道づくりの推進	高齢者や障害者等の安全で快適な移動を確保するため、適切な段差・勾配・水平空間を確保した歩道を整備することによるバリアフリー歩行空間の創出	道路維持課
登下校時の見守り活動の推進	県民の総力をあげて犯罪をなくす県民運動の重点として、「子どもの犯罪被害の防止」を掲げ、県・県警・関係者と連携し、登下校時間に合わせた通学路等における子どもの見守り活動を実施	生活・文化課 生活安全企画課
交通安全施設等の整備	交通事故が多発している道路その他特に交通の安全を確保する必要がある歩道及び自転車歩行者道の整備	道路維持課

エ 子どもたちを災害から守る対策の推進【再掲】

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
砂防えん堤等の整備	児童福祉館など要配慮者利用施設を守る砂防えん堤の整備及び市町村が行う当該施設に対する警戒避難体制の整備の支援	砂防課

オ 安心して遊べる場の整備【再掲】

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
リバーフロントの整備	多くの人々が川に親しみ, 地域におけるふれあいの場となるような水辺空間の整備の促進	河川課
海岸環境の整備	海岸保全区域内において, 自然環境と調和した海浜地のレクリエーション機能, 良好な生活環境を創造するための整備	港湾空港課
公園の整備	ふれあいの場やうるおいのある生活環境等の確保を図るための都市公園の整備	都市計画課

施策の方向 1 結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり

基本施策 (3) 子どもの安全の確保の推進

《現状及び課題》

犯罪や児童虐待などにより被害を受けた子どもは、精神的に大きなダメージを負っており、専門機関や専門家によるケアと支援が欠かせません。

被害を受けた子どもだけではなく、その家族に対してもカウンセリング等を実施するとともに、児童相談所、警察、学校などの関係機関が連携し、きめ細やかな支援に取り組む必要があります。

また、学校におけるいじめの問題等については、子どもの立場に立った指導やカウンセリング、電話相談などの実施による相談体制づくりを進めるとともに、子ども一人一人の個性を尊重し、安心して過ごすことのできる学校づくりに向けた取組が必要です。

さらに、子どもに対する交通ルールの理解と交通マナーの向上についての教育を行うなど、子どもの交通安全意識の高揚に努める必要があります。

《施策目標》

① 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

ア 防犯指導及び情報提供の充実

学校において防犯意識を高める指導を行うほか、様々な機会をとらえ、子ども自身が自らの身を守る方法を学べる場をつくとともに、教職員等を対象にした講習会を開催するなど、防犯教育についての普及啓発を図ります。

また、子どもが犯罪等にあつたときの緊急避難場所である「子ども110番の家」を活用し、地域の安全情報等を共有化するなど、地域を挙げた防犯活動を推進します。

イ 消費者教育の充実

小・中・高校生等を対象とした消費生活講座の開催や、同講座等で使用する消費生活副読本等を作成して配布するなど、関係機関と連携を図りながら、子どもたちが消費生活に関する正しい知識を身に付け、自立した消費者になるための教育を推進します。

② 被害に遭った子どもの保護の推進

ア 犯罪等の被害に遭った子どもに対する相談・指導体制の充実

犯罪等の被害を受けた子どもやその家族などに対しては、少年サポートセンターや性暴力被害者サポートネットワークかごしま等において、相談やカウンセリング等を実施し、総合的かつ継続的な支援を推進します。

また、虐待等を受けた子どもについて、緊急性が高いと判断されるような場合は、児童相談所や児童福祉施設等に一時的に保護を行うなど、児童の心身の安定を図り、自立に向けた適切な対応に努めます。

イ いじめ問題等に対する相談・指導体制の充実【再掲】

いじめの問題など児童生徒を取り巻く様々な状況に適切に対応するため、学校にいじめ問題等相談員を派遣し、児童生徒及びその保護者への指導・助言や、教職員への研修等を行うことにより、子どもが安心して相談できる体制づくりを進めます。

また、保護者や教師、学校などに相談できない場合などは、第三者的な相談機関の存在も重要であることから、児童相談所や少年サポートセンター、総合教育センターなどで実施している電話相談等の周知を図り、適切な相談対応ができるよう努めます。

ウ カウンセリングの実施等による心のケアの充実【再掲】

児童相談所において、虐待を受けた子どもや虐待を行った親に対して、精神科医師などの専門家によるカウンセリングを行い、心理的なケアの充実と適切な保護及び指導を行います。

エ 自立支援対策の充実【再掲】

在宅指導を行う場合は、児童相談所の担当職員等による継続的な家庭訪問や来所指導等により、子どもの状態や保護者の養育状況を把握し、家庭内における親子関係の改善を図ります。

児童福祉施設へ入所又は里親へ委託している子どもについては、訪問や面談等を通じて、子どもの意向が十分に尊重され、効果的な自立支援計画の策定が行われるように助言等を行い、適切な処遇が図られるよう支援を行うとともに、家庭復帰が可能であると判断された事例については、家族再統合プログラムを作成し、早期に復帰できるよう支援します。

③ 地域における子どもの安全確保

ア 交通安全教育の普及

子どもやその保護者を対象に、警察や学校等の関係機関が一体となって交通安全教育や広報・啓発活動等を実施し、交通安全意識の高揚に努めます。

第4章 施策の方向 [2] - 1 結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり

《具体的な取組》

① 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

ア 防犯指導及び情報提供の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域ぐるみの学校安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した学校における計画的な防犯教育の実施 ・スクールガード等の養成 ・スクールガードリーダーを配置する市町村への助成 ・警察や関係団体、地域住民等と連携した防犯訓練の実施等 	保健体育課
学校安全教室の推進	職員、保護者、防犯団体関係者等を対象として、警察及び教育委員会による学校の安全管理及び防犯に関する講話・実技等を内容とした講習会の開催	保健体育課
「子ども110番の家」活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども110番の家」委嘱状況の検討・見直し ・委嘱者に対する地域安全情報の提供 	生活安全企画課

イ 消費者教育の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
消費者教育の推進	小・中・高校生等を対象とした消費生活講座の開催及び同講座で使用する消費生活副読本等の作成・配布など、関係機関との連携による消費者教育の推進	消費者行政推進室 消費生活センター 大島消費生活相談所

② 被害に遭った子どもの保護の推進

ア 犯罪等の被害に遭った子どもに対する相談・指導体制の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
少年サポートセンターにおける相談事業等の実施	被害少年カウンセリングアドバイザーや少年補導職員等による、被害児童に対するカウンセリング及び保護者に対する指導・助言	少年課 少年サポートセンター
児童相談所等における一時保護の実施	児童虐待等により保護を行う必要がある児童に対する児童相談所又は児童福祉施設等への委託による保護の実施	子ども福祉課 児童相談所
犯罪被害者等支援総合窓口における相談事業の実施	子どもを含む犯罪被害者等に対し、個別相談窓口の案内や国の基本計画に基づく県の犯罪被害者等支援施策の案内の実施	生活・文化課
性暴力被害者サポートネットワークかごしまにおける相談及び各種支援の実施	子どもを含む性暴力・性犯罪被害者等に対し、被害直後からの相談対応、医療支援、捜査関連支援等の総合的な支援を関係機関（(公社)かごしま犯罪被害者支援センター、県産婦人科医会、県警察、県）が連携・協力して実施	生活・文化課 相談広報課

イ いじめ問題等に対する相談・指導体制の充実【再掲】

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
いじめ問題等相談員の派遣	学校にいじめ問題等相談員を派遣し、児童生徒及び保護者の相談への対応や教職員への研修を実施	義務教育課 高校教育課
子どもに係る電話相談事業の実施	・少年サポートセンターに設置している「ヤングテレホン」の広報 ・児童相談所の「子ども・家庭110番」、少年サポートセンターの「ヤングテレホン」、県総合教育センターにおける「かごしま教育ホットライン24」など電話相談等の充実	少年サポートセンター 児童相談所 総合教育センター

ウ カウンセリングの実施等による心のケアの充実【再掲】

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
虐待を受けた子どもや保護者についてのケア	児童相談所における、精神科医師などの専門家によるカウンセリングの実施	子ども福祉課 児童相談所

エ 自立支援対策の充実【再掲】

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童相談所による在宅指導	定期的な家庭訪問や来所指導等のほか、地域の関係機関による見守り活動等の実施	子ども福祉課 児童相談所
児童福祉施設等における取組への指導等	定期的な施設等訪問やケース会議等による状況把握、児童自立支援計画策定についての指導・助言	子ども福祉課 児童相談所
里親制度の普及・啓発等	里親へ養育を委託している児童に対する心のケアなど専門職員によるサポートや、里親制度の普及・啓発についての広報活動の実施	子ども福祉課 児童相談所

③ 地域における子どもの安全確保

ア 交通安全教育の普及

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童生徒等交通事故0月間運動の実施【再掲】	・「交通事故0月間運動」（年2回）期間における交通安全ポスター・標語・作文等のコンクールや、登下校時の巡回指導、通学路の安全点検等の実施・交通安全教室など、子どもの危険予測、危機回避能力を高める安全教育の推進	保健体育課
児童生徒等交通事故防止対策連絡会の開催【再掲】	交通安全教育の推進及び児童生徒の交通事故防止対策等について、警察・学校・各関係機関が連携強化を図るための連絡会の開催	保健体育課
出張交通安全教育の実施	交通安全教育の内容が、児童等の心に残る持続的な安全意識の向上を図れるよう創意工夫した教育内容の実施	交通企画課

【2】社会全体で行動し、少子化対策を推進

施策の方向 2 企業の取組促進

基本施策 (1) 企業の少子化対策や両立支援の取組を促進

《現状及び課題》

従業員が安心して結婚し、子どもを生み育てながら働き続けられる環境を整備するとともに、企業が行政やNPO法人と連携して少子化対策に取り組んでいくことが重要です。

このため、企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」や先進事例を他企業へ波及させるための情報共有を促進することが必要です。

《施策目標》

① 企業の少子化対策や両立支援の取組を促進

ア 企業の少子化対策や両立支援の取組を促進

企業が自主的に実施する少子化対策や子育てと仕事の両立支援の取組などが促進されるよう取り組みます。

《具体的な取組》

① 企業の少子化対策や両立支援の取組を促進

ア 企業の少子化対策や両立支援の取組を促進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりの促進【再掲】	男女ともに仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりを推進するため、広報誌「労働かごしま」の発行や労働セミナーの開催、労働条件等の調査・公表を通じた、男性も含めた働き方の見直しや関係法令、各種助成制度の周知・啓発	雇用労政課
「かごしま子育て応援企業」の登録・紹介【再掲】	仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録・紹介し、企業の子育て支援に対する自主的な取組を促進	雇用労政課
「育児の日」協力企業の登録・紹介【再掲】	「育児の日」に、ノー残業デーや年休取得促進日を設定するなどの取組を行う企業について、「育児の日」協力企業として登録し、県ホームページ等で紹介	青少年男女共同参画課

第5章 数値目標

本県の合計特殊出生率は、第2章で示したとおり、平成26年では1.62であり、全国的には第7位と高い水準にありますが、人口の維持に必要とされる合計特殊出生率の2.07からすると相当低く、少子化に歯止めがかかっていない状況が続いています。

少子化は、社会における様々なシステムや社会経済情勢、人々の価値観と深く関わっており、克服するためには極めて長い時間を要するとされています。このような少子化の流れに少しでも歯止めをかけ、次代を担う子どもを育成する取組を第4章「施策の方向」で示しましたが、第5章では、その取組をより計画的に推進するため、以下のとおり数値目標を掲げます。

(1) 重点数値目標

少子化対策に直結し、第3章の2「重点目標及び施策の方向」で位置付けた主な取組に関連する数値目標であり、計画期間中の毎年度において、その進捗を管理し、少子化対策の成果を現す目安と位置付けるものです。

番号	数値目標項目	現状 (平成26年度)	目標 (平成31年度)
1	婚活サポーターの委嘱数	244人	1,000人
2	婚活イベントの年間情報提供数	20回	70回
3	平均初婚年齢	男性 30.5歳 女性 29.0歳	現状より若くする
	A いずれは、結婚しようとする未婚者の割合 (※)	70.3%	増加させる
4	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	—	20市町村
	B 予定している子どもの数が2人以上と答える人の割合 (※)	63.1%	増加させる
5	保育所待機児童数	232人	0人
6	地域子育て支援拠点の設置か所数	82か所	97か所
7	延長保育事業の受入可能者数	13,995人	28,107人
8	病児保育事業の延べ受入可能者数	14,014人	40,941人
9	放課後児童クラブ待機児童数	246人	0人
10	ファミリー・サポート・センター設置か所数	12か所	20か所
	C 子育てがしやすくなったと感じる人の割合 (※)	7.6%	増加させる
	D 妊娠・出産、子育てに関する医学的・科学的に正しい知識を理解している人の割合 (※)	—	70%
11	男性の育児休業取得率	1.3% (※2)	6.4%
12	ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	50.7% (※3)	70%
	E 仕事と家庭の両立がしやすくなったと考える県民の割合 (※)	9.8%	増加させる

※ A～Eの項目については、5年後の県民意識調査の結果により評価を行う。

(2) 包含する計画において掲げる数値目標

母子保健計画、子どもの貧困対策計画、子ども・若者計画における数値目標であり、少子化対策に関連する目標として掲げるものです。

○ 母子保健計画

番号	数値目標項目	現状 (平成26年度)	目標 (平成31年度)
1	妊娠11週以内での妊娠の届出率	88.8% (※4)	100%
2	妊娠中の妊婦の喫煙率	3.0% (※5)	0%
3	妊娠中の妊婦の飲酒率	4.3% (※5)	0%
4	全出生児に占める低出生体重児の割合(出生体重2,500g未満)	10.4% (※6)	減少させる
5	乳児死亡率(出生千対)	2.5 (※6)	減少させる
6	子育て世代包括支援センターの設置市町村数(再掲)	—	20市町村
7	産後ケアの事業に取り組む市町村数	3市町村	20市町村
8	乳児家庭全戸訪問事業に取り組んでいる市町村数	40市町村	全市町村 (43)
9	養育支援訪問事業に取り組んでいる市町村数	17市町村	全市町村 (43)
10	育てにくさを感じたときに何らかの解決方法を知っている親の割合	84% (※5)	増加させる
11	積極的に育児に参加している父親の割合	48.5% (※5)	増加させる
12	四種混合の予防接種率	91.9%	95%以上
13	麻疹・風疹(MR)の予防接種率	92.4%	95%以上
14	3歳児でむし歯のない者の割合	75.5% (※7)	82.5%
15	12歳児でむし歯のない者の割合	51.5%	57.4%
16	10代の人工妊娠中絶実施率 (15～19歳人口千対)	7.9人 (※8)	7.0人
17	10代の性感染症の報告数(1定点医療機関あたり) (性器クラミジア, 淋菌感染症, 尖圭コンジローマ, 性器ヘルペス)	4.56人 (※9)	減少させる
18	10代の自殺率(当該年齢人口10万対)	2.5人 (※10)	減少させる

○ 子どもの貧困対策計画

番号	数値目標項目	現状 (平成26年度)	目標 (平成31年度)
1	ひとり親家庭自立支援給付金の支給者数	1,280人	1,320人
2	母子・父子自立支援員の配置市町村数	3市町村	10市町村

○ 子ども・若者計画

番号	数値目標項目	現状 (平成26年度)	目標 (平成31年度)
1	かごしま子ども・若者総合相談センターの年間相談件数 (ひきこもり地域支援センター)	743件	増加させる

(3) その他

番号	数値目標項目	現状 (平成26年度)	目標 (平成31年度)
1	障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」の作成（幼・小・中・高）	96.4%	100%
2	障害のある児童生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成（幼・小・中・高）	94.8%	100%
3	かごしま子育て支援パスポート事業協賛店舗数	1,849 店舗	2,100 店舗
4	特定教育・保育施設等の自己評価・第三者評価の実施率（※11）	—	100%
5	一時預かり事業の延べ受入可能者数	311千人	1,484千人 （※1）
6	休日保育の実施か所数	23か所	30か所
7	子育て短期支援事業の受入可能者数	1,442人	2,170人 （※1）
8	幼稚園等における預かり保育の実施率（※12）	—	100%
9	利用者支援事業実施箇所数（母子保健型除く）	2か所	42か所
10	放課後児童支援員の認定資格研修総受講者数	—	1,500人
11	保育の質の向上のための研修総受講者数	101人	450人
12	認可保育所等の利用定員総数（※13）	—	44,269人 （※1）
13	交通安全教育の普及	314回	320回
14	「育児の日」における企業の取組状況	123社	200社
15	かごしま子育て応援企業登録数	263社	470社
16	男性の家事・育児時間	53分 （※14）	1時間7分

（データの出典等）

- ※1 各市町村が子ども・子育て支援事業計画で設定した数値目標を県で積み上げた数値
- ※2 労働条件実態調査実績（平成26年度）
- ※3 労働条件実態調査実績（平成24年度）
- ※4 H25年度実績
- ※5 厚生労働省による抽出調査（平成25、26年）
- ※6 人口動態統計（平成25年）
- ※7 平成25年度3歳児歯科健康診査
- ※8 平成25年度衛生行政報告例
- ※9 H22～26年の5か年における4疾患の平均
- ※10 人口動態統計（平成21～25年）
- ※11 特定教育・保育施設等とは、子ども・子育て支援新制度において市町村長が施設型給付費等の支給に係る施設又は事業を行う者として確認する認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育（小規模保育等）を行う事業者
- ※12 幼稚園等とは、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園及び新制度における1号認定子ども（保育を必要としない子ども）が通う施設
- ※13 平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行に伴い、新たに設定
- ※14 平成23年社会生活基本調査 生活時間に関する結果

第6章 計画の推進体制

結婚，妊娠・出産，子ども・子育てに温かい社会を構築していくためには，県及び市町村における推進体制の整備のほか，家庭，学校，地域社会，企業等が連携し，総合的かつ円滑に支援を展開していくことが重要です。

1 県民との協働

計画の推進に当たっては，県民の理解と参加が不可欠です。

そのため，個人やボランティア，地域の自治会，NPO，企業等の多様な主体とのパートナーシップを構築し，それぞれの役割分担を踏まえながら，幅広い協働により計画を推進します。

また，市町村社会福祉協議会や青少年育成市（町，村）民会議など関係機関・団体等との連携を図ります。

2 市町村との連携

計画の推進に当たっては，計画に掲載されている施策の中には，市町村が実施主体となる施策もあり，また，市町村の取組が積算基礎となっている数値目標もあることから，市町村の取組も円滑に推進していくことが重要です。地域における子育て支援や児童の健全育成，母子保健対策など，住民の日常生活に密着した，子育てしやすい環境づくりを図るため，市町村と連携しながら取組を進めます。

3 県における推進体制

「県少子化対策推進本部」において，各種施策の総合調整を行い，全庁的に計画を推進します。

また，子どもの保護者，市町村長等から構成される「県子ども・子育て支援会議」の意見を伺いながら，計画を推進していきます。

参考資料

1 計画策定の経過

時 期	事 項
平成15年 7月	次世代育成支援対策推進法成立（公布：16日）
平成17年 3月	鹿児島県次世代育成支援対策県行動計画 「かごしま子ども未来プラン(前期計画)」 策定
平成22年 3月	鹿児島県次世代育成支援対策県行動計画 「かごしま子ども未来プラン(後期計画)」 策定
平成26年11月	少子化対策に関する意識調査 ・調査期間 11月17日～12月15日
平成27年 7月	第1回少子化対策推進本部幹事会（23日） ・後期計画の数値目標実績について ・「新かごしま子ども未来プラン」（仮称）素案について
8月	第1回少子化対策推進本部会議（4日） ・後期計画の数値目標実績について ・「新かごしま子ども未来プラン」（仮称）素案について
10月	第2回少子化対策推進本部幹事会（21日） ・「新かごしま子ども未来プラン」（仮称）素案について
11月	第2回少子化対策推進本部会議（10日） ・「新かごしま子ども未来プラン」（仮称）素案について
12月	第7回鹿児島県子ども・子育て支援会議（20日） ・「新かごしま子ども未来プラン」（仮称）素案について 県議会総務委員会（11日） ・計画素案の説明等 計画素案に対する県民からの意見募集 （18日から1月18日まで）
平成28年 2月	第8回鹿児島県子ども・子育て支援会議（17日） ・計画最終案に対する意見について
3月	県議会総務委員会（15日） ・計画最終案の説明等 ・計画最終案の決定

2 鹿児島県子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、鹿児島県子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 支援会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 支援会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 支援会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に所属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「支援会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委員でない者の出席)

第7条 支援会議又は部会において必要があると認めるときは、その会議に専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、総務部県民生活局において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成25年11月規則第64号で、同年11月21日から施行)

3 鹿児島県子ども・子育て支援会議委員

(委嘱期間 平成27年11月21日から平成29年11月20日まで)

委員属性	人数	候補団体(者)	職名等	氏名	備考
子どもの保護者	5	小学校就学前の児童をもつ保護者	公募	永山 絵梨香	
		小学校就学前の児童をもつ保護者	公募	福富 智章	
		鹿児島県子ども会育成連絡協議会	理事	青矢 順子	
		鹿児島県PTA連合会	副会長	中野 留美子	
		鹿児島県私立幼稚園PTA連合会	会長	大磯 智美	
事業主を代表する者	1	鹿児島県経営者協会	会員	中村 邦子	
労働者を代表する者	1	日本労働組合総連合会 鹿児島県連合会	副会長	下馬場 学	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	7	特定非営利活動法人 全国認定こども園協会九州地区 鹿児島県支部	支部長	輿水 基	
		鹿児島県児童養護協議会	会員	白鳥 浄子	
		一般社団法人鹿児島県私立幼稚園協会	会長	園尾 憲一	
		公益社団法人鹿児島県医師会	会員	佐野 のぞみ	
		鹿児島県国公立幼稚園・こども園協会	会長	原田 清昭	
		鹿児島県民生委員児童委員協議会	会員	大石 明子	
		社会福祉法人鹿児島県保育連合会	会長	岩下 修一	
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	5	鹿児島大学教育学部	副学部長 教授	大坪 治彦	
		鹿児島大学医学部	教授	武井 修治	
		鹿児島大学教育学部	准教授	前田 晶子	
		鹿児島純心女子大学国際人間学部	教授	餅原 尚子	
		鹿児島市健康福祉局子育て支援部	部長	古江 朋子	
市町村長	1	県町村会	理事	大久保 明	
合計 (人)	20				

4 少子化対策に関する県民意識調査結果（概要）

(1) 調査目的

少子化の進行の一因となっている未婚・晩婚化が年々進んでいることから、結婚や育児に関する県民の意識を把握し、今後の少子化対策の参考にするとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく「かごしま子ども未来プラン2015」の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査方法

無作為に抽出した県内全域の①平成26年1月1日現在で満18歳以上の男女（合計4,500人）、②県内の4年制大学に在学する大学生（500人）に対し、平成26年1月17日～12月15日の期間で調査を実施。

(3) 回収率等

調査対象	標本数(人)	回収数(人)	回収率(%)	調査項目数
18歳以上全体	4,500	1,751	38.91	45
大学生	500	254	50.80	25
計	5,000	2,005	40.10	—

※大学生は今回初めて調査実施

※年代別の回答割合 50歳以上68%

(4) 主な項目の調査結果（括弧書きは前回H21年度調査結果（年代別のデータなし）、単位%）

一般県民（18歳以上全体）の数値は、年代別の回答割合が偏っていることから、全ての年代が同割合で回答したと仮定した補正値を記載。

前回調査は年齢別の回答割合が不明であり、補正ができないことから、前回調査結果との直接的な比較は困難。

① 少子化問題への関心

ア【問1】少子化問題への関心

一般県民、大学生とも「関心がある」が約8割程度を占めている。

区 分	一般県民(18歳以上全体)			大学生
		うち20代	うち30代	
関心がある	80.1 (86)	77.4	79.6	78.4
関心がない	16.1 (10)	18.7	16.4	17.7

イ【問2】子どもの数が減少していることへの考え方

一般県民、大学生とも「問題である」が約9割以上を占めている。

区 分	一般県民(18歳以上全体)			大学生
		うち20代	うち30代	
問題である	95.5 (97)	95.1	94.1	94.1
問題ではない	4.5 (3)	4.9	5.0	4.4

② 結婚

ア【問27】結婚願望

「結婚したい」と回答した割合が、一般県民全体では、約5割であったが、大学生、20代、30代では約7割となっている。

区 分	一般県民(18歳以上全体)			大学生
		うち20代	うち30代	
結婚したい	54.8 (70.6)	70.2	73.6	76.6
一生結婚するつもりはない	17.4 (4.6)	3.5	13.2	2.1

※40代までの「結婚したい」割合は、70.3%、
「一生結婚するつもりはない」割合は、6.3%

イ【問26】独身でいる理由（一般県民のみ：各年代の上位3項目まで）
「適当な相手にまだめぐり会わないから」と回答した割合が、一般県民全体では、約3割であったが、20代、30代では6割以上となっている。

区 分	一般県民(18歳以上全体)		
		うち20代	うち30代
適当な相手にまだめぐり会わないから	27.4 (17.7)	61.4	76.3
独身の自由さや気楽さを失いたくないから	11.4 (8.0)	4.9	26.3
今は仕事（または学業）に打ち込みたいから	11.0 (16.2)	36.8	23.7
結婚するにはまだ若すぎるから	7.5 (17.7)	26.3	0

ウ【問30】結婚を希望する人への支援策（一般県民のみ：各年代の上位5項目まで）

一般県民全体では、「安定した雇用環境を提供すること」が最も多かったが、20代、30代では「賃金を上げて安定した家計を営めるよう支援すること」が最も多くなっている。

区 分	一般県民(18歳以上全体)		
		うち20代	うち30代
安定した雇用環境を提供すること	23.9	58.8	50.2
賃金を上げて安定した家計を営めるよう支援すること	20.7	63.7	55.2
夫婦がともに働き続けられるような職場環境の充実	20.6	56.9	49.3
出会いの場を提供すること	10.3	17.6	26.9
結婚や住宅に対する資金貸与や補助を行うこと	8.4	38.2	23.4

※今回初めて調査実施した項目

③ 妊娠・出産

ア【問5】理想とする子どもの数（各年代の上位3項目まで）

一般県民全体、20代、30代とも3人と答えた方が最も多かったが、大学生では、1人と答えた方が最も多かった。

区 分	一般県民(18歳以上全体)			大学生
		うち20代	うち30代	
3人	54.3 (62.3)	49.0	50.7	0.8
2人	31.7 (23.4)	35.3	33.3	18.4
4人	4.5 (4.9)	3.9	5.0	—
1人	1.1 (1.1)	2.9	2.5	72.4

イ【問8】予定している子どもの数（一般県民のみ：各年代の上位3項目まで）

一般県民全体、20代、30代とも2人と答えた方が最も多かった。

区 分	一般県民(18歳以上全体)		
		うち20代	うち30代
2人	38.0 (36.6)	43.1	47.8
3人	26.7 (35.1)	28.4	21.9
1人	7.9 (6.0)	1.0	7.5

ウ【問9】子どもの理想の数と予定している数の差の理由（一般県民のみ：各年代の上位3項目まで）

子育て世代である20代、30代では、「収入に対して、子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多かった。

区 分	一般県民(18歳以上全体)		
		うち20代	うち30代
収入に対して、子育てや教育にお金がかかりすぎるから	29.6 (26.7)	71.4	58.7
健康上の理由から	9.4 (7.3)	14.3	9.3
自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから	9.0 (7.7)	28.6	10.7
欲しいけれどもできないから	8.2 (9.5)	0	21.3
高齢で産むのはいやだから	8.0 (9.0)	9.5	22.7

④ 子育て

ア【問14】子育ての悩み（一般県民のみ：各年代の上位3項目まで）

一般県民全体、30代では、「子どもの教育費や稽古事などにお金がかかる」が最も多かったが、20代では「子育てと仕事や家事との両立がしにくい」が最も多くなっている。

区 分	一般県民(18歳以上全体)		
		うち20代	うち30代
子どもの教育費や稽古事などにお金がかかる	17.7 (20.2)	34.8	40.9
子育てと仕事や家事との両立がしにくい	14.0 (12.1)	52.2	37.0
子どもの出産や育児にお金がかかる	11.0 (12.8)	39.1	29.9

イ【問25】地域における住民同士の助け合いのために必要な活動（一般県民のみ：各年代の上位3項目まで）

一般県民全体では、「子育てに関する悩みを気軽に相談できるような活動」が最も多かったが、20代では、「子育てに関連した情報を簡単に入手しあえるような活動」が、30代では「子育てをする親同士で話ができる仲間づくりの活動」が最も多くなっている。

区 分	一般県民(18歳以上全体)		
		うち20代	うち30代
子育てに関する悩みを気軽に相談できるような活動	19.6 (21.5)	33.3	29.9
子育てをする親同士で話ができる仲間づくりの活動	18.5 (22.1)	33.3	32.8
不意の外出の時などに子供を預かる活動	16.4 (18.4)	25.0	31.3
子育てに関連した情報を簡単に入手しあえるような活動	15.9 (15.4)	41.7	23.9

ウ【問33】男性の積極的な子育て参加のために必要なこと（各年代の上位3項目まで）

一般県民全体，20代，30代では，「家事や育児は女性の役割だという固定的な考えを改めること」が最も多かったが，大学生では，「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」が最も多くなっている。

区 分	一般県民(18歳以上全体)			大学生
		うち20代	うち30代	
家事や育児は女性の役割だという固定的な考えを改めること	24.7 (25.0)	60.8	57.7	21.9
夫婦ともに家事や育児の責任を担い，協力して行うこと	22.2 (23.3)	55.9	44.3	18.8
労働時間短縮や休暇制度を普及させること	17.0 (14.5)	57.8	41.8	23.6

⑤ 働き方

ア【問31】子育て支援のために企業に整備してほしい制度（一般県民のみ：各年代の上位3項目まで）

一般県民全体では，「企業内託児所の設置」が最も多かったが，20代，30代では，「保育料・託児料の補助や融資などの金銭的支援制度」が最も多くなっている。

区 分	一般県民(18歳以上全体)		
		うち20代	うち30代
企業内託児所の設置	16.8 (18.5)	38.2	40.8
保育料・託児料の補助や融資などの金銭的支援制度	16.0 (17.8)	52.0	43.3
病児のための看護休暇制度	14.7 (15.4)	40.2	40.3
短時間勤務制度	12.6 (8.3)	37.3	41.3

イ【問36】男性の育児休業取得促進のために必要なこと（一般県民のみ：各年代の上位3項目まで）

一般県民全体，20代，30代とも，「職場（経営者・上司・同僚等）の理解の向上」が最も多くなっている。

区 分	一般県民(18歳以上全体)		
		うち20代	うち30代
職場（経営者・上司・同僚等）の理解の向上	29.5 (29.8)	78.4	79.6
男性自身の意識の変化	13.2 (14.6)	29.4	26.4
社会の理解の向上	12.9 (14.1)	41.2	31.8

5 関係機関連絡先一覧

	所在地	電話番号
鹿児島県庁	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111(代表)

○各種相談機関

相談機関	所在地	電話番号 (FAX番号)	所管区域
* 児童相談所全国共通ダイヤル 189(最寄りの児童相談所につながります)			
中央児童相談所	〒891-0175 鹿児島市桜ヶ丘六丁目12	099-264-3003 (099-264-3044)	県下一円 (大隅児童相談所及び 大島児童相談所の管 轄地域を除く)
大隅児童相談所	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6	0994-43-7011 (0994-43-7016)	鹿屋市, 垂水市 曾於郡, 肝属郡
大島児童相談所	〒894-0012 奄美市名瀬小俣町20-2	0997-53-6070 (0997-53-1532)	奄美市, 大島郡
女性相談 センター	—	099-222-1467 (099-227-0557)	県下一円
男女共同参画 センター	〒892-0816 鹿児島市山下町14-50 (県民交流センター内)	099-221-6630 099-221-6631 (099-221-6640)	県下一円
精神保健福祉 センター	〒890-0021 鹿児島市小野1丁目1-1	099-218-4755 (099-228-9556)	県下一円
こども総合療育 センター	〒891-0175 鹿児島市桜ヶ丘六丁目12	099-265-2400 (099-265-0006)	県下一円
発達障害者支援 センター	〒891-0175 鹿児島市桜ヶ丘六丁目12 (こども総合療育センター内)	099-264-3720 (099-265-0006)	県下一円
かごしま子ども・ 若者総合相談 センター (ひきこもり地域 支援センター)	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1-8 (県青少年会館2階)	099-257-8230 (099-257-8231)	県下一円
総合教育センター	〒891-1393 鹿児島市宮之浦町862	○教育相談課 099-294-2200 (099-294-2333) ○特別支援教育研修課 099-294-2820 (099-294-2317)	県下一円
若者就職サポ ートセンター	〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所(アイム)ビル3F	099-216-9100 (099-222-0433)	県下一円
(鹿屋サテライト)	〒893-0007 鹿屋市北田町3-3 鹿屋市産業支援センター2F	0994-36-0061 (0994-36-0061)	
消費生活 センター	〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16-203	099-224-0999 (099-224-4997)	県下一円
大島消費生活 相 談 所	〒894-8505 奄美市名瀬永田町17-3	0997-52-0999 (0997-52-0999)	奄美市, 大島郡

○各種相談等

電話相談窓口	相談受付時間	電話番号
小児救急電話相談	H27年度: 19:00~23:00 H28年度中に拡充予定 (平日・土曜日) 19:00~翌8:00 (日曜・祝日) 8:00~翌8:00	県内共通 #8000 (ダイヤル回線・ IP電話などからは 099-254-1186)
「子ども・家庭110番」(中央児童相談所内設置) 子どものあらゆる相談	(祝日を除く) 月~金 9:00~22:00	099-275-4152
男女共同参画センター 男女共同参画に関する相談		
○一般相談(面談による相談は要予約)	水~日曜日 9:00~17:00 火曜日(休館日の翌日) 9:00~20:00	
○専門相談 法律相談, メンタルヘルス相談, 男性相談	(法律相談) 第1・第3火曜日 13:30~16:30 (メンタルヘルス相談) 第3木曜日 13:30~16:30 (男性相談) 第2土曜日 9:30~16:30	099-221-6630 099-221-6631
配偶者暴力相談支援センター 配偶者や交際相手からの暴力に関する相談		
○県女性相談センター	(祝日を除く) 月~水・金曜日 8:30~17:00 木曜日 8:30~20:00 日曜日 9:00~15:00	099-222-1467
○県男女共同参画センター	水~日曜日 9:00~17:00 火曜日(休館日の翌日) 9:00~20:00	099-221-6630 099-221-6631
○地域振興局・支庁の地域保健福祉課	月~金曜日 8:30~17:00 (閉庁日を除く)	P109に記載
自殺予防情報センター(面談による相談は要予約) 自殺に関する悩みを持った方や家族などの相談	(祝日を除く)月曜日・木曜日 9:00~12:00, 13:00~16:00	099-228-9558
少年サポートセンター「ヤングテレホン」 非行・家出・いじめ等少年問題に関する相談	月~金曜日 8:30~17:15 (閉庁日を除く)	099-252-7867
「かごしま教育ホットライン24」 いじめに関する相談(※いじめ以外の相談もできます)	年中無休 24時間対応	0120-783-574 0570-078-310 099-294-2200
鹿児島労働局 雇用均等室 男女雇用機会均等法, 育児・介護休業法, パートタイム労働法に関する相談	平日 8:30~17:15	099-222-8446
消費者ホットライン (身近な市町村消費生活相談窓口等を案内します。)	(相談窓口によって異なります。)	(局番なし) 188

電話相談窓口	相談受付時間	電話番号
犯罪被害者等支援総合窓口(鹿児島県生活・文化課内) (犯罪の被害に遭われた方へ適切な個別相談窓口や県の犯罪被害者等支援施策の案内を行っています。)	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日を除く)	099-286-2523
「性暴力被害者サポートネットワークかごしま」(FLOWER) (性暴力・性犯罪被害に関する相談のほか、関係機関の紹介、病院等への付き添いなどを行います。)		
○(公社)かごしま犯罪被害者支援センター	(祝日を除く) 火～土曜日 10:00～16:00	099-226-8341 099-206-7867 099-286-2523
○性犯罪被害110番(鹿児島県警察)	(祝日を除く) 月～金曜日 8:30～17:00	
○犯罪被害者等支援総合窓口 (鹿児島県生活・文化課内)	(祝日を除く) 月～金曜日 8:30～17:15	
女性健康支援センター 思春期保健, 妊娠(予期しない妊娠など), 出産, 子育て, 更年期など, 女性の心や体の悩みに関する相談		
○一般相談窓口(各県保健所)	月～金曜日 8:30～17:00 (閉庁日を除く)	P108に記載
○専門相談窓口(県助産師会(中央助産所))	(電話相談) 火・木・土・日曜日10:00～18:00	099-255-2738
	(メール相談) 随時	josei@pref.kagoshima.lg.jp
不妊専門相談センター 不妊でお悩みの方の相談		
○一般相談窓口(各県保健所)	月～金曜日 8:30～17:00 (閉庁日を除く)	P108に記載
○専門相談窓口(鹿児島大学病院)	(電話相談) 月・金曜日15:00～17:00	099-275-6839
	(メール相談) 随時	funin@pref.kagoshima.lg.jp
社会福祉法人 鹿児島県母子寡婦福祉連合会 ひとり親家庭向けの相談窓口		
○就業相談	(祝日を除く) 月～金曜日 9:00～16:00	099-258-2984 099-206-3280
○特別相談(弁護士等無料相談)	毎月1回(第3木曜日) ※事前予約の必要有	

○保健所

	所在地	電話番号	所管区域
鹿児島市保健所	〒890-8543 鹿児島市鴨池二丁目25-1-11	099-258-2321	鹿児島市
指宿保健所	〒891-0403 指宿市十二町301	0993-23-3854	指宿市
加世田保健所	〒897-0001 南さつま市加世田村原二丁目1-1	0993-53-2315	枕崎市, 南さつま市, 南九州市
伊集院保健所	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	099-273-2332	鹿児島郡, 日置市, いちき串木野市
川薩保健所	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3165	薩摩川内市, 薩摩郡
出水保健所	〒899-0202 出水市昭和町18-18	0996-62-1636	出水市, 阿久根市, 出水郡
大口保健所	〒895-2511 伊佐市大口里53-1	0995-23-5103	伊佐市
始良保健所	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	0995-44-7951	霧島市, 始良市, 始良郡
鹿屋保健所	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6	0994-52-2103	鹿屋市, 垂水市, 肝属郡
志布志保健所	〒899-7103 志布志市志布志町志布志二丁目1-11	099-472-1021	曾於市, 志布志市, 曾於郡
西之表保健所	〒891-3192 西之表市西之表7590	0997-22-0777	西之表市, 熊毛郡 (中種子町, 南種子町)
屋久島保健所	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	0997-46-2024	熊毛郡 (屋久島町)
名瀬保健所	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997-52-5411	奄美市, 大島郡 (大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町)
徳之島保健所	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津4943-2	0997-82-0149	大島郡 (徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町)

○県の福祉に関する事務所

	所在地	電話番号 (FAX番号)	所管区域
鹿児島地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	099-272-6301 (099-272-6270)	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村
南薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	〒897-0001 南さつま市加世田村原 二丁目1-1	0993-53-8001 (0993-53-2680)	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市
北薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3166 (0996-20-2127)	阿久根市, 出水市, 薩摩川内市, さつま町, 長島町
始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	0995-44-7965 (0995-44-7968)	霧島市, 伊佐市, 始良市, 湧水町
大隅地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6	0994-52-2123 (0994-52-2120)	鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
熊毛支庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	〒891-3192 西之表市西之表7590	0997-22-1138 (0997-22-0050)	熊毛郡全体, 西之表市, 中種子町, 南種子町, 屋久島町
屋久島事務所 保健福祉環境課	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	0997-46-2024 (0997-46-3522)	屋久島町
大島支庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7243 (0997-57-7251)	大島郡全体, 奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町
瀬戸内事務所 福祉課	〒894-1506 大島郡瀬戸内町古仁屋船津36	0997-72-0186 (0997-72-0191)	宇検村, 瀬戸内町
喜界事務所 福祉係	〒891-6201 大島郡喜界町赤連2901-14	0997-65-0114 (0997-65-0896)	喜界町
徳之島事務所 福祉課	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津7216	0997-82-0233 (0997-83-2784)	徳之島町, 天城町, 伊仙町
沖永良部事務所 総務福祉課	〒891-9111 大島郡和泊町手々知名134-1	0997-92-0121 (0997-92-3403)	和泊町, 知名町, 与論町

○各市町福祉事務所

	所在地	電話番号 (FAX番号)
鹿児島市福祉事務所	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1	099-216-1281 (099-216-1234)
鹿児島市谷山福祉事務所	〒891-0194 鹿児島市谷山中央四丁目4927	099-269-2111 (099-267-6555)
鹿屋市福祉事務所	〒893-8501 鹿屋市共栄町20-1	0994-43-2111 (0994-44-2494)
枕崎市福祉事務所	〒898-8501 枕崎市千代田町27	0993-72-1111 (0993-72-1656)
阿久根市福祉事務所	〒899-1696 阿久根市鶴見町200	0996-73-1211 (0996-73-0297)
出水市福祉事務所	〒899-0292 出水市緑町1-3	0996-63-2111 (0996-62-7767)
指宿市福祉事務所	〒891-0497 指宿市十町2424	0993-22-2111 (0993-24-4342)
西之表市福祉事務所	〒891-3193 西之表市西之表7612	0997-22-1111 (0997-23-4518)
垂水市福祉事務所	〒891-2192 垂水市上町114	0994-32-1111 (0994-32-6625)
薩摩川内市福祉事務所	〒895-8650 薩摩川内市神田町3-22	0996-23-5111 (0996-23-5088)
日置市福祉事務所	〒899-2592 日置市伊集院町郡1-100	099-273-2111 (099-273-3063)
曾於市福祉事務所	〒899-4192 曾於市財部町南俣11275	0986-72-0936 (0986-72-0744)
霧島市福祉事務所	〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1	0995-45-5111 (0995-45-1900)
いちき串木野市福祉事務所	〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1	0996-32-3111 (0996-32-3124)
南さつま市福祉事務所	〒897-8501 南さつま市加世田川畑2648	0993-53-2111 (0993-52-2010)
志布志市福祉事務所	〒899-7492 志布志市有明町野井倉1756	099-474-1111 (099-474-2281)
奄美市福祉事務所	〒894-8555 奄美市名瀬幸町25-8	0997-52-1111 (0997-52-6955)
南九州市福祉事務所	〒897-0215 南九州市川辺町平山3234	0993-56-1111 (0993-58-3710)
伊佐市福祉事務所	〒895-2511 伊佐市大口里1888	0995-23-1311 (0995-22-5035)
始良市福祉事務所	〒899-5492 始良市宮島町25番地	0996-66-3355 (0996-65-6964)
長島町福祉事務所	〒899-1498 出水郡長島町鷹巣1875-1	0996-86-1111 (0996-86-0950)
屋久島町福祉事務所	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650番地27	0997-46-2235 (0997-46-3371)